

平成21年度
学校健康教育必携

Health
Job
promotion



埼玉県のマスコット コバトン

9

埼玉県教育委員会

promotion

表紙デザイン

表紙デザインは、Health Promotion (ヘルスプロモーション) の「HP」を構成したものである。

ヘルスプロモーションとは、人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようとするプロセス(1986年・WHOオタワ憲章)である。健康の実現のための環境づくり等も含めた包括的な概念である。

はじめに

県教育委員会では、「生きる力と絆の埼玉教育プラン－埼玉県教育振興基本計画－」を策定し、3つの観点と5つの基本目標により生きる力を育て絆を深める埼玉教育を推進していくこととしました。

学校健康教育においては、「埼玉県学校健康教育指針」に基づき、児童生徒自身の心身の健康をはぐくみ、安全を確保することのできる資質や能力の育成に努めてまいりました。さらに平成21年度からは、「生きる力と絆の埼玉教育プラン」を踏まえ、学校・家庭・地域の相互の連携をさらに深め、固い絆のもと、健康な埼玉の子どもたちを育ててまいります。

平成20年3月には新しい学習指導要領の告示、同年6月には学校保健法及び学校給食法の一部改正の公布があり、学校健康教育の重要性が一層明確にされました。

このような中、子どもたちを取り巻く社会状況の変化により、学校保健、学校安全、食育・学校給食のそれぞれの分野で、様々な健康課題が山積しております。

本書は、これまでにも、学校保健、学校安全、食育・学校給食の各分野における今日的な課題を取り上げて掲載し、各学校がその実態に合った取組を推進するための一助として刊行してまいりました。

本号では、特に、基本的な内容の解説に加え、学校における先進的かつ実践的な取組事例を掲載し、各学校で実態に合わせて御活用いただけるよう、工夫・構成しました。

学校や市町村教育委員会では、本書を十分に御活用いただき、家庭・地域との連携を強化し、組織的・計画的に学校健康教育を推進していただくようお願ひいたします。

平成21年3月

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

田村和夫

はじめに

第1章 学校健康教育を推進するために

1 埼玉県学校健康教育指針	3
2 学校健康教育の重点事項	6
3 学校健康教育の考え方	7
4 学校健康教育の進め方	7

第2章 学校健康教育の推進方策

I 学校保健の充実	11
1 保健教育の充実	12
(1) 心の健康	12
(2) 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育	13
(3) 性・エイズ教育	13
(4) 歯・口の健康づくり	14
(5) 望ましい生活習慣づくり	15
2 保健管理	15
(1) 心身の管理	16
(2) 学校環境衛生活動の推進	17
3 組織活動（学校保健委員会）	17
4 保健指導の充実（性教育の指導に関する実践推進事業）	18
○ <実践事例1>「性に関する教育」学習指導案	19
5 保健学習の充実	
○ <実践事例2>「感染症の予防」学習指導案	23
6 教育活動全体で取り組む健康教育	
○ <実践事例3> 学校・家庭・地域社会が一体となって進める健康教育	28
7 健康状態の全国値<参考>	30
(1) 学校種別疾病異常の被患率（全国）	30
(2) 年齢別体格 埼玉・全国比較	31

II 学校安全の推進	33
------------	----

1 学校安全推進のために	33
○ <実践事例1> 教育活動全体で推進する学校安全	37
2 交通安全教育	40
○ <実践事例2> 交通安全指導 学習指導案形式と展開例・留意点	42
3 防犯教育	46
○ <実践事例3> 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業モデル地域	48
4 防災教育の推進	51
○ <実践事例4> 学生向け危機管理・防災に関する教材・指導者用資料を活用した学習	52
5 学校安全管理の徹底	53

III 学校における食育の推進	55
1 食に関する指導の充実	55
○ <実践事例1> 食に関する指導 全体計画	58
○ <実践事例2> 食に関する指導 全体計画	59
○ <実践事例3> 校内指導体制の整備	60
○ <実践事例4> 学校・家庭・地域との連携	62
○ <実践事例5> 研究委嘱地域の取組	64
○ <実践事例6> 研究委嘱地域の取組	66
2 学校給食の充実	68
(1) 平成20年度彩の国ふるさと学校給食月間実施状況（市町村）	70
(2) 平成20年度彩の国ふるさと学校給食月間実施状況（県立学校）	71
3 衛生管理の徹底	72

第3章 年間事業の計画

1 主要事業	
(1) 学校保健	81
(2) 学校安全	83
(3) 学校給食	83
(4) 会議・審査会・表彰式	84
2 全国・関東研究大会、研究協議会等主要事業	85

第4章 資料編

1 平成20年度学校健康教育実践状況実態調査結果	89
2 研究委嘱校・表彰校等一覧	
(1) 研究委嘱校・地域等一覧	103
(2) 全国・埼玉県表彰校一覧	107
3 健康教育関係図書及びビデオ等一覧	108
4 関係機関等の連絡先一覧	110

第1章

学校健康教育を推進するためには

1 埼玉県学校健康教育指針

2 学校健康教育の重点事項

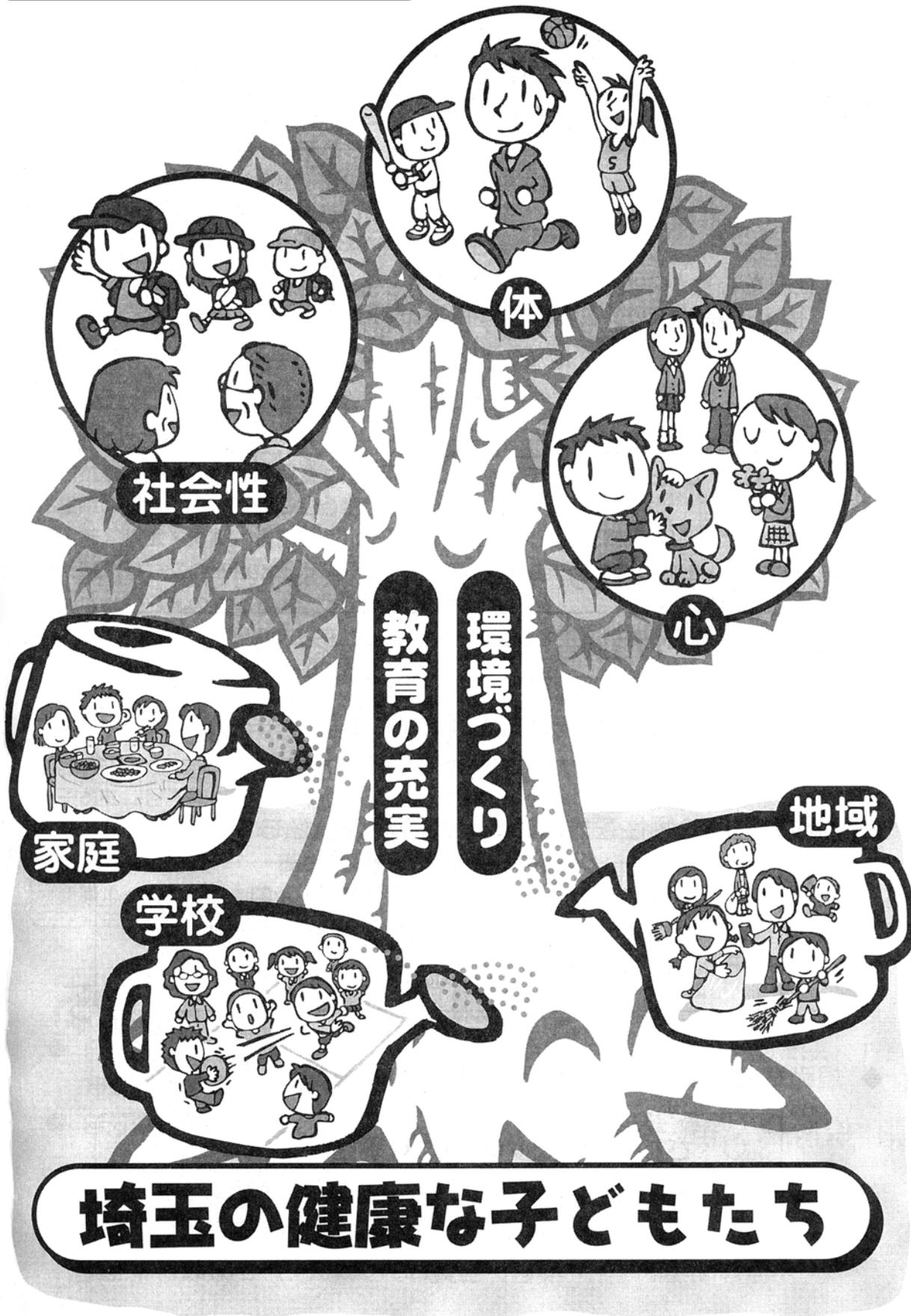
3 学校健康教育の考え方

4 学校健康教育の進め方

埼玉県学校健康教育指針策定経緯

- 平成12年 6月29日 埼玉県学校健康教育指針策定委員会設置要綱作成
7月 7日 学校健康教育に関するアンケート調査実施
 <内容> 「求める埼玉の子どもの健康な姿」(自由記述式)
 <対象> 県内小中高校生・保護者・教員・地域関係者
 <人数> 約 1,000 名
7月～8月 アンケート調査結果を基に素案づくり
9月 6日 第1回埼玉県学校健康教育指針策定委員会
10月31日 第2回埼玉県学校健康教育指針策定委員会
12月 1日 教育長決裁
平成13年 1月 4日 教健第921号にて、関係機関に通知

1 埼玉県学校健康教育指針



学校・家庭・地域で育てよう 埼玉の健康な子どもたち

埼玉県教育委員会

21世紀を心豊かにたくましく生きる子どもの健康の保持増進を図るため、埼玉の健康な子どもの姿を学校健康教育の指針として示し、その推進に向け、学校・家庭・地域の役割を明確にするものです。

"こんな子ども" に育ってほしい

◆ 規則正しい生活を送り、健やかな体をつくる子ども

- 一日3回しっかりと食事をとる
- 進んで外遊びやスポーツをする
- 生活習慣を確立し、休養、睡眠を十分とる

◆ 自他の生命や個性を大切にし、健やかな心をもつ子ども

- めあてをもって行動し、豊かな一日を過ごす
- 物事に積極的に取り組み、成就感を味わう
- 自他を尊重し、互いに磨き・高め合う

◆ 規範意識を高め、社会に貢献する健やかな子ども

- さわやかなあいさつと返事をする
- 交通ルールを守り、マナーを身に付ける
- ボランティア活動に参加し、社会に貢献する

"こんな子ども"を育てるために、 学校・家庭・地域はこのようにしてほしい

★学校では――――――――――――――――――――――

- ・共に学び、仲良く遊べる子どもを育てましょう
- ・健康に対する意識を高め、食生活の大切さを学ばせましょう
- ・運動や遊びを大切にして、強い体と広い心を育てましょう
- ・対話を深め、信頼感あふれる学級をつくりましょう
- ・命の大切さについて考えさせ、共に育つ環境をつくりましょう
- ・学習や生活に目標をもち、体験を通して達成の喜びを味わわせましょう
- ・多様な経験の中から、他の人を思いやる気持ち、強い意志、善悪を判断する力を育てましょう

★家庭では――――――――――――――――――――

- ・子どもの健全な成長に目を向けましょう
- ・健康や安全について話し合う場をもちましょう
- ・休養・睡眠・運動・食事など、一日の生活にリズムをもたせましょう
- ・栄養バランスの取れた愛情あふれる食事に心がけましょう
- ・楽しい団らんのある食卓にしましょう
- ・家族の一員として役割分担をし、責任をもって仕事をさせましょう
- ・学校や地域の活動に積極的に参加させましょう
- ・あいさつ、手洗い、歯みがき、食事マナーなど、望ましい生活習慣を身に付けさせましょう

★地域では――――――――――――――――――

- ・子どもに目を向け、声をかけ、子どもたちの生活を地域ぐるみで見守りましょう
- ・子どもが参加できる地域のスポーツ・文化活動や奉仕活動の場をつくりましょう
- ・地域の行事を通して、行動の仕方や約束を守ることの大切さを教えましょう
- ・交通ルールや安全な生活について手本を示しましょう

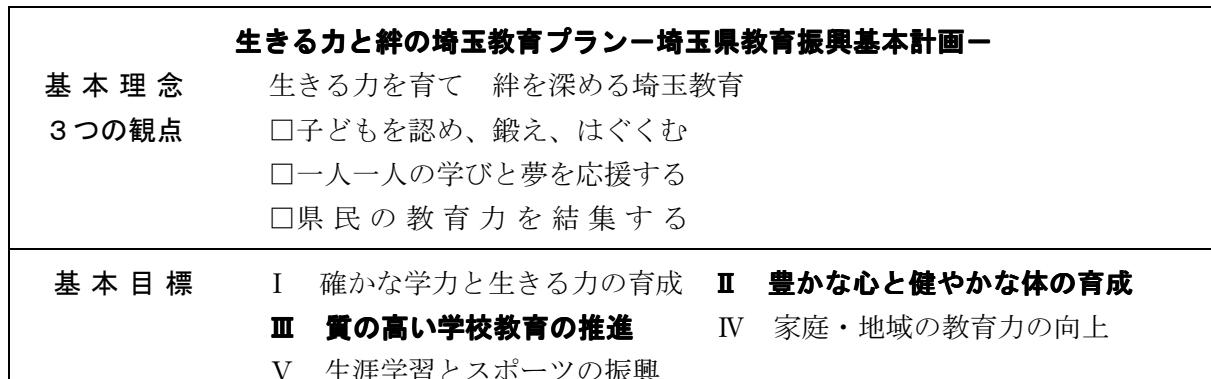
そして、子ども自身に求めること

- ◆ 自分は、世界に二人といないかけがえのない存在であることを認識し、自分自身を大切にするとともに、他の人も同じように大切にしましょう。
- ◆ 自分の生きる目標を実現するため、健康で安全な生活に心がけましょう。

子どもの健康は、子ども自らが健康に生きようとする強い意志をもつことから始まります。子どもが安全で健康に生きられるようにする環境づくりは大人の責任です。

2 学校健康教育の重点項目

学校健康教育の全体構想図



埼玉県学校健康教育指針の推進

施策	施策の方向性	主な取組（学校健康教育の重点事項）
基本目標 Ⅱ 健康の保持・増進	<input type="checkbox"/> 学校、家庭、地域の医療機関をはじめとする関係機関などが連携して、学校保健を充実します。	<input type="radio"/> 学校保健の充実
	<input type="checkbox"/> 「埼玉県食育推進計画」（平成19年度策定）を踏まえ、朝食欠食の解消を重点に、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。	<input type="radio"/> 食育の推進
	<input type="checkbox"/> 性に関する問題行動や薬物乱用の防止など、学校保健に関する現代的課題に対応する教育を推進します。	<input type="radio"/> 性に関する教育や薬物乱用防止教育の推進
基本目標 Ⅲ 子どもたちの安心・安全の確保	<input type="checkbox"/> 危機対応能力の基礎を身に付けさせるため、学校における避難訓練などを計画的に実施します。	<input type="radio"/> 安全教育の推進
	<input type="checkbox"/> 学校における危機管理体制の整備・充実と教職員の危機管理能力の向上に努めます。	<input type="radio"/> 学校の危機管理体制の整備・充実
	<input type="checkbox"/> 児童生徒の防犯や交通安全について、地域や関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。	<input type="radio"/> 家庭、地域と連携した防犯、交通安全教育の推進

埼玉県教育委員会では、教育基本法に基づき、また県政運営の指針である「埼玉県5か年計画 ゆとりとチャンスの埼玉プラン」を踏まえて「生きる力と絆の埼玉教育プラン 埼玉県教育振興基本計画一」を策定し、平成21年度から25年度までの5か年を計画期間として、生きる力を育て絆を深める埼玉教育を推進する。学校健康教育に関する目標・取組は、【基本目標Ⅱ】豊かな心と健やかな体の育成のもとで取り組む「健康の保持・増進」、【基本目標Ⅲ】質の高い学校教育の推進のもとで取り組む「子どもたちの安心・安全の確保」である。

これを踏まえ、学校においては、心身の健康の保持増進のための保健教育と保健管理を内容とする「学校保健」、自他の生命尊重を基盤とした安全能力の育成等を図るための安全教育と安全管理を内容とする「学校安全」、望ましい食習慣の育成等を図るための給食指導と衛生管理等を内容とする「食育・学校給食」それぞれが独自の機能を担いつつ、相互に連携しながら児童生徒の健康の保持増進を図っている。「学校健康教育」は、これらの指導等を統合した概念として整理される。学校は児童生徒の健康課題に組織として一体的に取り組む必要がある。

3 学校健康教育の考え方

埼玉県学校健康教育指針に基づき健康教育を推進するために、学校健康教育を次のように捉える。

まず、「健康」に対する考え方の背景には、WHO（世界保健機関）が1986年のオタワ憲章で提唱したヘルスプロモーションがある。健康とは、一人一人の病気や障害の有無に関わらず、生涯にわたり意欲的に学び続け、絶えず自己実現を図り、いかなる社会変化にも対応し、主体的に生き抜いていくことである。

のことから、健康教育のねらいは、今日の教育が目指している「自己教育力の育成」「個性の伸長」を図ることと捉えることができる。このねらいを具現化するためには、日々の教育活動において「自ら課題を持ち自分らしさを出して主体的に生き生きと追求する児童生徒」を育てることが重要であり、その帰結として、児童生徒が学校生活に充実感を持ち、自己実現を図ることができるのである。

そこで学校では、学校健康教育の推進のため、「生活習慣つくり」「たくましい体つくり」「豊かな心つくり」などの観点から、日々の実践にあたっての具体的な活動目標を掲げ、児童生徒と教職員が課題を持って学校生活に臨み、一日の終わりに喜びと明日への希望が持てる生活づくりをするとともに、児童生徒が健康な状態で学校生活を送ることができるよう、その子の身体状況に合う生活づくりに努力する家庭、おしなぎく支援してくれる地域社会と連携を取り合うことが必要である。

4 学校健康教育の進め方

学校健康教育を進めるために、学校は、自校の児童生徒の健康に関する実態から、取り組むべき健康課題を明確にし、計画づくりをすることが重要である。また、計画に即し学校・家庭・地域社会が互いに連携し、組織的に取り組む必要がある。

1 各学校の実態に即した年間指導計画の作成と指導方法の工夫・改善

(1) 学校や家庭・地域の実態に即した年間指導計画の作成と組織的な推進

児童生徒の実態を的確に把握し、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間との連携を図った指導計画を作成し、各学校の健康課題を解決するために、教育活動全体を通じて組織的、継続的に推進する。

(2) 指導方法の工夫・改善

学習や指導は、単に健康に関する知識を理解させるだけでなく、児童生徒の発達段階に応じ、健康の大切さに気付き、健康で安全な生活を営むための実践力を高めるよう体験的な学習や課題解決的な学習を取り入れるなど、指導方法を工夫・改善する。

また、日常生活における課題に目を向け、改善しようとする実践意欲を喚起し、実践力を高める指導を工夫する。

(3) 家庭・地域社会との連携

健康教育の推進にあたっては、家庭・地域社会との共通理解を十分に図り、連携・協力して取り組む。

2 組織活動の推進

(1) 校内の組織体制の確立

学校健康教育を推進する指導・管理体制を整備するためには、校長が健康に関する認識を持ち、健康教育を学校運営の基盤に据え、学校の教育目標との関連を図り、全教職員の協力のもとに組織的に進める。

(2) 学校保健委員会の充実

学校保健委員会は、校長、教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、PTA、地域関係者等が参加し、子どもたちが生涯を通して健康で安全な生活を送ることができる力を身につけるため、学校における主に児童生徒の健康の問題を研究協議し健康づくりを推進する組織である。

学校保健委員会という名称にこだわらず、「健やか委員会」「健康会議」など、学校ごとに名称や開催日時等の運営を工夫し、計画的に会議を開催し組織的に活動を行うように、学校保健委員会の活性化を図る。

(3) 地域学校保健委員会

関係小・中・高等学校等と連携した地域学校保健委員会を定期的に開催し、計画的に活動することにより、地域の児童生徒に一貫した健康教育を推進し、子どもたちの健康の保持増進を図る。

3 関係機関等との連携

地域社会には、市町村保健センター、保健所、消防署、警察署など学校保健、学校安全、食育・学校給食と関わりの深い関係機関等がある。年間指導計画の作成や指導方法の工夫・改善には、それらの関係機関等がもつ情報や人材等を活用した学校健康教育の取組が効果的である。

◆学校保健法及び学校給食法の一部を改正（平成21年4月1日施行）◆

【改正の趣旨】

- (目的) 学校保健及び学校安全の充実
- 学校給食を活用した食に関する指導の充実及び学校給食の衛生管理の適切な実施
- (内容) 国が学校の環境衛生及び学校給食の衛生管理等に関する基準を策定
- 養護教諭、栄養教諭その他の職員の役割について規定

【概要】

(学校保健法の一部改正)

- 法律の題名を「学校保健安全法」に改称
- 国・地方公共団体の責務（財政上の措置その他の必要な施策の実施、国による学校安全の推進に関する計画の策定等）を明記
- 学校の設置者の責務（学校の施設設備・管理運営体制の整備充実等）を明記

学校保健に関して

- 養護教諭を中心として関係職員等と連携した組織的な保健指導の充実
- 地域の医療関係機関等との連携による児童生徒等の保健管理の充実
- 全国的な学校の環境衛生水準を確保するための全国的な基準の法制化

学校安全に関して

- 子どもの安全を脅かす事件、事故及び自然災害に対応した総合的な学校安全計画の策定による学校安全の充実
- 各学校における危険発生時の対処要領の策定による的確な対応の確保
- 警察等関係機関、地域のボランティア等との連携による学校安全体制の強化

(学校給食法の一部改正)

- 学校給食を活用した食に関する指導の充実
 - ・ 食育の観点から学校給食の目標を改定
 - ・ 栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の推進
- 学校における学校給食の水準及び衛生管理を確保するための全国基準の法制化

第2章

学校健康教育の推進方策



I 学校保健の充実

平成21年4月から学校保健安全法が施行される。学校保健では、養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な保健指導の充実（第9条）、地域の医療関係機関等との連携による児童生徒等の健康管理の充実（第10条）及び全国的な学校の環境衛生水準を確保するための全国的な基準の法制化（第6条）が主な改正点である。

学校保健とは、学校における「保健教育」と「健康管理」の諸活動を適切に行うことによって、児童生徒や教職員の健康の保持増進を図り、心身ともに健康な国民の育成をはかるという教育目標の実現に寄与することを目指して行われる活動のことをいう。

法的根拠

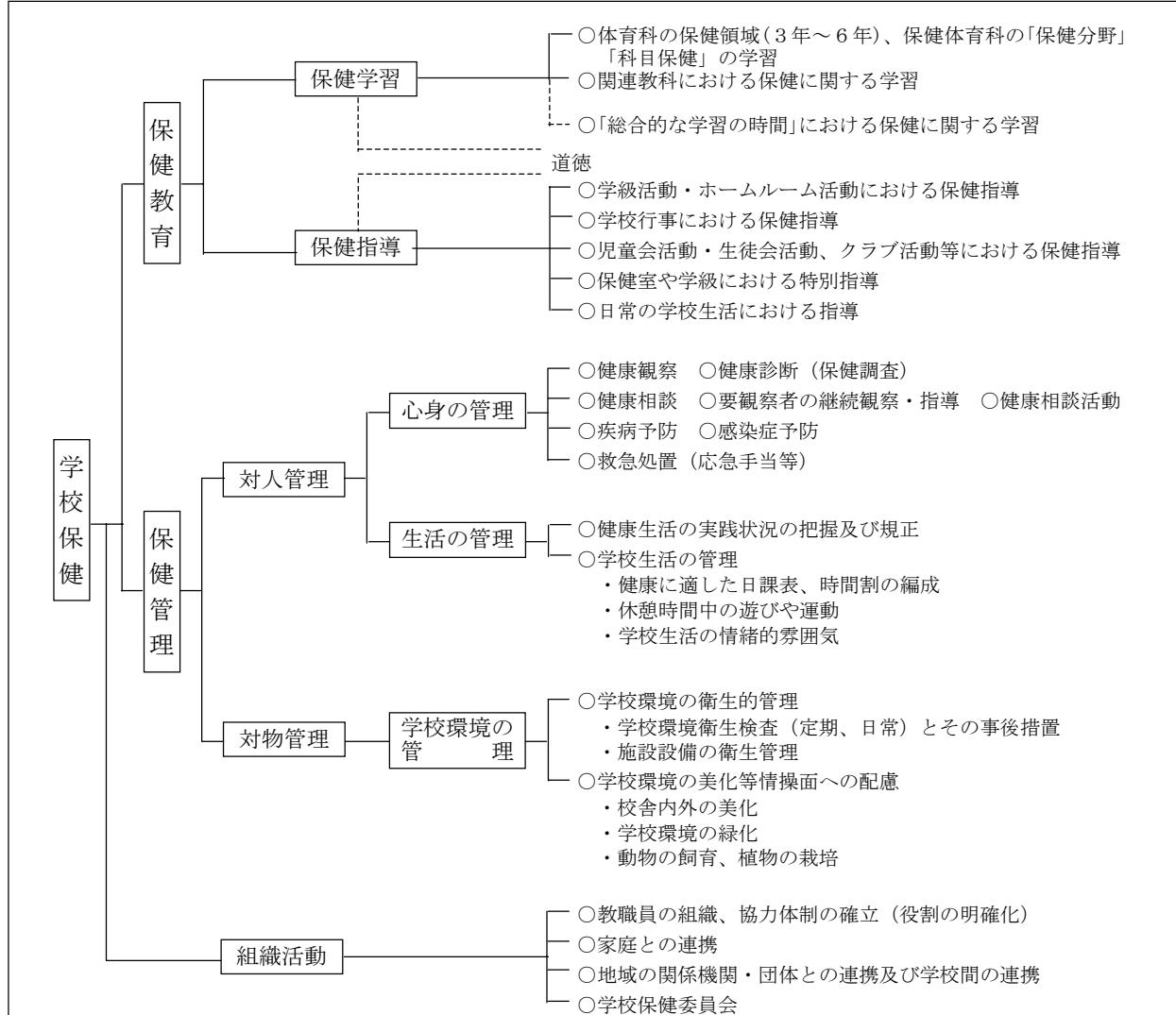
学校保健は、「学校における保健教育と健康管理をいう。」

（文部科学省設置法第4条12号）

学校における「保健教育」と「健康管理」の諸活動を円滑かつ、成果があがるように進めるためには、教職員が役割を分担して諸活動を“組織的”に推進することができるような協力体制を確立するとともに、家庭や地域の関係機関・団体との連携を密にするための学校保健に関する「組織活動」の充実と組織の整備が不可欠である。

特に保健主事、養護教諭がその役割を發揮し、全教職員が役割を分担して学校保健計画に基づいて、学校教育活動全体で推進する必要がある。

＜学校保健の領域・内容＞ 保健主事の手引＜三訂版＞ 日本学校保健会 H16.2 ※一部改編



1 保健教育の充実

「心の健康」、「喫煙、飲酒、薬物乱用」、「性・エイズに関する問題」「望ましい生活習慣」等多様化・深刻化する児童生徒の健康課題の解決に向けて保健教育の充実が求められている。

学校における保健教育は、児童生徒の健康の保持増進に必要な知識や技能を習得させ、生涯にわたって自らの健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力などの資質・能力と態度を育てるこことをねらいとしている。指導にあたっては、児童生徒の発達の段階を考慮して指導計画に基づき共通理解して取り組むことが大切である。

保健教育は「保健学習」と「保健指導」に大別される。

保健学習	教科の体育・保健体育等において学習指導要領解説に示された学習内容を学習する。「知識を習得する学習活動」を重視するとともに「習得した知識を活用する学習活動」を積極的に行い、正しい意志決定や行動選択を行い適切に実践していくための思考力・判断力等を育成することをねらいとしている。
保健指導	日常の保健課題を取り上げ、実践的な能力や態度を育成することをねらいとする。特別活動の学級活動・ホームルーム活動、学校行事等を中心に教育活動全体を通じて行われるもので、身近な生活における具体的な健康問題に適切に対処し健康な生活が実践できるようにすることを目指している。

保健学習における思考力・判断力を育成するために、「知識を活用する学習活動」では事例を用いたディスカッション、ブレインストーミング、心肺蘇生法などの実習・実験等多様な指導方法の工夫を行うよう示されている。(詳細は「新学習指導要領に基づくこれから的小学校・中学校保健学習」(日本学校保健会 平成21年3月)「なるほど保健学習」(埼玉県 平成18年11月) 参照)

また、保健学習や保健指導をより一層充実するためには、学級担任や教科担任等が連携し養護教諭や学校医等の有する知識や技能などの専門性を保健教育に活用することが重要である。

(1) 心の健康

＜現状と課題＞

社会環境の変化は、子どもたちの健康に大きなストレスとなり、人間関係づくりがうまくできず、不登校やひきこもりなどの心の健康に関する問題が深刻化している。また、児童生徒が、携帯電話のEメールで十分なコミュニケーションを取っていると思われるがちだが、相手の表情や感情を読み取ることの出来ない実態感のないコミュニケーションであると指摘されている。

また、埼玉県学校保健会が平成19年6月にまとめた報告書では、中学生、高校生はテレビゲームやインターネットの依存傾向や携帯電話のメールの頻度が高いほど、気分の調節障害(軽度のうつで見られる、「落ち込み」、「眠れない」、「落ち着かない」、「かっとなる」等の自覚症状)と有意な関連を示していた。

児童生徒への心の健康に関する指導に当たっては、従来の社会性を育成し、自己肯定感や自己実現を高める指導内容に加えこの点についても十分な配慮が必要である。

また、児童生徒の心の健康問題の深刻化に伴い、児童生徒の心の変化を敏感に感じとり、早めに対応することが心の健康に関する指導を進める上で重要である。

＜対策＞

ア 保健学習には、小学校段階から心の健康に関する内容が示され、中学校では欲求やストレスへの対処の仕方に関する内容や心の健康と運動との関連、高等学校では精神の健康に関する内容があることから、学習指導要領で示された授業時間を確保し系統的な指導を実践する。

イ 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの特性を生かしつつ、相互に補完し効果的に指導する。

ウ 心の健康に関する指導を効果的に進めるに当たり、学級担任、養護教諭などの校内における連

携や学校医、学校歯科医、学校薬剤師など専門家の参加・協力を得るなどして、指導方法を工夫する。

評価

- 学校保健計画は児童生徒の実態や現代的健康課題を考慮した計画になっているか。
- 保健学習の内容は確実に実施されているか。
- 各学校の実態に即した心の健康に関する指導はできたか。

(2) 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育

<現状と課題>

近年、青少年の薬物乱用の問題については、覚せい剤事犯の検挙人員の6～7割を未成年及び20歳代の若年層が占めており、大学生による大麻汚染が社会的な問題になっている。依然として中・高生の覚せい剤、大麻等による補導や検挙が発生しており埼玉県でも深刻な問題である。その背景には、薬物が携帯電話やインターネットを介して容易に入手可能になっていることが問題となっている。

学校においても薬物乱用は、いつ、どこででも起こり得るという危機感を持って、児童生徒へ家庭や地域と連携して指導する必要がある。特に保護者に対して、学校と共に認識を持ち指導するよう働きかけることが不可欠である。

また、喫煙、飲酒に関しては、健康障害が社会問題になっているとともに、薬物乱用の入り口とも言われていることから、小学校段階から発達段階に応じて、効果的に指導することが重要である。

<対策>

- ア 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する内容が小学校学習指導要領の教科（体育）の中に位置付けられ、中学校、高等学校への系統性が図られている。各段階での指導内容と系統性を把握し、教科における「保健」の内容を確実に指導する。
- イ 薬物乱用防止教室を年間計画に位置付け、保護者に参加を促して、年1回以上開催するようにする。薬物乱用の恐ろしさを十分理解させるため、学校医、学校薬剤師、警察職員、保健所職員及び薬物乱用防止指導員等の専門性を生かし指導の充実を図る。
- ウ 「知識中心型」「脅し型」の教育だけではなく、自尊感情を高め、正しい判断の下に意志決定し、行動選択できるようロールプレイング等の指導法を工夫する。
- エ 授業参観等で保護者とともに考える学習の場を設定して、携帯電話やインターネット等の危険性も踏まえつつ、家庭や地域社会との連携を図りながら指導を行う。

評価

- 薬物乱用防止教室は、年1回以上計画的に実施できたか。保護者に参加を促したか。
- 専門的な外部講師を活用して実施したか。
- 各担任が、「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」（平成17年11月）「薬物乱用防止教室マニュアル〈改訂〉（日本学校保健会 平成20年4月）」を参考に、児童生徒が正しい判断の下に意志決定し、行動選択できるよう指導方法を工夫したか。
- 学校・家庭・地域が一体となって薬物乱用防止教育を進めることができたか

(3) 性・エイズ教育

<現状と課題>

児童生徒の身体的発達や性的な成熟の早まりとともに、性情報の氾濫や性に関する開放的な社会風潮などの影響を受け、未成年者の性感染症や人工妊娠中絶の増加をはじめ、性に関する悩みや不安を抱える児童生徒が増加している。

学校における性教育は、人格の完成を目指す「人間教育」の一貫であり、科学的知識を理解させるとともに、児童生徒が、「生命尊重」、「人間尊重」、「男女平等」の精神に基づく正しい異性観を持ち、現在及び将来の生活における性に関する問題に対して、適切な意志決定や、望ましい行動がとれるようすることである。

そのためには、児童生徒の実態を的確に把握し、特定の教科や領域としてではなく、児童生徒の発達段階に応じた効果的な性に関する教育（エイズ教育）を学校教育活動全体を通じて充実させる。

＜対策＞

- ア 児童生徒の実態に応じた性教育・エイズ教育の全体計画、年間指導計画を作成する。
- イ 小学校、中学校、高等学校の保健学習に性教育・エイズ教育に関する内容が児童生徒の発達段階に応じて示されている学習指導要領に示された保健学習の内容を確実に指導する。
- ウ 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの特性を生かしつつ、集団指導と個人差に応じた個別指導が相互に補完して指導を進める。
- エ 学校における性教育の進め方については、「学校における性教育実践のための事例集」（埼玉県教育委員会 平成19年3月）の活用を図る。
- オ 指導の在り方や内容については、校内推進委員会等で、教職員の共通理解を図り指導する。その際、養護教諭、学校医、地域の関係機関等の専門家の参加・協力を得るなどして、効果的な指導を工夫する。

評価

- 発達段階を踏まえた効果的な指導となっているか。
- 学校全体の指導計画に基づき共通理解して実施しているか。
- 単なる避妊教育や予防教育のみでなく、性に関する適切な意志決定と行動選択ができるような指導になっているか。
- 保護者等に対しても理解と協力の得られる内容であるか。
- 「学校における性教育実践のための事例集」を活用しているか。

(4) 歯・口の健康づくり

＜現状と課題＞

学校における歯・口の健康づくりに関しては、これまでのむし歯予防を中心とした指導から、小学校高学年からの歯肉炎の予防、咀嚼に関する口腔機能の健全な発達及び障害による歯の喪失予防に関する指導が求められている。

また、学校での指導をもとに家庭での継続的な実践が定着することでより効果が上がることから、保護者に対して健康的な生活習慣や食生活を通じた歯・口の健康づくりに努めるよう啓発し、協力を求める必要がある。

また、CO（要観察歯）・GO（歯周疾患要観察者）の児童生徒については、個別指導を実施し、継続的な観察と指導を行う必要がある。

学校における歯・口の健康づくりの目標は次の二つである。

- ① 児童生徒が発達段階に応じて、自分の歯・口の健康課題を見つけ、解決のための方法を工夫・実践し、評価できること。
- ② 生涯にわたって健康な生活を送る基礎を培うとともに、自ら進んで健康な社会の形成に貢献できるような資質や能力を養うこと。

さらに、学齢期は、自らの健康管理が保護者等の力によって作られている「他律的健康づくり」の時期から自分自身でコントロールできる「自律的健康づくり」へと移行する大切な転換期である。それだけに学校における歯・口の健康づくりを含む健康教育が重要な意味を持っている。

＜対策＞

- ア ヘルスプロモーションの考え方を生かし、歯・口の健康に関する学習を通して自律的健康管理ができるような資質や能力を育成する視点を持ち、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の実情や発達の段階や障害等に応じた指導計画を作成する。
- イ むし歯予防のみならず、歯肉炎の予防や摂食などの口腔機能の健全な発達、歯牙の外傷防止等児童生徒等の多様な課題に即した内容とする。

ウ 歯・口の健康つくりについては、「学校歯科保健参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での歯・口の健康つくり」（文部科学省 平成17年3月）を活用する。

評価

- 健康診断の集計・分析などから各学校の実態に即した歯・口の健康つくりの実践はできたか。
- CO（要観察歯）・GO（歯周疾患要観察者）の児童生徒の継続的観察・指導を行ったか。
- 保護者や関係者等との共通理解を図り、連携して進めることができたか。

(5) 望ましい生活習慣づくり

<現状と課題>

児童生徒を取り巻く社会環境や生活様式の変化が、夜型生活の低年齢化や朝食欠食といった食生活の乱れ、日常的な身体活動の不足など児童生徒の健康状態に影響を与えていることが指摘されている。

学校保健は、小学校入学から高等学校卒業までの十数年にわたる長期間を生涯にわたる健康づくりの出発の場として、その基礎を培うことが求められている。将来においても健康な生活を送るために学校、家庭、地域が相互に綿密な連携を図り、望ましい生活習慣を身につけさせることが必要である。

<対策>

ア 学校健康教育指針に掲げた「規則正しい生活を送り、健やかな体をつくる子ども」の推進に向け、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を明確にする。

- ◆規則正しい生活を送り、健やかな体をつくる子ども
 - 一日3回しっかりと食事をとる。
 - 進んで外遊びやスポーツをする。
 - 生活習慣を確立し、休養、睡眠を十分にとる。

イ 定期健康診断などの結果を踏まえ、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、担任、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師などによる個別或いは集団による保健指導を実施する。

また、学校においては必要に応じて児童生徒等の健康相談を行うことも重要である。

ウ 児童生徒の健康問題について協議するため、学校保健委員会や地域学校保健委員会を開催し、その解決に向け、学校・家庭・地域が連携を図ることが重要である。

評価

- 定期健康診断などから児童生徒個々の健康状況を把握し、課題解決に向けて保健指導などの対応を行ったか。
- 校内での共通理解のもと、保護者及び関係機関との連携を図った指導ができたか。

2 保健管理

学校における保健管理は、定期健康診断の実施と事後措置、健康相談、学校感染症の予防、学校環境衛生検査の実施と事後措置を通じて、児童生徒の健康の保持・増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果を目的としている。

また、保健管理の活動を円滑かつ成果が上がるよう進めためには、児童生徒の定期健康診断や日常の健康観察を通じて、心身の発達・発育段階を的確に踏まえ、健康診断後の事後措置（疾病等の通知、保健指導、健康相談等）、特に配慮する児童生徒への適切な対応が必要である。

特に、ヘルスプロモーションの考え方を進める健康教育において、「健康診断の意義と役割」について十分に理解し、児童生徒が、健康診断の結果を身近な教材として活用し、健康に関する行動変容が実践できるように努めなければならない。

また、学校においては、児童生徒の心身の健康にかかる非常災害が発生することも想定し、適切な対応ができるよう危機管理体制を整備しておくとともに、家庭や地域と連携を図った健康相談活動が適切に実践できるよう支援体制を整備しておく必要がある。

(1) 心身の管理

＜現状と課題＞

児童生徒の心身の管理は、健康な生活を支え、学校運営の重要な意義をもつもので、学校保健計画に位置付けて推進することが大切である。

また、児童生徒の健康状態の結果を健康教育に生かすために健康に関する情報を的確に把握できる環境整備を行うことが必要である。さらに、個人情報の保護などに配慮しつつ、児童生徒一人一人が自らの健康状態のデータを評価・活用できることが大切である。

＜対策＞

ア 定期・臨時健康診断の適切な実施と事後措置の充実

(ア) 自己の健康状態を理解させ、発育発達に関心をもたせることのできる健康診断実施計画を作成する。

(イ) 「学校保健ハンドブック（埼玉県教育委員会・埼玉県学校保健会）」や「児童生徒の健康診断マニュアル（改訂版）（日本学校保健会）」を活用し、職員会議や研修会などで担任を中心に全教職員でかかる健康診断の意義や事後措置について共通理解を図る。

(ウ) 健康診断については、学校医や学校歯科医等と連携を図り、事前指導・実施・事後指導を計画的に実施する。

(エ) 小・中学校の結核対策については、「定期健康診断における結核健診マニュアル」をもとに、適切な対応をする。

(オ) 健康診断の事後措置の一環として、継続的な観察及び指導を必要とする児童生徒に対して学校医や学校歯科医等による健康相談を毎月定期的（又は臨時）に計画することとし、必要に応じて担任や保護者が立ち合うことが適当である。また、毎月定期的（必要がある時は臨時）に、保健室で行うことが望ましい。

イ 危機管理体制の整備

各学校で想定される危機管理事案（結核、麻疹、感染性胃腸炎、食物アレルギーによるアナフィラキシーショック、食中毒など）を例示し、それらが発生（休日、夜間を含む。）した場合、迅速かつ適切な対応ができるよう、学校の実情に応じた危機管理マニュアルを作成し、職員会議等で全教職員の危機管理意識を高める。

ウ 心身の健康問題を抱える児童生徒への支援体制の工夫

(ア) 各学校においては、学級担任、生徒指導担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラーなど、教職員による校内の支援体制を整備する。

(イ) 学校と地域の関係機関が連携を図り、児童生徒の様々な心身の健康問題に対応することが重要なことから、産婦人科、精神科、皮膚科、整形外科、耳鼻科、眼科、泌尿器科及び小児科の医師を派遣する「相談医派遣（文部科学省委託 子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業）」を活用する。

(ウ) 養護教諭は、健康相談活動を充実させるために、児童生徒の言動から、問題行動の背景や要因を的確に把握し、問題を見極め、必要に応じて専門機関等と連携を図り支援方法を検討する。

(エ) 事例報告会や事例検討会等を計画的、継続的に実施する。「健康相談活動実践事例集 かたりすと（埼玉県教育委員会）」を活用する。

(オ) 非常災害時における子どもの心身の健康問題に適切な対応をするために「非常災害時における子どもの心のケアのために＜改訂版＞（文部科学省）」を活用する。

評 価

- 教職員や児童生徒が、健康診断の意義を理解し、適切に実施できたか。
- 健康診断の事後措置を実施し、児童生徒の心身の健康づくりが推進できたか。
- 危機管理マニュアルが作成され、職員全員に周知されているか。
- 心身の健康課題を見極め、校内外の連携を図り、支援体制がとれたか。

(2) 学校環境衛生活動の推進

<現状と課題>

学校環境衛生活動は、校長の責任の下に学校の全ての教職員が、それぞれの職務の特性を生かし、校務分掌等により役割を明確にし、学校経営の中で計画的に推進しなければならない。

特に、飲料水の水質管理をはじめ、教室等の空気環境の管理などは、児童生徒の健康維持増進に密接に関わる重要な項目である。

平成21年4月1日施行された学校保健安全法第6条で「学校環境衛生基準」が定められ、検査が義務付けられた。また、検査の結果に関する記録については、検査の日から5年間保管することとなった。

<対策>

ア 学校環境衛生活動実施計画の策定

学校保健安全法第2条に規定されている学校保健計画には、環境衛生検査についても計画を策定し実施するよう定めている。この計画は、前年度の実施結果等を踏まえ、学校薬剤師等の助言及び協力を得て策定する。

イ 学校環境衛生の維持管理

よりよい学校環境衛生を維持管理するためには、学校環境衛生検査に加え、児童生徒、教職員、保護者等がそれぞれ役割分担を明確にし、一体となった組織的な学校環境衛生活動を実践する。特に、教育活動の位置づけを明らかにし、児童生徒の参加を積極的に考慮する。

ウ 飲料水の安全管理

飲料水を管理する上で、残留塩素の測定及び記録は重要である。この測定及び記録は、夏季休業中であっても児童生徒が学校に来ている日は、必ず実施する。

また、継続して残留塩素が検出されない場合は、二次的な消毒設備を増設する。

エ 教室等の環境

学校施設の整備、机、椅子、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入に当たっては、整備、搬入後は教室内の換気を十分に行うとともに揮発性有機化合物が基準値以下であることを確認する。

揮発性有機化合物に起因する健康問題が発生、又は発生の恐れがある場合は、「県立学校のシックスクール問題対応マニュアル（埼玉県教育委員会）」を参考にして対応するとともに、必要に応じ学校薬剤師等の指導・助言を受け、原因調査、環境検査を実施すること。

また、体質等でごく微量の化学物質にも過敏に反応する児童生徒がいる場合は、保護者と相談・協議し、相互に共通認識をもって、個々の実情に応じ適切な配慮をする。

評価

- 年間計画に基づき学校環境衛生基準で定める定期検査及び日常点検を実施できたか。また、不適事項等のあった場合は速やかに改善できたか。
- 児童生徒、教職員、保護者等がそれぞれ役割分担した計画的、組織的な学校環境衛生活動を実践できたか。
- 挥発性有機化合物に起因する健康被害の発生はなかったか、健康被害の発生があった場合、適切な対応ができたか。（化学物質に過敏に反応する児童のいる学校にあっては、適切な個別配慮ができたか。）

3 組織活動 (学校保健委員会)

<現状と課題>

複雑化、多様化、深刻化している子どもの現代的な健康問題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本であり、全ての教職員が共通の認識を持ち、取り組むことが必要である。「学校保健委員会」は健康課題をテーマにして学校関係者が研究

協議を行い、学校における健康教育を推進する学校内の保健活動の中心組織である。委員会を通して校内の協力体制の整備はもとより、外部の専門家の協力を得るなど家庭、地域社会の関係機関との連携を図り活性化を図る。さらに、地域にある幼稚園や小・中・高等学校の学校保健委員会が連携して地域学校保健委員会の設置の促進に努めることが効果的であり、保健主事が中心となって運営することとされている。

埼玉県は 小・中・高等学校とも 100% 設置されているが、開催していない学校や年1回のみの開催が多く、その内容の質的な向上が課題である。（平成20年度埼玉県健康教育実践状況調査）

学校においては、学校保健委員会の位置づけを明確化し、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となることから、その活性化を図っていくことが必要である

（中央教育審議会答申 平成20年1月17日）

＜対策＞

- ア 保健主事を中心に養護教諭・保健部員の協力のもとに学校保健計画に基づき、すべての教職員で学校保健を推進することができるよう組織体制の整備を図る。
- イ 事前にアンケート調査等から学校の実態を把握し「テーマ」を決定する。
- ウ 講義、講演のみでなく、児童生徒保健委員会、保護者、学校医等がそれぞれの立場から積極的に発表、意見、質問、助言等ができるよう準備、運営する。

評価

- 学校の実態にあったテーマとなっているか。
- 計画に基づき共通理解して実施しているか。
- 学校保健委員会の事後に課題解決のために具体的に動きだしたか。
- 委員会の内容や事後の活動を評価し、保健だより等で職員や保護者に啓発したか。
- 「保健主事の手引き(三訂版 平成16年2月 日本学校保健会)」を活用しているか。

4 保健指導の充実 (性教育の指導に関する実践推進事業)

県では、埼玉県性教育指導に関する実践推進委員会を組織し、学校における発達段階に応じた効果的な指導方法の実践研究や普及啓発を図っている。委員を文部科学省全国連絡協議会に派遣し、WYSH教育について、効果的指導法の実践研究責任者である 京都大学大学院 木原 雅子 准教授から講習を受け、県内4地区で伝達講習を兼ねた授業研究会を開催した。

20年度 11月 5日 上尾市立上尾中学校	11月 20日 行田市立南河原小学校
11月 26日 県立庄和高等学校	2月 4日 鶴ヶ島市立鶴ヶ島第二小学校

WYSH教育

現在、性感染症なかでも性器クラミジアが重大な問題である。性的ネットワークの影響で誰にでもリスクがあり、特別な人間の問題ではない。子どもたちをピアプレッシャーから解放し、将来への夢や希望を見つけ、丁寧な人間関係を築くことで、性関係を急がない指導をすることが必要である。WYSH教育では事前調査をもとに2時間の予防教育を行い、事後調査で検証する。授業形態は課題提供型で一方的な講義形式はとらない。提供される教材（パワーポイント、ビデオ、小冊子、雰囲気作りのアイディア等）が工夫されており使いやすい。○×クイズやグループワークなどは生徒にとって抵抗感がなく、性に関する教育に積極的に参加することができる。また身近な具体的なデータが示されるので性に関する問題を自分のこととしてとらえ、自分で気づくことにつながる。

<実践事例1> 「性に関する教育」学習指導案

学級活動 中学校3年生

題材名 大切にしよう自分の体とこころと友達を！

—エイズ・性感染症・男女交際—(男女相互の理解と協力)

日時 平成20年11月5日(水) 第5校時
上尾市立上尾中学校 教諭 武田 直美
養護教諭 大山 洋子

1 題材設定の理由

この授業は、文部科学省が主催する「性教育の指導に関する実践推進事業 WYSH教育プロジェクト」で伝達された内容をもとに実践した。特色は日本のエイズ・性感染症の状況と、生徒に実施した事前アンケート結果を比較し、本校生徒の性に対する知識や行動や考え方の実態をもとに、正しい知識を理解させた上で、丁寧な人間関係を築くことで性関係を急がず将来への夢や希望を見つけることで適切な行動選択できる力を育成するために2時間扱いで行った。

＜生徒の実態＞ () 内は全国平均 (%)

質問	男子	女子
①「これまで交際したことはありますか」 以前付き合っていた・現在付き合っている	47.7 (40.6) ↑	50.7 (45.5) ↑
②「中学生が性関係をもつこと」 かまわない・どちらかといえばかまわない	35.0 (44.4) ↓	23.0 (33.6) ↓
③「高校生になった時、性関係をもつことをどう思いますか。」 かまわない・どちらかといえばかまわない	56.0 (56.1) =	48.0 (50.5) ↓

2 授業の目標(2時間目)

- (1) エイズや性感染症などの現状を知り、性に関する問題について意欲的に学び、自分の考えをまとめたりすることができるようとする。 【関心・意欲・態度】
- (2) 性行動が人生に及ぼす影響を、将来を見通しながら自分に置き換えて考えることができるようとする。 【思考・判断】
- (3) クイズやグループワークでのディスカッションにおいて、自分の考えを整理し、発表することができるようとする。 【技能・表現】
- (4) 望ましい男女の関係を築くために、自分はどのような行動をとればよいかを理解することができるようとする。 【知識・理解】

3 授業展開 (2/2時間) 本時

(1) 本時の活動テーマ

「男女の望ましい(ベストな)つきあい方って？」

(2) 準備

- ・ワークシート② ・ホワイトボード ・ペン ・メッセージビデオ ・質問ボックス
- ・パソコン ・ビデオ ・移動式スクリーン

(3) 展開

(T1: 担任 T2: 養護教諭)

段階	学習内容・活動	○指導上の留意点 ◇評価	資料
導入5分	1 前回の授業の内容を再確認し、本時の学習の見通しを持つ。	○前回の授業を振り返り、質問13「じゃあどうすればいいの？」に対する生徒の考えを紹介し、本時の学習の見通しを持たせる。(T1)	

	<p>今日の現状・問題提起</p> <ul style="list-style-type: none"> 10代の若者の10人に1人が性感染症にかかっている。また、埼玉県で1381人が人工妊娠中絶をしている。 なぜ、こんなにも10代の若者の間で増加しているのだろう？ 	< 7分 >	
2 ②	<p>今日の10代の性に関する問題について養護教諭の話を聞く。</p> <p>① 埼玉県の10代の性に関する実態を知る。 (資料1)</p>	○ 10代の性経験者の10人に1人が性感染症にかかっており、埼玉県でも1381人の人工妊娠中絶をしていることに問題意識を持たせる。 (T 2) (資料2)	パソコン 移動式スクリーン プレゼンテーションソフト (資料1) (資料2)
35 分	<p>② 本校の性関係の容認度の実態を知る。 (資料3)</p> <p>性関係を持つことを容認する本校生徒の割合</p>	○ 本校生徒の性関係についての意識をアンケート結果から提示し、自分たちの性に関する問題について考えさせる。	(資料3)
	<p>③ 誤った性情報に影響を受けていることを理解する。</p> <p>簡単に入手できるインターネットからの「性情報」 (資料4-①)</p>	○ スライドをつかって自分達の身近な性情報の危険性について気づかせる。 (T 1)	(資料4-①) (資料4-②) (資料4-③)
		<p>携帯の間違った使い方 (資料4-②)</p>	

	<p>◇現代社会の「性」に関する諸問題を知り、その危険性は自分の生活の中にもあるということを理解することができる。</p> <p>【知識・理解】</p>	
<p>グループワーク</p> <p>10代の男女交際で性関係をもつことについてどう思うか?</p> <p>別にかまわない！(OK) or いいとは思わない！(NO)</p>	<p><13分 男女別></p>	<p>ワークシート ホワイトボード ペン</p>
<p>4 課題について考える。</p> <p>① 自分の立場をはっきりとさせ、「別にかまわない(OK)」か「いいとは思わない(NO)」かの立場をはっきりさせて、その理由をワークシートにまとめる。</p> <p>② グループ内で発表する。</p> <p>③ グループの考えをまとめ発表する。</p> <p><予想される生徒の反応></p>	<p>○様々な考え方があることを知り、自分の考えも深めさせるようする。</p> <p>◇自分の考えを持ち、グループワークで発表したり、文章で適切に表現できる。</p> <p>【技能・表現】</p>	
<p>性関係をもつことについて</p> <p><別にかまわない(OK)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・お互いに信頼し合っていればいい。 ・16歳になつたら結婚できるから ・正しい知識を持って予防ができるべきいいと思う。 ・お互いの将来を考えて、責任を持つればいいと思う。 ・避妊すればいいと思う。 	<p><いいとは思わない(NO)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手(女子)のことが大切だから ・子どもや相手に責任がとれない ・ちゃんと自分で生活できるようになってからでいいと思うから ・親に心配をかけるから ・親が悲しむから ・子どもができたら中退しなければいけなくなるから ・自分には実現したい夢があるから ・親や相手の親とトラブルになる ・初体験が中学時代だと性感染症にかかりやすいから 	
<p>発表</p> <p>グループごとに話し合いでまとめた考えを発表する。</p>	<p><8分></p>	
<p>5 グループの考えを発表する。 発表者：リーダー</p>	<p>○自分たちの話し合いに出てこなかった意見を聞くことにより、異性の考え方を知り、考えを深めることができるようする。</p>	

	<p><事例 「10代の性関係から起こる問題」> <7分></p> <p>身近な事例から、「性」に対する意識を深め、適切な意志決定や行動選択ができるきっかけをつくる。</p> <p>望ましい（ベストな）男女交際、自分の生き方について考える。</p>	
6	<p>養護教諭からの事例を聞き、自分のこれから生き方を考える。</p> <p>○事例を「紙芝居」にして読み聞かせる。 (T2)</p> <p>○事例からどのような男女関係や友人関係をしていいのかを考えワークシートに記入させ、数名に発表させる。</p> <p><事例の参考例></p> <p>①高1女子 関係を迫られ断れず、避妊をしないで性関係をもつてしまい、性感染症になってしまった。</p> <p>③10代での結婚 男19歳 女17歳 その後。</p>	
(資料5-①)		(資料5-②)
7 教師の話を聞く。	<ul style="list-style-type: none"> 男女が互いに尊重し、思いやりをもった交際が大切。 性関係をあせる必要はない。（ピア・プレッシャーの解放） 性に関する行動選択は、慎重であることが大切。 感情やその場の雰囲気に流されず、自分の心と体をコントロールすることが大切。 	<p>◇望ましい男女の関係を築くために自分はどういう意志をもち、行動をとればよいかを理解することができる。 【知識・理解】</p> <p>◇性行動が人生に及ぼす影響を、将来を見通しながら自分に置き換えて考えることができる。 【思考・判断】</p>
8 「男女の望ましい（ベストな）つきあい方って？」について考え方発表をさせる。		
9 先生・親からのメッセージビデオを視聴する。		プレゼンテーションソフト
終末 10 分	<p>10 自分へのメッセージを記入する。</p> <p><My Dream☆ My Friend☆ My Life></p> <p>私の大切な夢・友達・人生を築くために・・・</p>	DREAMカード ワークシート

5 保健学習の充実

保健体育科（保健分野）学習指導案

平成20年10月6日（月） 第5校時 視聴覚室
 第3学年4組 男子 16人 女子 19人
 熊谷市立玉井中学校 教諭 吉田 初美

1 単元名 「健康な生活と疾病の予防」（エ 感染症の予防 （ア）感染症の原因とその予防）

2 単元について

本単元では、主体と環境などの疾病の要因、健康の保持増進に必要な条件や健康を損なう原因、喫煙・飲酒・薬物乱用の害とそれに対する適切な対処、感染症の主な原因とその予防、個人や集団の健康と保健・医療機関の利用を取り上げる。この学習では、人が健康に生活していくことができるよう、疾病全般の要因や原因とその予防の観点から知識を深め、日常生活において、適切な意思決定や行動選択を身に付けられるようにする必要がある。

3 生徒の実態

男子16名 女子19名で、全体的には明るく、授業中も前向きに学習に取り組む生徒が多い。健康に対しては、部活動をやめてからの運動不足や、家庭学習による夜更かし等の問題を感じてはいるが、現在、自分は健康であると感じている生徒が多く、健康を保持することや病気を予防することについての意識は薄い。また、感染症やその他の病気については、いくつかの病名を言える程度であり、病気の原因や予防の方法についての知識も少ないと思われる。

4 教師の指導観

「感染症の原因」の授業（本時）では、感染症の原因の「基礎的・基本的な知識を習得させ、学習したことをもとに、その知識を活用して課題に取り組む授業展開」を行うことにより、学習内容をよりよく身に付けさせるとともに、自分の生活に照らし合わせて考えることができるようさせたい。

そこで、以下のことを工夫して授業づくりを行った。

- 資料を読み、まず自分で考え、次に仲間との意見交換をさせることで、考えを深められるようにした。
- 学習の流れにそって使えるようにワークシートを作成した。
- 読み物資料（【資料2】【資料3】）は各自の考え方やグループでの話し合いが深まるように、必要事項を盛り込みつつ、生徒が興味や関心をもてるように、できるだけ簡潔に、また、具体的なイメージが持てるように作成した。

〈資料〉・ノロウイルス

（学校における感染症発生時の対応 埼玉県教育委員会 平成17年3月）

- ・結核（かけがえのない自分、かけがえのない健康【中学生】 文部科学省）
 （学校における結核マニュアル 教師用参考資料 文部科学省）

5 単元の目標

- (1) 健康な生活や疾病の予防について、自分の経験や資料、仲間との意見交換をもとに、話し合う活動に、意欲的に取り組むことができるようとする。【関心・意欲・態度】
- (2) 健康な生活や疾病の予防について、自分の経験や資料、仲間との意見交換などをもとに、考えることができるようとする。【思考・判断】
- (3) 健康な生活や疾病の予防について、健康は主体と環境がかかわり合って成り立つことを理解し、健康を保持増進したり、疾病を予防したりするためには、それにかかる要因に対する適切な対策があることについて理解できるようとする。【知識・理解】

6 単元の評価規準

	ア 関心・意欲・態度	イ 思考・判断	ウ 知識・理解
単元の評価規準	健康の保持増進のために必要な生活行動と疾病の予防について関心を持ち、仲間と協力して資料を集めたり、意見交換をしたりしながら課題を探し、意欲的に学習しようとしている。	健康の保持増進のために必要な生活行動と疾病の予防について、自分の知識や経験、資料、仲間の意見や考え方などをもとにして課題を設定し、適切な課題解決の方法を考え、判断している。	人間の健康は、主体と環境がかかわり合って成立し、健康を保持増進し、疾病を予防するためには、それに関わる要因に対する適切な行動が必要であることを科学的に理解し、知識を身に付けています。
学習活動における	① 健康の保持増進のために必要な生活行動と疾病的予防について、資料を見たり、自分の日常生活を振り返ったりしながら課題を探そうとしている。 ② 健康の保持増進のために必要な生活行動と疾病的予防について、教師や仲間と共に活動したり、教科書などの資料を読んだり	① 健康の保持増進のために必要な生活行動と疾病的予防について、自分の日常生活を振り返り、問題点を見付けて課題を選んでいる。 ② 健康の保持増進のために必要な生活行動と疾病的予防について、教師や仲間と共に自分の経験や教科書等の	① 健康は、主体と環境から成り立ち、疾病はそれらの要因と関わり合って起こることを言ったり、書き出したりしている。 ② 健康の保持増進には生活習慣が深くかかわり、その要因によって起こる生活習慣病などの疾病的予防の方法を言ったり、書き出したりしている。 ③ 喫煙、飲酒、薬物乱用による健康

具体的評価規準	<p>して、課題について調べようとしている。</p> <p>③ 健康の保持増進のために必要な生活行動や、疾病的予防について、収集した資料を活用したり、仲間の意見を聞いたりながら、自分の考えや意見をまとめて、発表しようとしている。</p>	<p>資料をもとに予想したり、整理したりして課題解決の方法を選んでいる。</p> <p>③ 健康の保持増進のために必要な生活行動と疾病的予防について、学習したことなどを、日常生活に当てはめている。</p>	<p>への影響について語ったり、書き出したりしている。</p> <p>④ 感染症の要因とその予防方法について語ったり、書き出したりしている。</p> <p>⑤ 健康の保持増進や疾病的予防には、保健・医療機関の有効利用があることを語ったり、書き出したりしている。</p>
---------	--	--	--

7 単元の指導と評価の計画

時数	項目	学習内容	評価基準
① 2	感染症の原因とその予防	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症とその原因について理解する。 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症は、病原体が身体の中に入り感染し、起こる病気であること。 ・病原体には、細菌やウイルスなどがあること。 ・感染症の発病には、病原体の他、自然環境、社会環境、主体などの条件が関係していること。 	<p>ア 感染症の原因と予防について、自分の経験や仲間との意見交換をもとに、考えをまとめようとしている。</p> <p>イ 感染症の発生要因について、まとめたり自分の考えを述べたりすることができる。</p> <p>ウ 感染症の発生要因や、それに対する適切な予防について、語ったり書き出したりしている。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症の予防について理解する。 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防には、感染源対策、感染経路対策、抵抗力を高める対策の三つがあること。 	
3 4	エイズ及び性感染症の予防	<ul style="list-style-type: none"> ○ エイズとその予防について理解する。 <ul style="list-style-type: none"> ・エイズの病原体は、ヒト免疫不全ウイルスであり、主な感染経路は性的接触であること。 ・感染を予防するには、性的接触をしないことが有效であること。 	<p>ア エイズ及び性感染症の原因と予防について、資料や仲間との意見交換をもとに、考えをまとめようとしている。</p> <p>イ エイズ及び性感染症の発生要因について、まとめたり、自分の考えを述べたりすることができる。</p> <p>ウ エイズ及び性感染症の発生要因や、それに対する適切な予防について、語ったり書き出したりしている。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 性感染症とその予防について理解する。 <ul style="list-style-type: none"> ・性的接触で感染する疾病を性感染症ということ。 ・性感染症を身近な問題としてとらえ、予防方法を身に付けることが大切であること。 	

8 本時の学習と指導（1／4）

(1) ねらい

- ・感染症の原因について、資料や自分の経験をもとに、仲間と意見交換を行い、協力して取り組むことができるようとする。(関心・意欲・態度)
- ・感染症の原因について、資料や自分の経験をもとに自分の考えをまとめたり、予想したりすることができるようとする。(思考・判断)
- ・感染症の原因や発病の要因について、語ったり、書き出したりすることができるようとする。(知識・理解)

(2) 本時の展開

時間	学習内容・活動	指導上の留意点 ○ 評価規準 ◆
はじめ 5分	<p>1 感染症について理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師の話や教科書から確認する。 <p>病原体の感染によって起こる病気を感染症という。</p> <p>病原体には、細菌やウイルスなどがある。</p>	<p>○ 小学校での感染症の学習や、生活習慣病との違いを確認する。</p> <p>○ 表や写真を利用し、細菌やウイルス、感染症の種類について確認する。</p> <p>○ 感染と発病の違いをおさえる。</p>
なか 37分	<p>2 病原体の体内への侵入について考える。</p> <p>問1：「ノロウィルスによる感染性胃腸炎の対応（教室でおう吐した生徒が出た場合）」について_____の部分にはどんなことばがはいるでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料1】の_____に入ることばを【資料2】を参考にして各自で考える。 ・【資料1】の_____に入ることばを確認する。 	<p>○ ワークシートNo.1 を配布する。</p> <p>○ 【資料2】を教師が読み、参考になる箇所にマーカーを引かせた後、個人で考えさせ、発表させる。</p> <p>○ 教師が_____に入ることばを伝える。</p> <p>○ [質問2]につながる内容なので、細かい説明はしないようにする。</p>

	<p>質問2：【資料1】のような対応をするのはなぜでしょうか。</p> <p>・個人の考えをまとめた後、グループで話し合う。 <予想される生徒の反応> (1) ウィルスを殺すため。 (2) ウィルスの感染力を弱めるため。 (3) 周りの生徒や処理した人に移らないようにするため。</p> <p>感染症は病原体が体に侵入して発病する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人で予想させてから、グループ（4人程度）で話し合わせる。 ○ 感染症の知識や【資料1】【資料2】の学習をもとに考えさせる。 ◆ 「ノロウィルスによる感染性胃腸炎」の対応について、資料をもとに仲間との意見交換をしようとしている。 (関心・意欲・態度)
37分	<p>3 主体の要因と環境の要因について考える。</p> <p>質問3：結核の「流行」や「減少」にはどんなことが関係しているでしょうか。</p> <p>・【資料3】の中で、参考になると思う箇所にマークを引く。 ・マーク箇所をもとに「流行」や「減少」に関係していることをグループで予想する。</p> <p><生徒の予想></p> <p>(1) 空気が悪いことが関係する。 (感染の仕方・工場・高地や海浜の療養所での治療などから)</p> <p>(2) 人が集まっていることが関係する。 (都市化・人里離れた療養所での治療などから)</p> <p>(3) 栄養状態が関係する。 (戦後に低下傾向・予防対策などから)</p> <p>(4) 治療薬や予防の仕方が関係する。 (ストレプトマイシンの発見・予防対策などから)</p> <p>・グループの考えをまとめて記入した発表カードを黒板に貼り、発表する。 ・感染症の発生の要因を確認する。 ・感染症の発生の要因を主体の状況、自然環境、社会環境に分類する。</p> <p>感染症の発生には、主体の栄養状態、抵抗力、湿度や温度などの自然環境や住居、人口密度・交通などの社会環境が関係すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ワークシートNo.2 を配布する。 ○ 【資料3】は教師が読みあげる。 ○ 各自の考えをもとに、グループの考えをまとめさせる。 ○ 結核の「流行」や「減少」の原因について資料や今までの学習を振り返りながら考えさせる。 ◆ 結核の発病について、資料や仲間の意見をもとに、予想したり、自分の考えを整理したりしている。(思考・判断) <ul style="list-style-type: none"> ○ 発表カードの内容により、いくつかのグループに発表させる。 ○ 発表カードをもとに、感染症の発生要因を分類する。 ○ 教科書等を利用して、「健康な生活と疾病の予防」の1時間目の学習を振り返らせながら助言する。 ○ 結核だけでなく、他の感染症の発生要因も同じように分類できることを確認する。
まとめ8分	<p>4 1時間の学習内容を確認する。</p> <p>まとめの質問：インフルエンザが流行している時に、同じ教室で一緒に生活しているのに、かかる人とかからない人がいる理由を「感染・発病・病原体の侵入・抵抗力・栄養状態」を使って説明しなさい。</p> <p>・1時間の学習をもとに「まとめの質問」について考え、記入する。 ・本時のまとめを聞き、次時の学習についての見通しを持つ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 授業でわかったことや、考えたことをもとに「まとめの質問」に答えさせ、学習内容の理解度や思考の深まりを確認する。 ◆ 感染症の原因や発病の要因について、言ったり、書き出したりすることができるようとする。(知識・理解) ○ ワークシートを回収し、まとめた内容について補足や指導が必要な生徒には、個別に指導する。

3年 組 No. 氏名

[質問1] 【資料1】「ノロウィルスによる感染性胃腸炎の対応（教室でおう吐した生徒が出た場合）」で_____の中にはどんなことばが入るでしょうか。【資料2】を参考にして考えましょう。

【資料1】 「ノロウィルスによる感染性胃腸炎の対応（教室でおう吐した生徒が出た場合）」

- 1 授業を中断し、おう吐した生徒の近くの生徒を_____る。
- 2 おう吐物を処理する人は必ず_____・_____を着用する。
- 3 おう吐物を新聞紙等で取り除いた後、_____をしみこませた雑巾で拭く。
- 4 処理に使用した新聞紙や雑巾は_____に入れて口を縛り、処理する。
- 5 処理をした人は必ず_____・_____をする。
- 6 現場は_____をする。

【資料2】 ノロウィルスによる感染性胃腸炎はここ数年で患者数が急激に増えている新顔のウィルスで、平成9年に食中毒の1つとして追加されました。

このウィルスは乾燥などに強く、また、食品の中で増えるのではなく、人の腸の粘膜で増えます。感染力が強く、ウィルスの数がごく少量でも感染し、発症します。ウィルスが口からはいってから1~2日で、吐き気、おう吐、下痢、腹痛、発熱（38度以下）といった症状が見られます。

ノロウィルスはウィルスを取り込んだカキなどの二枚貝を不十分な加熱で食べることにより感染します。また、ノロウィルスに感染した人が、用便後の手洗いが不十分なまま調理をすると食品がウィルスに汚染され、その食品を食べた人が感染し、食中毒になります。

ノロウィルスに感染した人のおう吐物にもウィルスが含まれています。そのおう吐物の処理が不十分だと、ウィルスが乾燥して舞い上がり、直接、人の口から取り込まれ感染するおそれがあります。

[質問2] 「ノロウィルスによる感染性胃腸炎の対応（教室でおう吐した生徒が出た場合）」で、【資料1】のような対応をするのはなぜでしょうか。

私の考え方

「健康な生活と疾病の予防」ワークシート №.2 (感染症) [月 日]

[質問3] 結核の「流行」や「減少」にはどんなことが関係していると考えられますか。

【資料3】を参考にグループで話し合いましょう。

【資料3】 結核の歴史は古く、エジプトのミイラの中には結核にかかっていたものもあり、古くから人々を苦しめていたと考えられています。日本には6～7世紀頃に大陸から伝わったようです。

結核は、結核菌に感染することで起こる感染症です。

結核菌は、重症の結核患者のせきやくしゃみで飛び散り、空气中をただよう結核菌を吸い込むことで感染します。

欧米では、18世紀以降、産業革命（産業機械が発明され、家の手工業から機械化された大きな工場に人を集めて作業をするように生産技術が変わった）や、都市化が進行する中で、まず、都市に大流行が起り、徐々に地方に拡がっていきました。こうして、ヨーロッパ各国やアメリカでは多くの人が結核で亡くなりました。

日本でも、20世紀初め頃の産業革命の頃に欧米と同じように大流行し、ピークの時（大正7年）の死亡率は人口10万人に対して257.1人と、多くの人が結核で亡くなりました。その後も、長い間、結核が死因の第1位をしめるなど、労咳とか肺病とかいわれ、「不治の病」と恐れられていました。

当時、この病気に対する治療法は人里離れた高地や海浜の療養所での安静生活だけでしたが、産業革命が一段落して、生活水準が向上してくると結核にかかる人の数は次第に減り始めました。そして1944年のストレプトマイシン（治療のための薬）の発見やその後の予防対策の普及などによりさらに減少してきました。日本では、戦後、本格的に低下傾向になりました。

グループの
考え方

[質問4] 「流行」や「減少」の原因を分類すると・・・。

〈	〉	〈	〉

6 教育活動全体で取り組む健康教育

<実践事例3> 学校・家庭・地域社会が一体となって進める健康教育

「人とにこにこ 元気な並木っ子」の健康づくり
～学校・家庭・地域社会が一体となって進める健康教育～

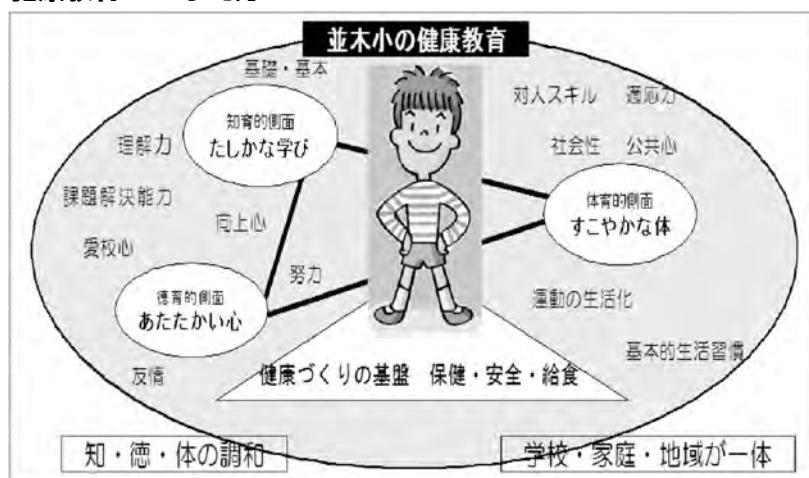
埼玉県川口市立並木小学校

本校は、「健康・勤勉・敬愛」の校訓のもと、昭和60年には、全日本健康優良学校特別優秀校、平成19年度には全日本健康推進学校最優秀校として2度の日本一を受賞するなど30年にわたり健康教育を推進してきた。健康教育の基盤として、「知・徳・体の調和」「学校・家庭・地域が一体となった教育」の2つの健康教育推進の視点から実践研究をめている。

学校教育目標

知・徳・体の調和のとれた心豊かなたくましい児童の育成

健康教育のとらえ方



「知・徳・体の調和のとれた人格の完成」を実現するため、「保健・安全・給食」の3領域を含む健康教育の様々な要素（身体・精神・知性・社会性等）を包括的にとらえた健康教育の実践を全教育活動を通して進めている。

『たかくはばたけ』…健康合い言葉

た 正しい姿勢 背伸び運動
か からだをきたえる 薄着の習慣
く クラスそろって健康観察
は 齒みがきしよう 3・3・3
ば バランスの良い 体格づくり
た 楽しい給食 残さず食べよう
け 健康なひとみ 302

本校の健康教育の実践

1) 授業研究…確かな学力、確かな健康認識を育てる

指導効果を一層上げるため保健学習、保健指導、保健活動の連動性を重視し、指導計画を整理した。その上で、「自ら気付き、解決、実践できる児童の育成」を目指し、専門医等と連携した授業の改善を図っている。

①学校医・学校歯科医・学校薬剤師と一体となった保健学習・保健指導



学級活動（保健指導）

「2年 おく歯のみがき方」
ゲストティーチャー 学校歯科医



学級活動（保健指導）
「親子歯みがき教室」
学校公開日



「5年 けがの防止」(保健学習)
けがの手当 実習

2) 保健・安全・給食・運動の総合指導のための「なみきっ子ノート」の活用

学校と家庭の指導に一貫性と連動性をもたせ、指導効果を上げるため、本校では独自に「なみきっ子ノート」を作成し活用している。このノートは永年改訂をしながら保健・安全・給食・運動等学校や家庭での生活全般における指導と実践記録として活用している。保健関係では歯科保健が中心となっている。



「なみきっ子ノート」における保健指導内容

- 『わたしの保健目標』…毎月の保健目標の個人のめあての記入と振り返り
- 『歯のみがきかた調べ』…毎学期行う歯垢染め出しの記録と課題の設定
- 『歯みがきのめあて』…歯みがき重点指導月（6, 11, 2月）の朝、夜の歯みがき調べ ※昼は給食後に実施

3) けんこうデーの取組

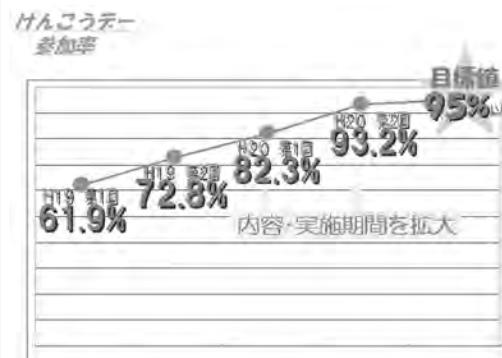
健康な心身の育成のために、家庭・地域が一体となって生活習慣の確立や運動習慣の定着を目的とする「けんこうデー」を設定した。具体的には、ノーメディアの日、家族で食事や運動の日とする。この推進のため学校保健委員会（けんこう会議）の重点課題としている。

〈平成20年度 けんこうデー 取組の概要〉

ねらい ○テレビやテレビゲームにふれる時間を減らし、家族とふれ合う時間を増やす。
○テレビ等との関わり方を見直したりして、よりよい生活習慣について考えたり身に付けたりする機会とする。

実施日 取組期間中、1日以上取り組む。
(約10日間)

けんこうデーの推進 (毎学期実施)
※1学期 (ノーメディア+家族で食事)
2学期 (ノーメディア+家族で運動)
3学期 (ノーメディア+家族で食事&運動)



4) 運動生活の確保と定着

本校の体力課題[走力][投力]の向上を中心に、児童の主体性を伸ばす体育的活動の工夫改善に取り組んだ。



「全員リレー大会」



「マイボール」



「なわとびチャンピオン大会」

5) 学校・家庭・地域が一体となった健康づくり

健康教育の推進には家庭・地域との連携は必要不可欠である。学校保健委員会（けんこう会議）を中心とし、PTA、地域諸団体と連携して様々な取組を推進している。

①学校保健委員会（けんこう会議）
・毎学期実施・重点課題「歯科保健」
・児童保健委員会を中心とした児童発表・PTA保健部の発表
＊ 5・6年全児童参加型・体験型の会議
＊小中合同会議



(心をほぐす
肩もみ運動)

②「安全・安心見守り隊」
・地域の敬老会を中心に組織
・全日登下校の安全確保、挨拶運動
・「なみきっこ おうえんだん」の名称の入るユニフォームを着用



③食習慣の向上
・朝食摂取率97%と高水準であるが、食事の内容には課題
・親子で朝食づくりを体験する「親子料理教室」の開催
・地産地消のメニュー紹介



6) 健康教育に関する環境整備

ヘルスプロモーションの理念にもとづき、児童が自らの健康管理を日常的に実践できるよう環境を整備している。



「健康観察板」(各教室)
毎朝自分の健康状態を表示



「健康測定コーナー」(保健室前)
身長・体重・姿勢の自己管理



「視力測定コーナー(各階)」
いつでも友達と視力測定

課題

- ・現在の健康教育の実践をさらに家庭・地域の中に定着させる。
- ・児童が自らの健康課題に意欲的に取り組むための家庭と学校の連携を推進させる。

7 健康状態の全国値〈参考〉

(1) 学校種別疾病異常の被患率(全国)

単位: %

区分	幼稚園(5歳)		小学校		中学校		高等学校	
	平成19年	平成20年	平成19年	平成20年	平成19年	平成20年	平成19年	平成20年
栄養状態	0.26	0.24	1.99	1.84	1.32	1.48	1.07	1.14
せき柱・胸部計	0.16	0.15	0.30	0.33	0.62	0.94	0.48	0.58
裸眼視力計	26.21	28.93	28.07	29.87	51.17	52.60	55.41	57.98
1.0未満0.7以上	18.89	22.03	10.58	11.23	13.26	12.38	12.41	12.55
0.7未満0.3以上	6.81	6.11	11.00	11.60	17.57	17.80	16.86	17.07
0.3未満	0.51	0.78	6.49	7.05	20.34	22.42	26.14	28.36
難聴	1.11	1.09	0.75	0.93	0.75	0.79
眼眼の疾病・異常	2.17	1.92	4.76	5.10	4.23	4.48	3.69	3.69
耳鼻咽喉頭								
耳疾患	2.57	2.80	5.13	5.23	3.34	3.55	1.72	2.02
鼻・副鼻腔疾患	3.68	3.78	11.99	11.86	11.07	10.82	8.43	8.80
口腔咽喉頭疾患・異常	2.37	1.74	1.83	1.75	1.00	1.10	0.55	0.59
皮膚疾患(H17は伝染性皮膚疾患)								
アトピー性皮膚炎	3.19	3.54	3.64	3.49	2.79	2.66	2.33	2.32
その他の皮膚疾患	1.11	1.12	0.43	0.40	0.19	0.17	0.18	0.21
歯・口腔								
むし歯(う歯)計	53.71	50.25	65.47	63.79	58.06	56.00	68.48	65.48
処置完了者	20.68	20.34	31.21	30.89	30.96	30.36	38.20	35.99
未処置歯のある者	33.03	29.91	34.26	32.90	27.10	25.63	30.27	29.49
歯列・咬合	2.59	3.01	4.31	4.33	5.47	5.49	4.02	4.59
頸関節	0.07	0.07	0.14	0.09	0.54	0.57	0.52	0.64
歯垢の状態	0.47	0.54	3.27	3.32	5.50	5.80	5.22	6.17
歯肉の状態	0.17	0.22	2.21	2.19	5.36	5.85	5.30	6.09
その他の疾病・異常	0.76	1.02	2.56	2.56	1.08	1.33	0.49	0.30
結核	0.01	0.01	0.01	0.00	0.04	0.05
結核に関する検診								
(1)委員会での検討を必要とする者	0.67	0.63	0.46	0.40
(2)結核の精密検査の対象者	0.17	0.17	0.11	0.08
心臓の疾病・異常	0.46	0.41	0.70	0.74	0.98	0.92	0.71	0.88
心電図異常	2.49	2.67	3.24	3.45	3.23	3.10
蛋白検出の者	0.68	0.49	0.66	0.69	2.41	2.49	2.49	2.82
尿糖検出の者	0.07	0.06	0.15	0.15	0.21	0.21
寄生虫卵保有者	0.15	0.12	0.41	0.33
その他の疾病・異常								
ぜん息	2.23	2.65	3.91	3.89	3.08	3.00	1.80	1.82
腎臓疾患	0.03	0.05	0.17	0.16	0.22	0.22	0.21	0.20
言語障害	0.38	0.52	0.35	0.32	0.08	0.07	0.02	0.02
その他の疾病・異常	0.72	0.72	1.09	1.05	1.18	1.31	1.38	1.35

注: 「.....」調査対象とならなかった場合

「—」該当者がいない(計数が0)場合

「0.00」計数が0ではないが、表示単位未満の場合

「※※」変更または削除された項目

(2) 年齢別体格 埼玉・全国比較

区分		身長(cm)			体重(kg)			座高(cm)			
		県平均	全国平均	差	県平均	全国平均	差	県平均	全国平均	差	
男子	幼稚園	5歳	110.8	110.8	0.0	19.1	19.1	0.0	62.0	62.1	△0.1
小学校		6歳	116.6	116.7	△0.1	21.5	21.5	0.0	64.9	65.0	△0.1
		7	122.5	122.5	0.0	24.2	24.2	0.0	67.8	67.7	0.1
		8	127.9	128.2	△0.3	27.0	27.3	△0.3	70.1	70.3	△0.2
		9	134.0	133.7	0.3	30.8	30.8	0.0	73.0	72.8	0.2
		10	139.0	138.9	0.1	34.4	34.3	0.1	75.0	75.0	0.0
		11	145.1	145.3	△0.2	38.0	38.8	△0.8	77.5	77.8	△0.3
中学校		12歳	152.3	152.6	△0.3	43.8	44.5	△0.7	81.0	81.4	△0.4
		13	159.3	159.8	△0.5	48.8	49.5	△0.7	84.5	85.0	△0.5
		14	165.6	165.4	0.2	54.5	54.9	△0.4	88.1	88.2	△0.1
高等学校		15歳	168.5	168.3	0.2	59.3	59.8	△0.5	90.0	90.2	△0.2
		16	170.0	170.0	0.0	62.3	61.6	0.7	91.3	91.2	0.1
		17	171.1	170.7	△0.6	63.5	63.4	0.1	91.6	91.7	△0.1
女子	幼稚園	5歳	109.6	109.8	△0.2	18.6	18.6	0.0	61.5	61.6	△0.1
小学校		6歳	115.8	115.8	0.0	21.1	21.0	0.1	64.5	64.6	△0.1
		7	121.7	121.7	0.0	23.9	23.6	0.3	67.2	67.3	△0.1
		8	127.7	127.5	0.2	26.9	26.6	0.3	70.0	70.0	0.0
		9	133.5	133.6	△0.1	30.1	30.1	0.0	72.8	72.8	0.0
		10	140.9	140.3	0.6	35.3	34.4	0.9	76.2	76.0	0.2
		11	146.9	146.8	0.1	38.9	39.3	△0.4	79.3	79.3	0.0
中学校		12歳	152.3	152.1	0.2	44.3	44.2	0.1	82.2	82.2	△0.0
		13	155.0	155.1	△0.1	47.5	47.7	△0.2	83.8	83.8	0.0
		14	157.2	156.6	0.6	50.9	50.4	0.5	85.1	84.9	0.2
高等学校		15歳	157.7	157.3	0.4	52.7	52.0	0.7	85.3	85.4	△0.1
		16	157.6	157.7	△0.1	53.0	53.0	0.0	85.4	85.6	△0.2
		17	157.8	158.0	△0.2	52.9	53.2	△0.3	85.4	85.8	△0.4

注 差は、「県平均」－「全国平均」、△はマイナスを表し、全国平均値よりも低いことを表す。

II 学校安全の推進

1 学校安全推進のために

(1) 学校安全の意義

学校安全は、児童生徒が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、積極的に安全な環境づくりができるようにすることをねらいとする。

学校安全の活動は、安全教育と安全管理、及びこれら2つの活動を円滑に進めるための組織活動（教職員等の研修を含む）から構成されている。

ア 安全教育

- ・ 安全学習の側面・・・安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることにより、安全について適切な意志決定ができるようにする。
- ・ 安全指導の側面・・・当面する安全に関する問題を中心に取り上げ、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、さらには、望ましい習慣の形成を目指す。

イ 安全管理

事故の要因となる学校環境や、児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万一事故が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。

ウ 組織活動

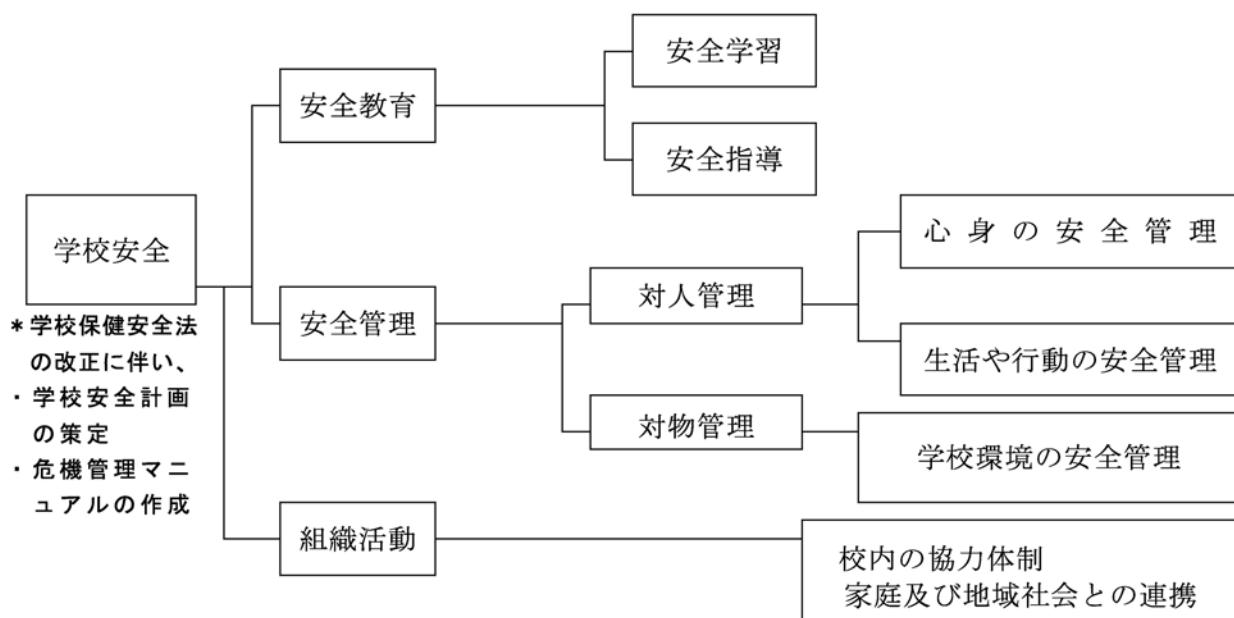
安全教育と安全管理の活動を円滑に進めていくための役割をもつ活動である。

(2) 学校安全の領域

「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」

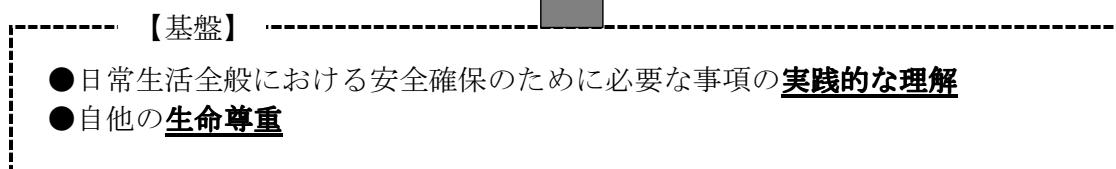
- 生活安全・・・日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱い、防犯を含む。
- 交通安全・・・様々な交通場面における危険と安全が含まれる。
- 災害安全・・・地震などの自然災害、火災なども含む。

(3) 学校安全の構造



(4) 安全教育の目標

- 生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培う
- 進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養う。



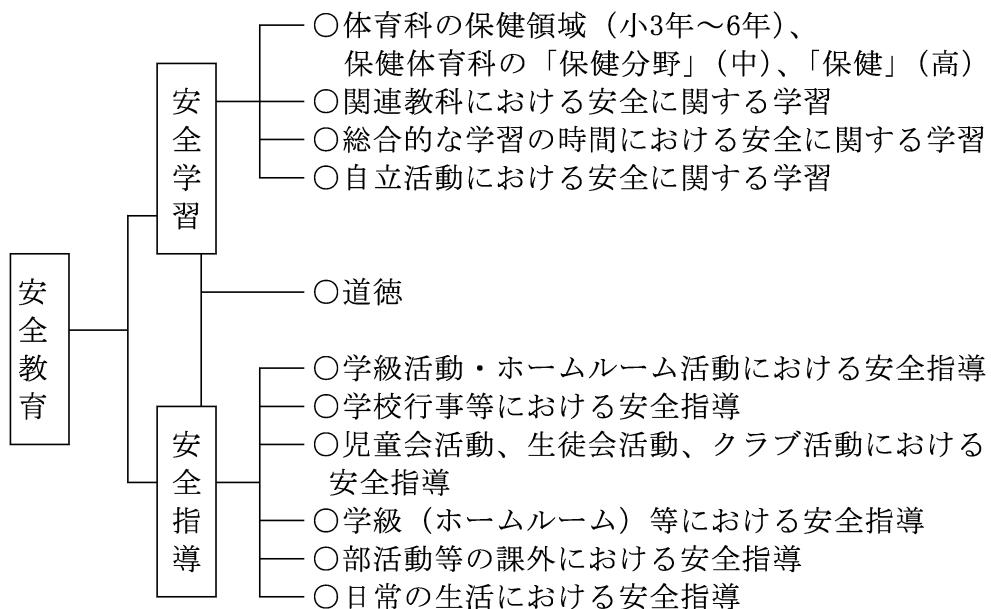
具体的には、

- ・ 現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- ・ 自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようとする。
- ・ 学校、家庭及び地域の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにする。

小学校学習指導要領総則第1の3 (中学校も同様)

学校における**体育・健康に関する指導**は、児童の発達の段階を考慮して、**学校の教育活動全体を通じて**適切に行うものとする。特に…（中略）…**安全に関する指導**及び心身の健康の保持増進に関する指導については、**体育科の時間**はもとより、**家庭科、特別活動などにおいても**それぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、**家庭や地域社会との連携**を図りながら、日常生活において適切な**体育・健康に関する活動の実現を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われる**よう配慮しなければならない。

(5) 安全教育の領域・構造



(6) 安全教育の各領域の内容

ア 生活安全に関する内容

日常生活で起こる事故の発生原因と安全確保の方法について理解し、安全に行動できるようとする。

(危険の理解と安全確保)

- (ア) 学校生活や各教科、総合的な学習の時間などの学習時における危険
- (イ) 運動会、校内競技会等の体育的行事における危険
- (ウ) 遠足・旅行等、勤労生産・奉仕的行事等における危険
- (エ) 登下校時、家庭生活などにおける危険
- (オ) 事故発生時の通報と応急手当
- (カ) 誘拐、傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域での犯罪被害の防止
- (キ) 施設設備の状態の把握と安全な環境づくり

イ 交通安全に関する内容

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車等の利用ができるようとする。また、道路交通法の改正による「交通の方法に関する教則」の徹底を図る。

(危険の理解と安全な行動の仕方)

- (ア) 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- (イ) 自転車の点検・整備と正しい乗り方
- (ウ) 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
- (エ) 交通法規の正しい理解と遵守

ウ 災害安全（防災）に関する内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようとする。

(危険の理解と安全な行動の仕方)

- (ア) 火災発生時における危険
- (イ) 地震・津波発生時における危険
- (ウ) 風水害、落雷等の気象災害発生時における危険
- (エ) 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- (オ) 災害に対する備えについての理解
- (カ) 地域の防災活動の理解と積極的な参加
- (キ) 災害時における心のケア

(7) 安全管理（主体は、校長をはじめとする教職員）

危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、事件・事故や災害が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。

- 安全管理は、結果として児童生徒の安全を確保することだけにとどまらない。
 - ・ 安全管理における環境整備は、児童生徒がより安全な行動を意志決定したり、行動選択したりすることを促すことにもつながる。
 - ・ 校長をはじめとする教職員の安全管理に、児童生徒が適宜参加することにより、児童生徒の身近な生活における安全管理の能力を向上させることも期待できる。

**安全教育と安全管理が一体的な活動を展開することで、
はじめて学校における安全が確保できる。**

学校保健安全法（平成21年4月1日施行）

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、
(中略)、学校における教育活動が**安全な環境において実施され**、児童生徒等の
安全の確保が図られるよう、**学校における安全管理に關し必要な事項を定め**、も
つて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

第三章 学校安全

- 第27条** ・学校安全計画の策定等
- 第29条** ・危険等発生時対処要領の作成等
- 第30条** ・地域の関係機関等との連携

(8) 安全管理の内容

ア 学校環境の安全管理

- (ア) 安全点検
- (イ) 安全点検の事後措置
- (ウ) 災害に備えた安全管理
- (エ) 防犯に関する安全管理

イ 学校生活の安全管理

ウ 通学の安全管理

- (ア) 通学路の設定と安全確保
- (イ) 安全な通学方法

エ 事件・事故の安全管理

- (ア) 事件・事故の災害発生時の救急及び緊急連絡体制
- (イ) 火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害、原子力災害発生時等の安全措置

<実践事例1> 教育活動全体で推進する学校安全 「自ら判断し、進んで健康で安全な生活をしようとする児童の育成をめざして」

熊谷市立妻沼小学校

1 研究仮説の設定

上記の研究テーマを推進するために、以下のような仮説を設定した。

○仮説Ⅰ 児童の興味関心や問題意識を高め、児童が安全の大切さに気づく授業を工夫し、継続・共同して取り組めば、児童に自ら判断し、健康で安全な生活を送ろうとする力がついてくるであろう。

→授業研究

○仮説Ⅱ 計画全体を見直し、安全な学校づくりを進めていけば、児童が安全とは何かを認識し、進んで健康で安全な生活をしようとすることができるであろう。→実態把握・環境作り・計画の見直し

○仮説Ⅲ 安全な家庭・地域づくりとはどのようなものかを学校・保護者・地域が共通理解し、目に見える安全な地域づくりを進めれば、児童が安全とは何かを認識し、進んで健康で安全な生活をしようとすることができるであろう。

→家庭・地域との連携

2 実態調査

アンケートの内容・・・実態把握

実行部に聞ける、知識・日常生活・意識のアンケート調査...4・5・6年生用

安全に関する知識(交通安全)

1 次の標識はどなたが書いていましたか。

2 道を横断する時、黄色の信号がついで引きました。どうしていました。

3 黄色一貫の信号は、どううんじますか。

4 下ののどの運転を、自動車で左折すると、どのようにしていますか。

5 自動車が走る時、角に止まっていると運転です。それはなぜですか。

6 自動車の死角について正しい知識はどれですか。

7 自動車の運転手が、運転手や歩行者の死角をいかにして防いでいますか。

8 自動車の死角について正しい知識はどれですか。

これまでの経験

1 交通事故にいたることはありますか。

2 交通事故にいたことはありますか。

3 「安全について経験したことはありますか。



児童の安全についての実態を調査し、指導の手がかりにしたり、研究の検証としたりした。また、児童・保護者共通の生活意識調査も行い、意識のズレを調査した。

	意識の差		
	1年	2年	3年
1 住所・電話番号が言えますか。	3.3%	7.0%	15.4%
2 一人で電話をかけられますか。	1.3%	6.9%	1.3%
3 近所の人の名前や顔を知っていますか。	2.1%	6.6%	10.3%
4 家のカギをあけたりしましたりしますか。	-4.9%	-1.9%	5.1%
5 近所の危険なところについて話をしたことがありますか。	51.9%	31.6%	25.2%
6 ジャンク食品を買ったり、ヨクワクを買ったりしていますか。	40.8%	1.9%	7.7%
7 大きな地震や事件が起きたときにどうしたらしいか話し合ったことがありますか。	-1.1%	-4.4%	9.2%
8 防犯ブザーを点検していますか。	-5.1%	-1.4%	1.3%
9 「子ども110番の」の場所を知っていますか。	-14.9%	-45.0%	-35.9%
10 おうちの人と登下校の道を歩いたことがありますか。	21.3%	12.7%	3.8%
11 携帯電話やインターネットの危険性について話し合ったことがありますか。	-0.8%	-14.7%	3.8%
12 ガイドランプを外に出すとき防犯ブザーを持って行きますか。	-12.4%	-20.4%	-4.0%
13 どこで誰と遊んでいるか知られてからでかけていますか。	24.9%	7.0%	2.6%
14 イヤホンを付けて歩いたことがありますか。	13.4%	5.5%	2.4%
15 ルスパン(トキ)、チコウ(シ)の時に注意することを知っていますか。	24.3%	5.4%	-4.0%
16 近所の人に注意されたことがありますか。	46.7%	60.6%	55.1%

4 地域との連携

(1) 安全に関する取組の共有

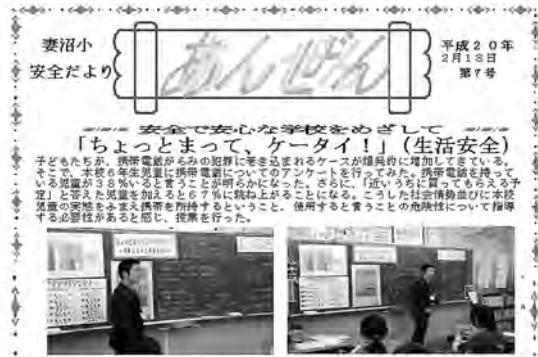
安全マップの作成

不審者に出会ったら逃げ込める家のマップを作成し、PTA広報で校区内の全家庭に配っている。



たよりの発行

安全に関するお便りを作成し、家庭や地域の方に配っている。



(3) PTAによる登校・下校指導

登校・下校指導

不審者との遭遇・交通事故共に多くなる登下校の時間帯では、PTA交通補導部のみなさ



行事への参加

避難訓練や交通安全教室など、保護者や地域の方にも来ていただいている。



(2) 懇談会などの開催

交流を深める会の開催

「子ども110番の家」の方との地区懇談会や、子どもたちとの交流会により交流を深め、安全に対する諸問題について話し合いをしている。地域の方の温かさに触れた機会であった。



毎日の旗当番

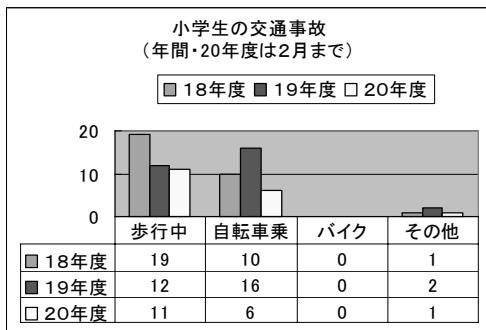
PTAの方が各地区ごとに毎朝危険箇所に立ち、安全に登校できるように指導をしている。教職員による通学路の安全点検や、登校指導・下校時の巡回パトロール（不定期）も行っている。



2 交通安全教育

(1) 現状

ア 交通事故発生状況（特別支援学校は、該当する校種でカウント）

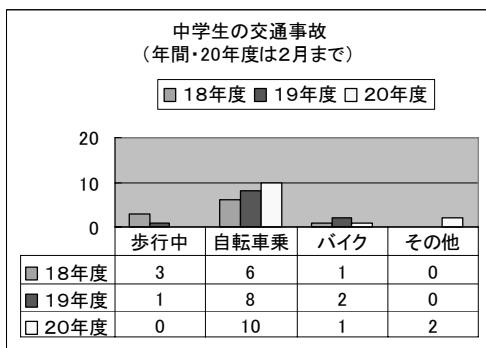


<小学生>

事故件数の総数は減少傾向にある。

歩行中の事故割合が高く（総数の約60%）、帰宅後に起きた際の事故が多い（11件、65%）。

死亡事故は、19年度2件から4件に増加。いずれも歩行中であり、その中には、集団下校で整列歩行しており、過失がないにもかかわらず事故に遭っている事例が含まれている。

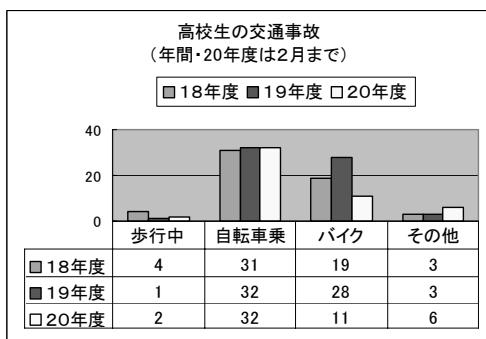


<中学生>

事故件数の総数は、横ばいの傾向であるが、自転車乗用中の事故が増加傾向にある。

休日（授業日以外で部活動のため登校する場合を含む）の発生割合が46%を占めている。

死亡事故は、19年度は0件であったが20年度には2件発生し、いずれも自転車乗車中であった。



<高校生>

事故件数の総数は、減少している。

バイク事故は19年度の約60%減である。しかし、自転車乗用中における事故は同数であり、総数の約60%を占めている。また、自転車乗車中の加害事故が2件報告されている。

死亡事故は3件発生し、バイク運転中1件、自転車乗車中1件、歩行中1件であった。

イ 交通安全指導実施状況

<朝の会・帰りの会・S H R等での指導>

	小学校	中学校	高(全)	高(定)	特別支援
実施している	718	368	147	32	35
実施していない	0	0	0	0	0

<学級活動・ホームルームでの年間指導時数>

	小学校	中学校	高(全)	高(定)	特別支援
0時間	10	18	22	2	6

<学年行事・学校行事での年間の指導回数>

	小学校	中学校	高(全)	高(定)	特別支援
1回	183	108	66	16	18
2回	123	78	16	9	4
3回以上	412	182	65	7	13

(2) 課題

- 危険予測能力・危険回避能力を高める。
- 交差点等での道路横断時 一時停止と安全確認を確実に実践する習慣を身に付ける。
- 自転車運転時には「加害者になり得る」意識を高める。



- ア 実態に即した指導計画の作成と指導時間・指導機会の確保
 イ 状況に応じた臨時的な指導の実施
 ウ 指導を効果的に行うための資料・教材・教具の整備と指導内容の工夫・改善

(3) 対策

- ア 各学年の発達段階に応じた系統性のある指導計画の作成と指導時間の確保
- 発達段階を踏まえ、歩行者の心得や自転車の利用等の指導内容を明確にした計画を作成・実行し、基本的な交通ルール・マナー遵守の徹底を図る。
 - 学校を取り巻く交通環境等の実態に即し、具体的指導内容の見直しを図るとともに、繰り返し・継続的な指導を行う。
- イ 交通安全教育の効果的指導方法の工夫・改善
- 調査・実験等を取り入れた体験的、課題解決的な学習を導入する。
 ※ 高校生については「高校生のための交通安全教育指導案集」（埼玉県教育委員会・埼玉県高等学校安全教育研究会作成）の活用
 - 身近な事故例（事故箇所）や交通事故データ等を活用した指導を行う。
 - 交通指導員や警察署職員等のゲストティーチャーの活用を図る。
- ウ 校外指導等、学校・家庭・地域の連携・協力による目に見える指導の実施
- 児童生徒の登下校時の状況を把握し安全指導を行うためにも、教職員・保護者・地域等の協力のもと、児童生徒や地域に見える形の指導を行う。

評価

- 発達段階に応じた交通安全指導が学校安全計画及び関連教科等の年間指導計画に位置付けられ、指導時間の確保・工夫により実施されているか。
 - 学級活動・L H Rの時間の指導が計画的に行われているか。
 - 朝の時間、登校時、S H R等に、継続した交通安全指導が行われているか。
- 体験を重視し、訓練や実習を取り入れた指導の工夫がなされているか。
- 家庭・地域社会と連携するための情報発信（「学校だより」等による）をするとともに協力要請を行っているか。
- 関係機関（市町村関係課、警察等）と連携した取り組みを行っているか。
- 実態、状況に応じ、校外指導等「目に見える」指導を定期的、臨時的に行っているか。

<実践事例2> 交通安全指導 学習指導案形式と展開例・留意点

第5学年1組 学級活動（安全指導）学習指導案

平成21年2月10日（火）第5校時

児童数 39名

指導者 所沢市立和田小学校 関根祐一

活動場所 5年1組教室

1 題材名

『正しく乗って、安全に！

—自転車の乗り方を見つめ直そう—』（交通安全）

2 題材について

（1）題材設定の理由

（省略）

※ 児童の交通安全に関する現状、発達段階における特性等から、題材設定の理由について述べる。

（2）児童の実態

（省略）

※ 事前の意識調査の結果を図表等で示す。

事前の意識調査等の結果に基づき、題材に関する児童の実態について述べる。

（3）指導観

（省略）

※ （1）、（2）から、本題材において目標及びねらいとする内容等や学習指導を進める具体的な手立て等について述べる。

3 指導のねらい

- 命の大切さ・相手や周囲の人の思いに触れ、常に危険を読みながら自転車を運転しようとする意欲を高められるようにする。
- 一時停止・左右の安全確認をしっかりできるようにする。
- 潜在的な危険を読み、自転車の安全な運転ができるようにする。

4 学習活動

（1）事前の活動

- 事前調査の実施－5年1組全員
- 事前調査の結果の読み取り

（2）本時の活動

段階	学習活動	指導上の留意事項	資料
問題の把握	1. 事前調査の結果から感じたことを発表する。	・事前調査の結果から、意識のちがい・危険の感じ方のちがいに目を向けられるようにする。 ・調査結果は事前に配布するとともに、大きな表にまとめ掲示しておく。	調査結果表 写真資料

場面分析	2. 問題場面を知る。	・場面についての補説を行う。 ゆうじさんは、どのような事故にあつてしまふでしょうか。	
場面分析	3. 問題場面に潜む危険を読み取る。	<ul style="list-style-type: none"> ・3分程度の時間とし、短時間で危険ポイントを見つけていくようとする。 ・ブレインストーミング的に多くの危険要素を導き出す。 ・児童の思考の流れからすると、危険因子と事故とを一連にして考えるケースも多いと思われる。この段階で事故の可能性に言及する発言もあると考えられるが、柔軟に扱っていくようとする。 ・人的要因と環境要因とに分類して提示する。 	ワークシート
		<p style="text-align: center;">〈人的要因〉</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>ゆうじさん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急いでいる ・一時停止せず進もうとしている ・かた手運転をしている ・前をよく見ていない ・別のことを考えている </div> <div style="width: 45%;"> <p>など</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">〈環境要因〉</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・左側が見えない ・右側が見えない ・カーブミラーがない ・公園がすぐ近くにある ・止まれのひょうじがある </div> <div style="width: 45%;"> <p>など</p> </div> </div>	
場面分析	4. 起きる可能性のある事故を考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人→グループ→全体という話し合い活動を持つ。 ・自分が加害者になると いう事故予測は難しい個人の思考段階やグル 	<ul style="list-style-type: none"> ・左側から来る自動車との接触 ・左側から来る自転車や歩行者との接触 ・右側から来る自動車との接触 ・右側から来る自転車や歩行者との接触

		<p>一歩での話し合い段階 に関わり、見えないと ころから出てくるもの が自動車とは限らないという視点に気付くよう 支援していく。</p> <p>・複合してさらに大きな事故につながる可能性もあること、全ての事故がすでに起きているということを考えていけるよう補助発問を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・後方から来る自動車との接触 ・バランスを崩しての転倒 など
		どうすれば事故を防ぐことができるでしょうか。	
仮 説 設 定	5. 事故を防ぐ行動を 考える。	<p>必ず一時停止する 必ず左右を確認する 急がないで運転する（早めの行動） 片手運転をしない 前をしっかり確認する 見えないところに注意する</p>	ワークシート
検 証	6. 安全行動の大切さ を確かめる。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境要因を評価して安全を生み出すものが自分（たち）の行動であることを振り返りながら、5で考えた方法の的確さを確かめる。 ・事故にあってしまったら家族・友達はどんな思いをするか想像できるようにする。 	
適 用	7. 正しい運転のめあ てを決める。	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な行動目標を立てられるよう支援する。 ・事後の計画について伝える。 	めあて記入用 短冊

（3）事後の活動

めあてを常掲し、取り組みを振り返る。

5 備考

（1）ワークシート



（2）引用・参考文献及び資料

- 交通安全白書平成20年版ホームページ
- 日本交通安全教育普及協会/自転車交通安全教育地域一体型プロジェクト推進委員会資料/2008
- 埼玉県熊谷市立妻沼小学校/研究紀要/2008
- 関根祐一/平成13年度埼玉県長期研修報告書「自他の命を大切にする心を育む安全教育」/2002

◆児童の意識を高める取組、教師の意識を高める取組、教師がすぐに使える指導例を作成・発信する取組に関連して

【高学年題材例 指導のねらい】

○命の大切さ・相手や周囲の人の思いに触れ、常に危険を読みながら自転車を運転しようとする意欲を高められるようにする。

○潜在的な危険の怖さがわかり、危険を読みながら、安全な自転車の運転ができるようにする。

【展開】

段階	学習活動	指導上の留意事項	資料	活動構成のポイント
問題把握	1. 事前調査の結果を知る。 2. 問題場面を知る。 ○○さんたちは、どのような事故にあってしまうでしょう	・事前調査の結果から、意識のちがい・危険の感じ方のちがいに目を向けられるようにする。 ・場面についての補説を行う。	調査結果表 写真資料	○自分達の問題として取り組む意欲を喚起する重要な段階。学級の全体的な傾向や課題をうきぼりにできる事前査が必要。 ○事故経験をもつ児童への配慮が必要。
場面	3. 問題場面に潜む危険を考える。 (人的要因)	・3分程度の時間とし、短時間で危険ポイントを見つけていくようする。 ○○さん 脇見運転 右側通行 話しながらの運転 かた手運転 急いでいる心境 △△さん 歩道の中を運転 前方不注意 歩道内走行 カーブ際の交差点である 右側の視界が悪い カーブミラーがない 歩道ブロックが高い	ワークシート	○事前調査から掴んだ課題を投影して具体場面を設定する（危険予測トレーニングの導入）。場面選定が最大のポイントになる。 ○児童の生活基盤である校区の中から場面設定を行う。これにより、児童は自らの生活経験と重ね合わせながら具体的な思考ができる。 ○その場所で事故に遭ってしまった児童の有無、近隣の方のプライバシーなどの配慮が必要。 ○発達段階に応じた場面設定が重要。 高学年：加害ケースも増えている。他者尊重を高める段階。 ルール違反 集団心理や急いでいる気持ち 環境要因など 多様な要因を含む場面設定 (左図)
分析	4. 起きる可能性のある事故を考える。	・グループ活動を有効に展開する。 ・バランスを崩しての転倒 ・カーブの先からの車との接触 ・カーブの先からの自転車との接触・ブロックに接触しての転倒 ・右の道からの歩行者や自転車との接触 など		中学生：交通ルールの大切さをしっかり理解し運転技能を高める段階。 自分と環境とのかかわりを主眼に場面設定 (例 下図)
仮説設定	5. 事故を防ぐ行動を考える。	・急がないで運転する（早めの行動）左側通行を守る 片手運転をしない 前をしっかり確認する 見えないところに注意する	ワークシート	低学年：標識・表示を理解して、交通ルールをしっかり守って運転する段階。 標識・表示、カーブミラーなどを配置わかりやすい場面設定 (例 下図)
検証	6. 安全行動の大切さを確かめる。	・自分達で考えた方法の的確さを確かめる。 ・事故にあってしまいう確率を提示するとともに、事故にあってしまったら家族・友達はどんな思いをするか想像できるようにする。		
適用	7. 正しい運転のめあてをひいて伝える。	・具体的な行動目標を立てられるよう支援する。	めあて記入用 短冊	
<p>○「①問題の把握ー②場面分析ー③仮説設定ー④検証ー⑤適用」の5段階学習過程を基本に、まず、①課題を自分のこととして意識し、②提示された問題場面について危険を予測する（状況把握、潜在危険の発見と事故予測）。次に、③どうすれば危険を回避し、安全に過ごせるかを考え、④自分の考えた安全行動の適性を確かめる。そして、⑤めあてを決め実生活に活かす過程をとる。</p> <p>○検証の段階では、警察署員・交通指導員等をゲストティーチャーに招き、専門的な立場からの助言・指導をもらえるようにしたい。児童の行動選択の検証はもとより、知識面の指導・技能面の指導も効果的に展開できる。</p> <p>○特に高学年段階では、自分が事故に遭ってしまったなら周囲の人間がどれだけ悲しい思いをするのか、他人にけがを負わせてしまったらどうなのか、自尊感情や他者尊重の気持ちに働きかける活動を同時に展開することが有効な手立てになる。</p> <p>○低学年～中学年生は、自転車の運転技能がまだ未熟な段階である。学習過程を3段階程度にし「①問題の把握ー②場面分析ー③適用」、60分展開にするなどの工夫を加えて、実際に体を動かし運転技能を高める学習活動に十分な時間を取りたい。</p> <p>○家庭・地域と連携していく上で、学校公開日などに授業を実践していくことが効果的である。</p>				

3 防犯教育

(1) 現状

不審者被害の内訳

(平成21年2月23日現在)

校種	小学校		中学校		高等学校		合計		
項目	年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度
学校侵入		3	0	1	1	2	1	6	2
通り魔(猥褻を含む)		6	9	9	7	15	12	30	28
連れ去り		0	0	0	0	1	0	1	0
脅迫メール・電話等		0	10	0	7	0	7	0	24
その他		0	1	0	0	0	0	0	1
合計		9	20	10	15	18	20	37	55

※太字：増加した項目

(2) 課題

- ア 防犯訓練の指導計画の見直しの実施と指導時間・指導機会の確保
- イ 指導を効果的に行うための資料・教材・教具の整備と指導内容の工夫・改善
- ウ 危機管理意識を高めるため、警察等の関係機関及び学校・家庭・地域社会と連携した対策の充実

(3) 対策

- ア 教職員等の危機管理意識を高めるための研修・防犯訓練の充実と危機管理体制の確立
- イ 近隣の学校間（幼・小・中・高等学校間）及び警察署等における情報の共有化ならびに情報交換体制の整備
- ウ 学校における防犯教室（保護者・地域の方々の出席を含む）の内容の充実
- エ 地域安全マップの活用・改善
- オ スクールガード・リーダーやスクールガード、子ども110番の家との一層の連携強化

評価

不審者対応チェックリスト

1 危機管理（不審者対応）マニュアル

- 緊急事態発生時の対応図等に基づき、直ちに教職員や子どもに情報が伝達され子どもの安全が図られる組織、体制を整えているか。
- 警察、消防署等の機関に対し、直ちに通報できる体制を整えているか。
- 教育委員会に対し、直ちに通報できる体制を整えているか。
- 保護者に対し、直ちに連絡がとれる体制を整えているか。
- 負傷者等の全体の状況を把握し、速やかに応急手当、病院等への搬送ができる体制を整えているか。
- 登下校時や校外学習時において、緊急事態が発生した場合、「子ども 110 番の家」や地域の人が、子どもの避難誘導や通報を行う体制を整えているか。
- 緊急対応後、情報の整理と提供、保護者への説明等の事後対応や、再発防止対策検討、教育再開準備、心のケア体制の整備を行うための事件・事故対策本部を速やかに発動できるようにしているか。

2 情報収集・把握

- 不審者情報について、校内で教職員間の伝達方法を決めたり、職員会議で取り上げるなど、教職員が共有できる体制を整えているか。

3 緊急時の対応に備えて

- 安全担当者を校務分掌上明確にし、学校安全委員会などの校内組織を設け、安全に関する校内体制を整備しているか。
- 教職員や子ども、保護者を含めた防犯教室を実施しているか。
- 教職員間の情報伝達訓練や警察・消防署等への通報訓練を行っているか。

4 地域社会・保護者等との連携

- 警察等の関係機関、保護者、地域の人、近隣の学校・幼稚園等と連携して、学校周辺における不審者の情報が把握できる体制を整えているか。

5 不審者を早期に発見する体制

- 不審者との区別をするため、来訪者に名札を付ける等の対策をとっているか。
- 「関係者以外立入禁止」の立て札や看板による案内・指示による順路、入口受付等を明示しているか。
- 来訪者には、教職員が積極的にあいさつをし、声をかけ、用件を聞くなど、不審者かどうかの判断ができるようにしているか。
- 登下校時以外は門扉を閉めるなどして、敷地や校舎への入口等を管理可能ななものに限定しているか。

6 登下校時の安全確保

- 通学路の安全について点検し、安全管理に関する地域安全マップ等を作成して子どもや保護者に周知しているか。
- 「子ども 110 番の家」等緊急避難できる場所を、子ども一人一人に周知しているか。
- 万一の事態が発生した場合の対処法（大声を出す、近くの大人に知らせる、逃げる等）を子どもに指導しているか。
- 保護者や地域の人によるパトロール等の協力を得て、子どもの安全確保に努めているか。
- 決められた通学路をすることや帰宅が遅くなる（部活動等）時の安全確保について指導しているか。

7 学校開放日（授業日）の安全確保

- 開放部分と非開放部分との区別を明確にし、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策（施錠等）を講じているか。

8 学校の施設・設備面での対策

- 校門、フェンス、外灯（防犯灯等）、校舎の窓、校舎の出入口、鍵の状況等について定期的に点検・補修を行っているか。
- 非常通報装置や防犯カメラ等を設置している場合、作動状況の点検を行っているか。

<実践事例3> 地域ぐるみの学校安全体制 整備推進事業モデル地域

みんなの力を合わせた、 安心安全なまちづくり

埼玉県モデル地区 鶴ヶ島市

鶴ヶ島市地域ぐるみの学校安全体制整備
推進委員会

鶴ヶ島市教育委員会 049-271-1111

I. モデル地域の概要

1. 鶴ヶ島市の概要

鶴ヶ島市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、都心から45kmの圏内にあり、坂戸市、川越市、日高市と接している。人口増加に伴い、平成3年に市制を施行し、都市化地域と農村地域とが混在し、自然の多く残る緑豊かな市である。東西幅は、7.3km、南北幅4.3km、面積は17.73平方kmである。人口は、約7万人、世帯数は、約2万8千世帯である。



2. 学校規模

〈市役所から撮影〉

(1) 学校数は、小学校8校、中学校5校の計13校となっている。

(2) 児童生徒数 小学校 3970人
中学校 1800人

(3) 教職員数 小学校 205人
中学校 116人

II. 取組のねらい

不審者・変質者情報が後をたたない状況下、スクールガード等による子ども達の見守り活動は、各学校ごとに進められています。しかし、地域ごとにその取組に差が見られる現状から、

子どもたちの安全安心を鶴ヶ島市みんなの力（地域ぐるみ）で守る体制づくりが急務です。また、児童生徒、保護者、地域住民の防犯意識の啓発の必要性があり、本事業に取り組むこととした。

〈期待する効果〉

- ・学校安全体制の整備推進が図られ、鶴ヶ島市の安心安全な町づくりが推進される。
- ・児童生徒、保護者、地域住民の防犯意識の向上が図られる。
- ・不審者、変質者による児童生徒の被害数が減少する。

III. 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業推進委員会」の設置

この事業では、地域ボランティアを活用するなど、地域全体で学校安全に取り組む体制を整備し、児童生徒の防犯意識を向上させ、保護者・地域住民が一体となった防犯活動を推進します。この事業の円滑な実施を図るため、「推進委員会」を設置しました。推進委員会は、西入間警察署、PTA連合会代表、青少年健全育成推進協議会代表、小学校校長会代表、中学校校長会代表、スクールガード・リーダー、鶴ヶ島市安心安全推進課、市政情報課、鶴ヶ島市教育委員会で構成しています。



IV. 今年度の取組

1. 防犯講習会の実施

現在、不審者から児童生徒の安全を確保するため、スクールガードやPTA、その他地域の多くの防犯グループの活動により、子どもたちの見守り活動が推進されています。本委員会では、このように活動されている方々を対象に、西入間警察署生活安全課の署員を指導者に招き、防犯講習会を実施しました。

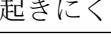
前半は、防犯についての心構えや防犯パトロ

ールのポイント等についての講義を行いました。「学校防犯」のビデオ上映も行い、学校現場に不審者が侵入した場合の具体的な対応方法についての指導もありました。

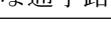


<自主防犯パトロールのポイント>

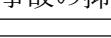
・見せるパトロール

- パトロールの様子を見せる
- 
- 犯罪者が近寄りづらくなる
- 
- 犯罪が起きにくい環境
- 

・子どもの行動範囲の警戒

- 通学路や公園など
- 子どもが多く集まる場所の警戒
- 
- 犯罪者が近づけなくなる
- 
- 安心安全な通学路と遊び場
- 

・把握した情報をみんなに知らせる

- 安全マップ（危険個所などの情報）の作成・配布
- 
- 防犯意識の高揚
- 
- 犯罪や事故の抑止効果
- 

後半は、「実技講習」を実施しました。刃物を持っている不審者に手を捕まれたときの振り払い方など具体的な場面における身体の守り方の実践訓練を行いました。参加者は2人組になり、熱心に実技に取り組んでいました。



地域安全推進連絡協議会鶴ヶ島支部・鶴ヶ島

市青少年健全育成連絡協議会・犬のおまわりさん鶴ヶ島隊・スクールガード・各学校職員やPTA・他一般市民の方など85名の参加がありました。

2. 防犯講演会

「子どもを犯罪から守るために」と題し、千葉大学名誉教授の中村 攻先生を講師に、3回の連続講演を開催しました。

中村先生は、「『どうしたら子ども達を安全に守ることができるのか。』を考えるためには、『なぜこんなに子ども達が危険になったのか。』について、その原因をつかむ、分析することが大切である。その上で、その原因を取り除く方針はどういうものかを考えていかなくてはいけない。」と話され、以下の4つの課題を説明されました。

○第1番目の課題

子ども達が生活している場所が、犯罪が起こらないとしてつくられている。地域で生活している場所を、「そこで犯罪が起こるかもわからない」という視点で見直していく必要がある。

○第2番目の課題

地域が空洞化してきている。昼間、地域の大人の姿が見えなくなってきた。高齢者の方の姿が見える町をどうやってつくっていくか、高齢者の方が楽しいという町をどうつくっていくのか、考えていく必要がある。

○第3番目の課題

子どもを育てていく大人のコミュニティーの問題。大人がバラバラでは子どもは守れない。子ども達は、地域で生活している。地域に興味を示さない地域住民が圧倒的多数だとすれば、これほど危険な地域はない。

○第4番目の課題

住民と行政との関係。お互いの立場を尊重しながら協働してやっていく。地域で子ども達を守っていく中心は地域住民である。住民と行政とが協働して、一つの目標に向かってまずやれることからやっていくのが大切である。

そして、私たちが具体的に取り組むための3つのステップについて、お話をありました。

ステップ① 犯罪の実態調査

ステップ② 改善プランづくり

ステップ③ 実行計画づくり

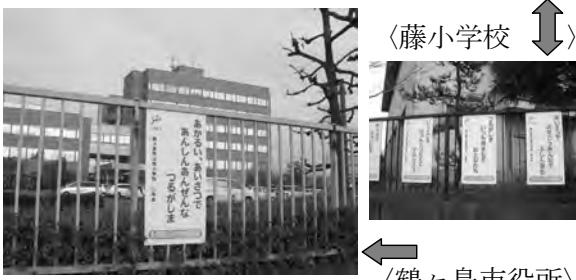
3. 「安全安心標語を入れた防犯看板」の作成と設置

市内の児童生徒や市民の方に標語を募集し、応募いただいた作品の中から、80種類（小学校48種類・中学校30種類・一般2種類）を入選とし、その標語を活用した「防犯看板」を作成しました。入選標語看板の一部を紹介します。



(大きさ：縦90cm×横60cm)

完成した防犯看板は小学校や中学校、公民館など市内に掲示しています。



4. 防犯リーフレット

広報啓発活動として「防犯リーフレット」を作成し、市内全小・中学生の各家庭等地域に配布し、防犯に対する啓発を図っています。



5. その他

(1) 防犯メール配信

携帯サイトに様々な便利情報を掲載するとともに、防犯情報をメールで随時配信しています。

(2) 青色防犯パトロール車

青色回転灯を装備した自動車で、通学路のパトロールを実施しています。

(3) 防災無線による下校放送

小学校の下校時刻に合わせて放送しています。内容は「こちらは鶴ヶ島市役所です。これから小学生の下校時間となります。地域の皆様方には、子どもたちの様子を見守るなどご協力をお願いします。」

v. 成果と課題

- ・関係機関が連携した「子どもを見守る防犯体制」が推進された。
- ・スクールガードの方々の積極的な活動により、子どもたちや地域にスクールガード活動が認識され効果を上げてきている。児童の登下校の不審者情報も減ってきていている。
- ・スクールガードをさらに増員し、自治会や老人会との連携協働により、さらに安心安全な町づくりを推進していきたい。

4 防災教育の推進

(1) 現状

ア 避難訓練の実施状況

すべての学校で年1回以上の防災訓練が実施されている。

【消防法施行令】

防火管理者は、消防計画を作成し、これに基づいて消防、通報及び避難訓練を定期的に実施しなければならない。

【避難訓練で実施している内容】 複数回答可

校種 状況	小学校 (718校)	中学校 (368校)	高校(全日制) (147校)	高校(定時制) (32校)	特別支援学校 (35校)
避難	709	364	146	29	34
救助袋等の降下訓練	154	45	106	1	5
消火訓練	337	160	128	16	21
救命訓練(講習)	218	59	33	6	12
講話	544	292	123	27	26
その他	108	32	31	5	8

イ 防災指導の実施状況

【学級活動やホームルームでの実施状況(避難訓練前後の指導を含む)】 複数回答可

校種 状況	小学校 (718校)	中学校 (368校)	高校(全日制) (147校)	高校(定時制) (32校)	特別支援学校 (35校)
避難訓練の前後	710	359	142	28	33
教科の中で	187	64	17	0	0
HR活動	100	174	26	11	8
その他	31	11	5	3	4

(2) 課題

ア 年2回以上の避難訓練の実施

イ 避難訓練の内容の充実

ウ 学校安全計画に基づく計画的な防災教育の実施

エ 地域との連携を図った防災教育

(3) 対策

ア 避難訓練の実施の時期は法の規定及び児童生徒の実態、地域の実情に基づいて、年間を通して季節や他の安全指導との関連を考慮して適切に設定する。

イ 訓練は、授業中だけでなく、休憩時間中等、さまざまな場面を想定し、実施する。

ウ 防災学習の時間を年間指導計画に位置づけて確実に実施する。また、各教科や特別活動の中で、防災に関する内容（地震発生の仕組み、津波のメカニズム、地域の状況、応急手当、安全な行動の仕方、共助の精神等）について、扱う時期と項目を一覧表にするなどして、発達段階に応じた系統的な指導を実施する。

エ 訓練実施後は必ず検証し、防災マニュアルの見直しを行う。

オ 消防署、地域の防災担当者等と連携を図り、地域と密着した防災教育を進める。また、防災拠点校となっている県立学校では、施設を災害要援護者向け緊急施設として十分活用できるよう、関係機関と日常の連携を図る。

評価

【避難訓練】

- 避難訓練は、授業中・休み時間等、異なった状況を想定して実施しているか。
- 避難器具の使い方について訓練したか。
- 訓練後の検証、防災マニュアルの見直しを行っているか。
- 地域住民が避難してくることを想定し、避難所としての学校の対応を訓練しているか。

【児童生徒の危機対応力】

- 登下校中被災した場合、安全な行動が取れるよう指導しているか。
- 救急処置の方法について、発達段階に応じて指導しているか。
- 社会の一員としてのボランティア精神が培われているか。

【地域や関係機関との連携】

- 各市町村の行政機関との連絡体制がとられているか。
- 地域住民に、学校の避難所(施設)の情報を発信しているか。
- 地域自治会の役員等と、避難住民の誘導等、協力を得られる体制を構築しているか

＜実践事例 4＞ 中学生向け危機管理・防災に関する教材、指導者用資料を活用した防災に関する学習

(埼玉県危機管理防災部危機管理課)

「防災指導の重要性は認識しているが、資料集めやきめ細かい指導案を練る時間がなかなかない！」といった先生方の声へ応えるために、作成された教材です。学校の実情に合わせてご活用ください。

◎教材の活用例

- ・教材の一部を自由に組み合わせて指導案を作成する。
- ・地震や避難方法についての基礎知識を習得するため、学級活動や学年だより等で、教材の一部をコピーして配布する。(高校の場合には、ホームルームでの活用)
- ・被災者の手記を道徳等の授業で活用する。

◎教材に対する先生方の感想 (H20.10 危機管理・防災教材に関するアンケート結果から)

- ・今後、危機管理・防災に関する指導は必要になってくると思います。この資料を生かして、実践していくたいです。
- ・図や写真が多く分かりやすい教材です。今後も事例を提供して顶くと有り難いです。
- ・とても充実している資料である。プリントや話題として使用させてもらった。

◎教材を使用した授業を受けた生徒の感想

- ・今日の授業で、もしかこんなことがあつたら…と考えることが出来たので良かったです。一度家族で話してみたいと思いました。
- ・心肺蘇生法を学んで一人でも多くの命を救いたいと思った。
- ・重要なことは、自分が何か人のためにやろうという気持ちであって、できるかできないかではなく、やるかやらないかだと思う。いざ、災害があったら、何事にも積極的に働きたいと思う。

※ 県政出前講座として、希望する中学校に県職員を講師として派遣します。

下記のアドレスから申請することができます。

教材等のダウンロードについてはこちらから(毎年度データは更新しています)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A05/BB00/kikikanri/kyouzaisidoutenkairei.html>

県政出前講座の申請（県職員を講師として派遣します）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A12/BA00/demae/theme.html>

【平成20年度実施校】

小鹿野町立長若中学校

「その時どうする？

災害発生状況に応じた
イメージトレーニング」



5 学校安全管理の徹底

(1) 現状

ア 学校生活の安全管理

平成19年度の学校管理下における県内小・中・高校生の負傷の発生件数は、58,553件が報告され、平成18年度に比べると、1,674件の増加となっている。

状況別に発生が多いのは、

【小学校】

休憩時間中、体育の授業中

【中学校】

体育的部活動中、保健体育の授業中

【高等学校】

体育的部活動中、保健体育の授業中

である。

イ 学校環境の安全管理

すべての公立学校で、学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則に沿って定期安全点検と臨時安全点検を実施している。

また、防犯の観点で安全点検を実施している学校は

【小学校】	92.8%
【中学校】	90.8%
【高等学校】	84.3%
【特別支援学校】	74.3%

である。

ウ 通学の安全管理

通学路を指定している小・中学校はすべて、通学路の安全点検を実施している。

エ 事件・事故災害発生時の安全管理

防災・不審者対応等の危機管理マニュ

アルは、すべての公立学校で作成・見直しをしている。

(2) 課題

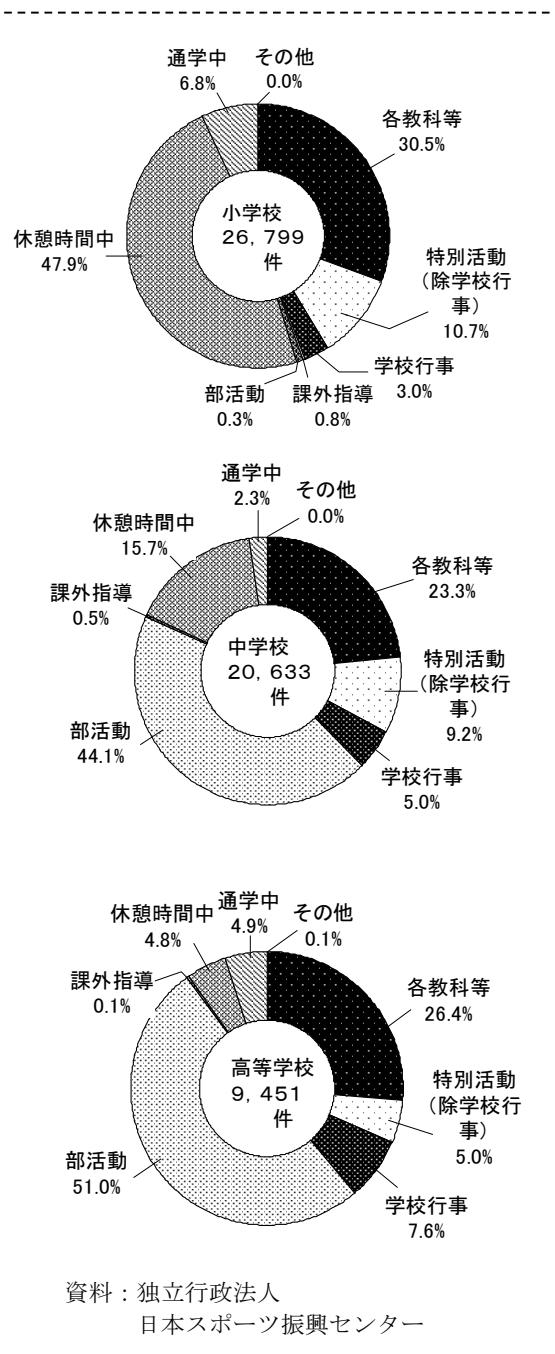
ア 事故の未然防止

イ 定期安全点検、臨時安全点検、及び日常の環境整備の実施と事後措置

ウ 通学手段に対応した安全管理の徹底

エ 危機発生を前提とした組織づくりと救急及び緊急連絡体制の整備、及び教職員の危機管理意識の向上

<平成19年度学校管理下の災害発生数>
(さいたま市を含む)



資料：独立行政法人
日本スポーツ振興センター

(3) 対 策

- ア 各学校において事故発生の状況を把握し、自校の児童生徒の行動などの実態に合わせた安全管理を行う。
- イ 安全点検は、学校種、学校環境や地域の実情を考慮し、対象や項目のチェックリストを作成する。点検は教職員全員により確実に実施し、事後の措置を適切に行う。
また、防犯の観点からも安全点検を行う。
- ウ 通学の安全確保に当たっては、保護者、警察や地域の関係者等の協力を求めて、対策を講じる。また、中学校や高等学校における生徒の通学手段は自転車や電車等、多岐に渡るので、計画的な安全指導を行う。
- エ 緊急事態に迅速・的確に対応し、児童生徒の安全を確保するためには、教職員一人一人がそれぞれの役割を十分に理解し、お互いに連携を図りながら臨機応変に対応できるよう、防犯訓練、研修会等で教職員の共通理解を図る。
- オ 作成した「危機管理マニュアル」は、実際に機能するかどうか、訓練等をもとに検証し、定期的に見直し・改善を行う。

<危機管理マニュアル見直し・改善のポイント>

- 1 人事異動等による分担や組織の変更はないか。
- 2 施設設備や通学路、児童生徒の状況変化はないか。
- 3 地域や関係機関との連携に変更はないか。
- 4 防犯訓練、研修会等の図上訓練(卓上訓練)で、問題点や課題の発見はなかったか。
- 5 先進校の事例や社会情勢の変化等から自校に不足している項目はないか。

学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー（文部科学省）

評 価

次の視点で安全管理の実施状況を評価する

【安全管理の計画や体制】

- 安全管理に関するマニュアル等は適切に機能するように作成されているか。

【学校生活の安全管理】

- 児童生徒の安全に係る行動の実態や事故の発生状況が把握され、それらが、安全管理や安全指導に役立てられているか。

【学校環境の安全管理】

- 安全点検が確実に実施され、危険箇所に対し、適切な措置が取られているか。

【通学路の安全管理】

- 通学路の点検を行い、地域安全マップの作成等、安全に配慮した対応をしているか。

【事件・事故災害発生時の安全管理】

- 校内で事故が発生した場合の応急手当や通報の体制は確立されているか。
- 校外で行われる教育活動において事故が発生した場合の救急及び緊急連絡体制は確立されているか。
- 保護者への説明やマスコミ対応等の方策は万全か。

III 学校における食育の推進

朝食欠食や偏食などの食生活の乱れや、肥満傾向の増大などがみられ、生活習慣病との関係も指摘される中、児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進していくことができるよう、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることは極めて重要である。

食育は、埼玉県教育委員会が推進する「教育に関する3つの達成目標」の基盤となるものである。学校は、児童生徒の実態を踏まえ、家庭・地域と連携しながら、教育課程に基づいた食育の実践・推進により、心身ともに健康な児童生徒の育成を図ることが大切である。

1 食に関する指導の充実

食に関する指導は、児童生徒の望ましい食習慣を形成するとともに、好ましい人間関係の育成を図り、心身の健全な発達に資する。

特に、新しい学習指導要領を踏まえ、指導目標や内容を明確にし、教育活動全体を通して、全教職員で取り組む校内体制の整備が大切である。また、栄養教諭や学校栄養職員等の専門性を生かし、家庭・地域と連携しながら、計画的・継続的に行うことが重要である。

2 学校給食の充実

学校給食は、児童生徒に栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達に資するとともに、学校における食育の生きた教材として活用し、食事の重要性や食に関する正しい知識、食文化への理解と関心を深めるなど高い教育効果が期待できる。

こうしたことから、学校給食は、学校給食法の改訂を踏まえ、教育活動としての様々なねらいに基づいた実施が必要である。

3 衛生管理の徹底

児童生徒に衛生的で安全な食事を提供することは、学校給食の根本である。

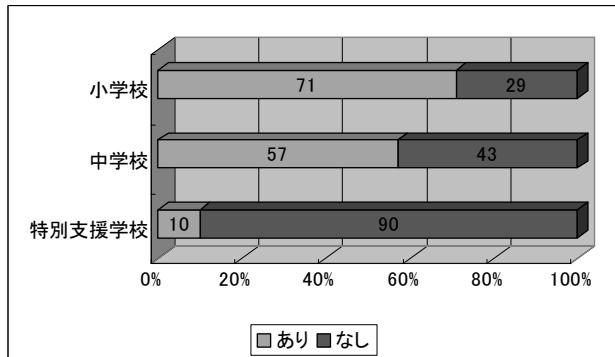
特に、学校等では、衛生管理の日常点検を励行し、学校給食関係者の衛生管理意識を高め、安全な給食を実施できる管理体制を整備し、文部科学省通知による「学校給食衛生管理の基準」の一部改訂について（平成20年7月15日付け教保体第653号教育長通知）に基づいた衛生管理の徹底を図ることが重要である。

1 食に関する指導の充実

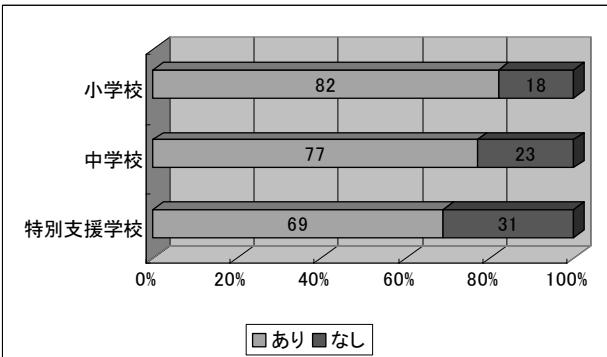
(1) 現状

食に関する指導を計画的・継続的に行い、全教職員で取り組む指導体制づくりの基盤となる「食に関する指導全体計画」の作成状況や、家庭・地域との連携を図るための取組状況などは、次のとおりである。

【食に関する指導全体計画】

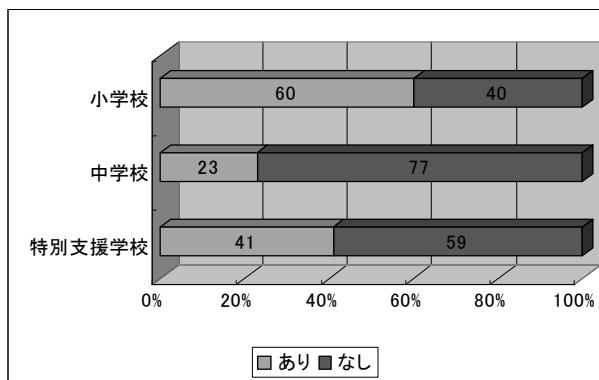


【学校給食全体計画】

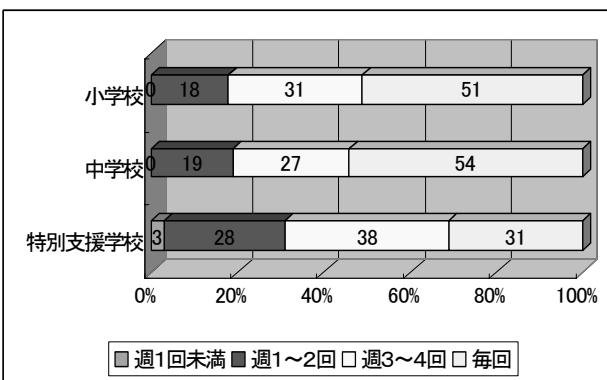


※ 「食に関する指導全体計画」の作成・整備が必要である。

【教員と学校栄養職員等とのT.T】

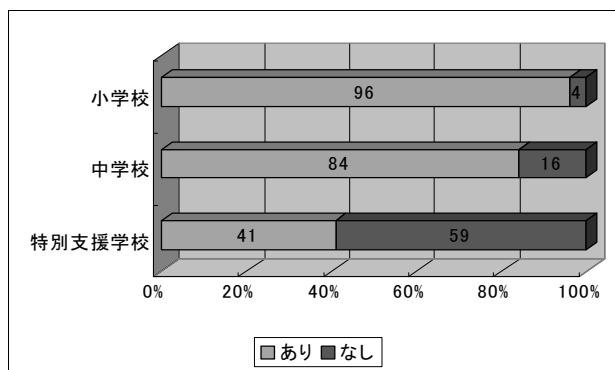


【地場産物を活用した給食の献立】

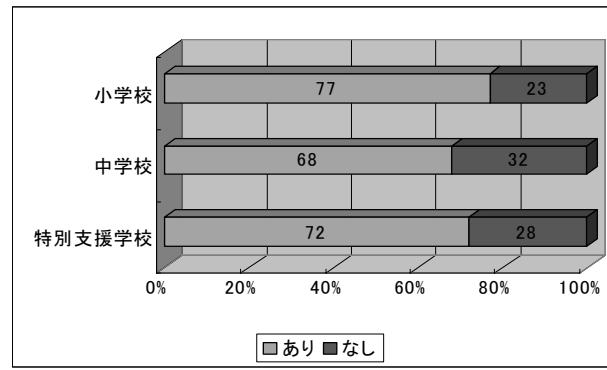


※ 給食を生きた教材とするなど、学校栄養職員等とのT.Tによる質の高い授業実践が望まれる。

【朝食の大切さを保護者に説明】



【児童生徒、保護者への啓発】



※ 保護者等と連携した取組が必要である。

【平成20年度学校健康教育実践状況実態調査から】

(2) 課題

- ア 指導体制の整備
- イ 食に関する指導全体計画の作成
- ウ 栄養教諭、学校栄養職員等の授業への参画
- エ 家庭・地域との連携

(3) 対策

ア 指導体制の整備

- 食に関する指導の校内研修を実施し、教職員の共通理解を図る。
- 校内の組織・体制を見直し、食育を推進する組織を位置づけるのが望ましい。
- 校長のリーダーシップのもと、保健主事、給食主任など、学校内において教職員の中 心となって食に関する指導を進める職員と、家庭科教諭、栄養教諭、学校栄養職員など、 食に関する高い専門性をもった職員で構成する組織・体制をつくる。
- 食育を推進する組織・体制の中から、全体計画の作成や家庭・地域の連携を図るコー ディネーター役となるリーダーを選任する。

イ 全体計画の作成

- 学校や学年の食に関する指導の重点目標を設定し、食育に関する取組を教育課程に位 置づける。
- 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に実施する食に関する指導内容を明 確にし、教育課程に位置付けるか明確にする。
- 学校給食を生きた教材として、各教科等における活用とその時期を明確にする。
- 食に関する指導を家庭や地域にどのように働きかけるか明確にする。

ウ 学校栄養職員等の授業への参画

- 全教科、全領域、総合的な学習の時間を通して、栄養教諭、学校栄養職員等の専門性 を生かす機会を年間指導計画に位置付ける。
- 体験活動を重視し、地域の方をゲストティーチャーとするなど指導方法を工夫する。
- 授業だけでなく、指導計画の立案、授業後の評価まで担任と連携して行う。

エ 家庭・地域との連携

- 食育だより等、各種たよりや学校保健委員会、PTA活動など、あらゆる機会を通し て啓発を行う。
- 食に関する授業の公開や地域の協力を得ながら進める親子体験活動の工夫を図るなど、 学校・家庭・地域の連携により食への意識や関心を高める食育活動を推進する。

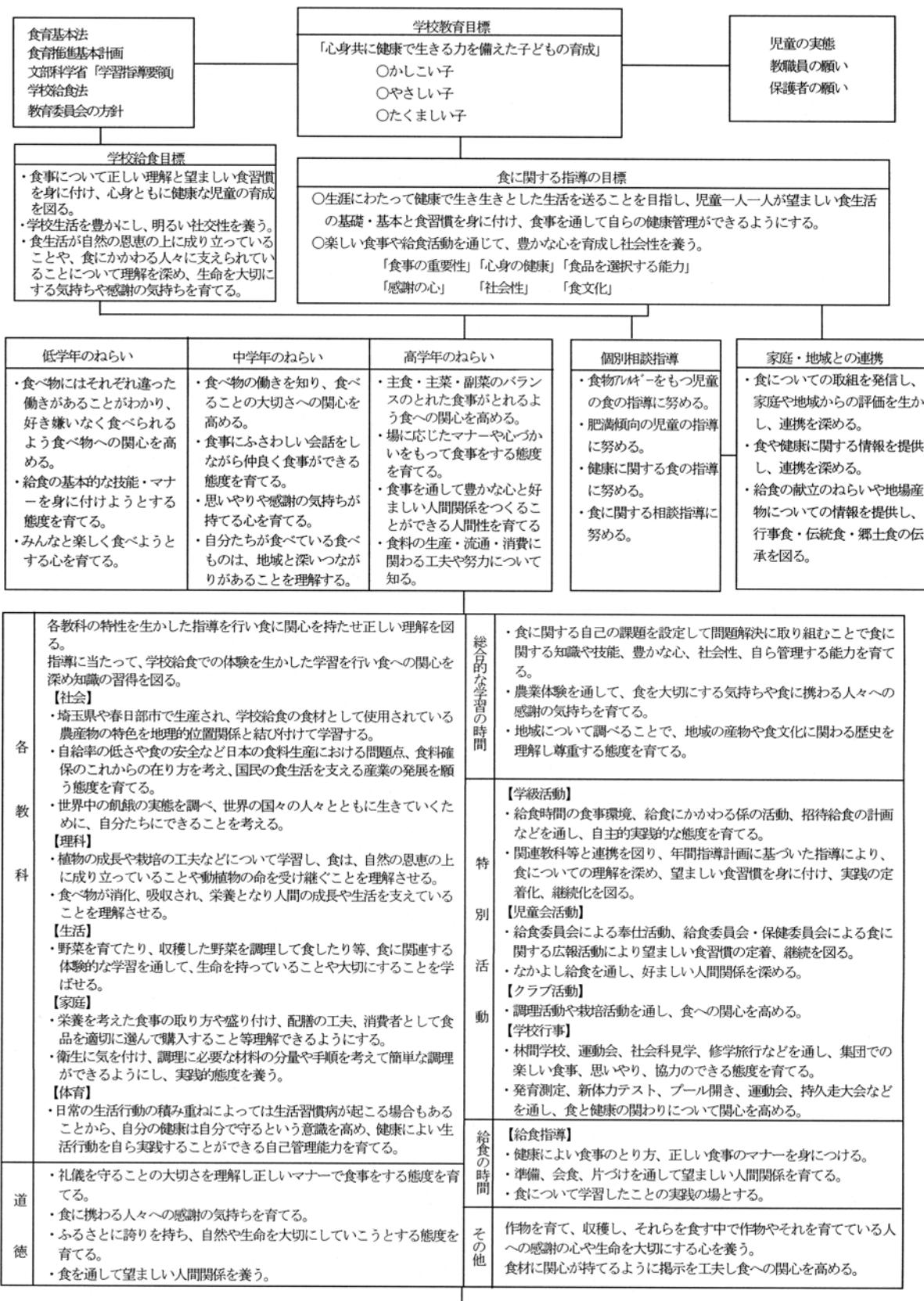
評価

次の視点で活動状況を評価する。

- 食に関する指導について、校内研修を開催することができたか。
- 食に関する指導を推進する組織・体制ができたか。
- 食に関する指導全体計画は作成できたか。
- 各教科・領域等において食に関する指導が昨年以上に実施できたか。
- 教員と学校栄養職員等とのチーム・ティーチングによる授業が行われたか。
- 家庭への働きかけが昨年以上に実施できたか。

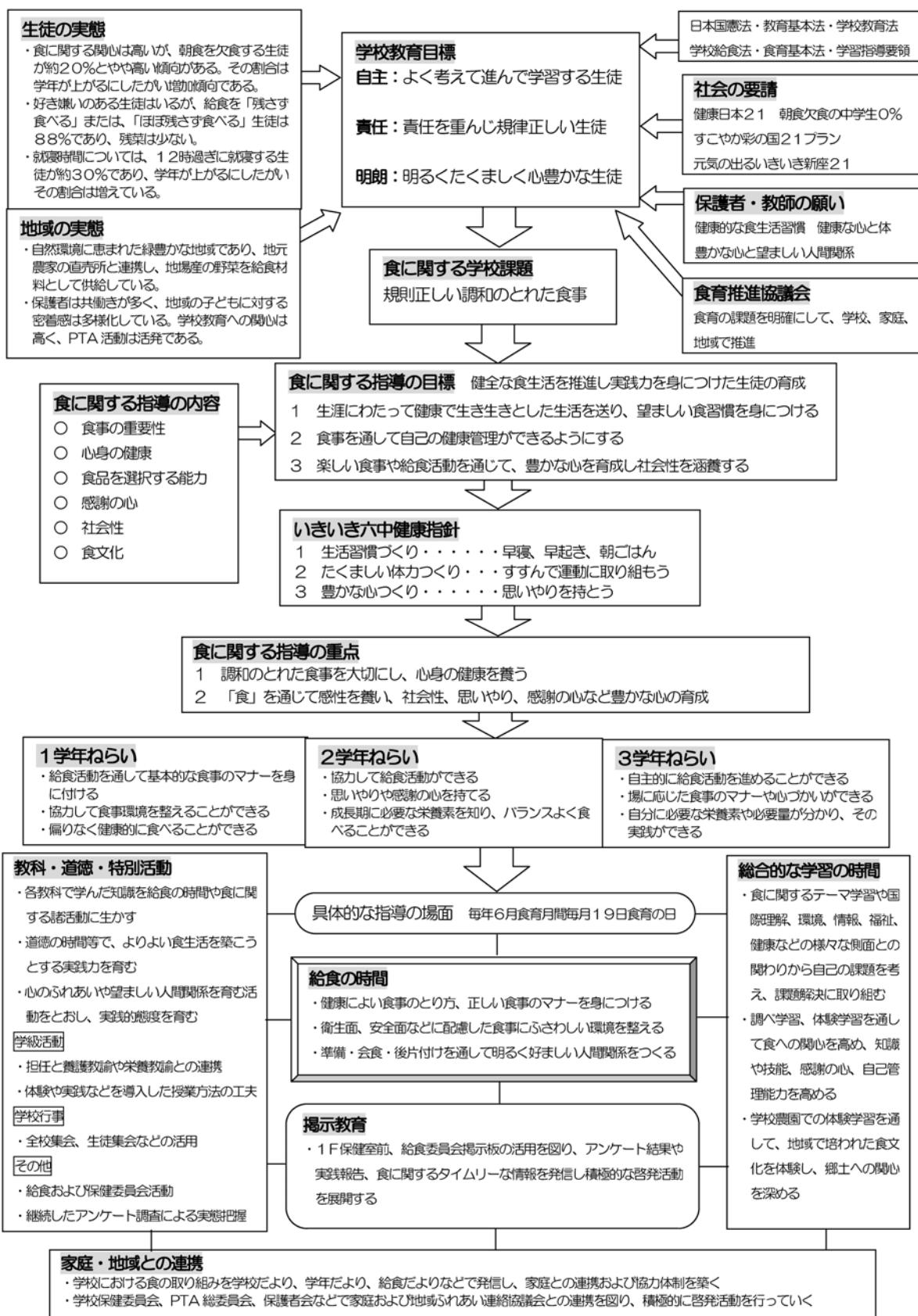
<実践事例1> 食に関する指導全体計画

春日部市立八木崎小学校



<実践事例2> 食に関する指導全体計画

新座市立第六中学校



<実践事例3> 校内指導体制の整備

鳩ヶ谷市立辻小学校

1 本校の食育推進の基本方針

- (1) 校長のリーダーシップの下、指導目標の共通理解を図り、食育推進委員会を中心に指導体制を整備し、食育を推進する。
- (2) 鳩ヶ谷市園芸組合と連携して、栽培活動と調理を中心とした教科・領域等における指導と関連づけ、計画的、継続的、系統的な食育を推進する。
- (3) 鳩ヶ谷市食育推進委員会、並びに家庭・地域との連携体制を構築し、本校の「食育カリキュラム」の研究を進め食に関する指導の充実を図る。

2 指導体制の整備

(1) 食育推進委員会

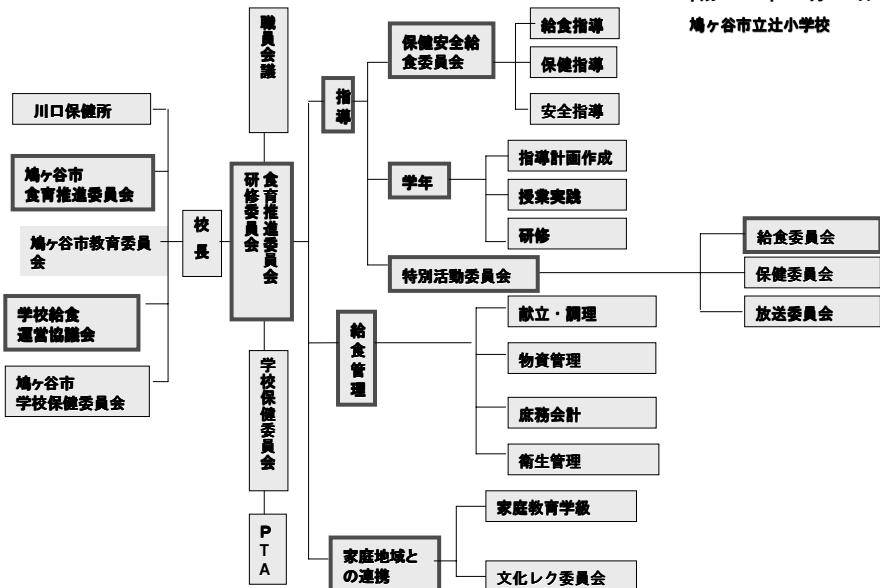
食育の指導は、栄養教諭を中心となり取り組んでおり、各教科等において行っている。全教職員が十分に連携・協力して、児童に対して、計画的、継続的に食の指導にかかるわらなければ、効果が期待できない。

本校では、鳩ヶ谷市食育推進委員会と連携しながら、校内の食育推進委員会を中心に右の図のように指導体制を整備して食育を推進している。

20年度「食」に関する指導組織

平成 20年 4月 1日

鳩ヶ谷市立辻小学校



20年度「食」に関する指導の全体計画作成



学校全体の目標の設定
(食育推進委員会)

発達段階に応じた各学年の目標
(各学年)

給食時における指導目標
保健安全給食委員会

各教科における指導内容
教科主任会・各学年

・個別指導
保健安全給食委員会

・家庭・地域連携事業
食育推進委員会

(2)「食に関する指導全体計画」の作成

作成に当たっては、栄養教諭を中心として、各学年・各教科等における指導内容を系統的に整理し、各教員の役割と相互の関連を明確にしておくことが重要である。

そこで、各担当で十分協議をして「食に関する指導全体計画」を作成している。

献立委員会 (鳩ヶ谷市給食運営協議会と連携)**「生きた教材」となる献立研究**

- 調理員の真心が伝わる手作り献立
- 旬の地場産物を活用した献立
- 日本の伝統的な食文化を伝える献立
- 各教科と関連させた献立

鳩ヶ谷の食文化を伝承する行事食「お月見献立」**食育推進委員会** (鳩ヶ谷市食育運営委員会の各行政機関との連携)**食育カリキュラム 担当組織**


招待給食（地域の方を招く）

各学年・教科主任 (授業研究)

栄養教諭・養護教諭・地域の方々とのT・T授業

保健安全給食委員会

(給食指導・個別指導)

**すくすく教室**

(栄養教諭、養護教諭、体育主任)

特別活動委員会(交流給食・食のフォーラム
招待給食・給食試食会等)

わくわくモースクール

食のフォーラム(コバトンと早寝・早起き・
朝ごはん)**3 体制整備の効果**

- (1) 学年を超えたプロジェクトチームを立ち上げることにより、「地域に根ざしたカリキュラム」を作成することができた。
- (2) PTAとの連携が図れ、PTA食育委員が中心となり、食育フォーラムに参画し、研修会を企画運営する等により、食生活の改善が図れた。(朝食欠食率10パーセント以下に減少)
- (3) 学年ごとの取組の内容を共有化することにより、全学年の情報を生かした効果的な授業実践ができた。(地域のゲストティーチャーとのT・T授業が前年度を比べて倍増)

<実践事例4> 学校・家庭・地域との連携

深谷市立深谷小学校

1 朝食欠食解消のための取組

- (1) 各学級において特別活動の時間に、朝食の摂取状況や内容を聞き、朝食がなぜ必要であるか指導するようにした。
- (2) 朝食に関する資料を作成し、掲示することで啓発を図った。
- (3) 児童及び保護者を対象に、生活調査（朝食摂取状況、朝食の内容、就寝時間、家庭での食育等）を行い実態把握をし、個別指導や追跡調査等を行い、欠食者を減らすようにした。

また、調査結果や朝食の重要性などを食育通信や給食便りに掲載し家庭に配布した。

- (4) 学校保健委員会では、朝食を摂るメリットと摂らないデメリットについて話をした後に、調理実習「簡単にできる朝食作り」を行った。また、全家庭に学校保健委員会便りとして資料の配付をし、啓発を図っている。



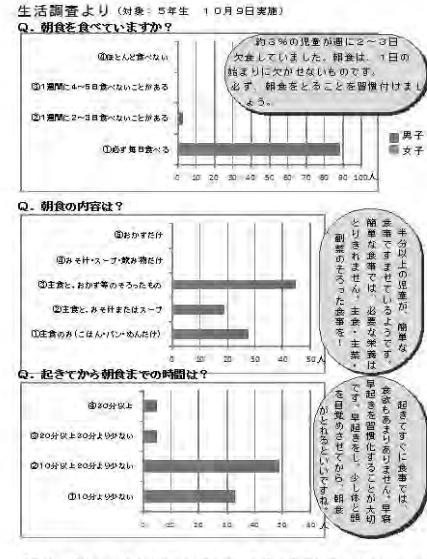
いデメリットについて話をした後に、調理実習「簡単にできる朝食作り」を行った。また、全家庭に学校保健委員会便りとして資料の配付をし、啓発を図っている。

- (5) 親子料理教室や給食試食会などにおいて、講話の中で朝食の大切さについてもふれ関心を高めようとしている。
- (6) 給食便りに、簡単にできる料理の紹介を毎月掲載し、学期末特別号は裏一面を料理特集にして、家庭の関心を高めるようにしている。

2 食育の推進

- (1) 学校菜園で収穫した野菜（きゅうり、なす、ししとう、ピーマン、ミニトマト、オクラ、インゲン、さつまいもなど）を家庭に持ち帰らせ、家庭で料理してもらうことで、家族のコミュニケーションを深める機会としている。
- (2) 社会科では、きゅうり栽培をしている農家を見学した。

きゅうり農家は、本校に在学している児童の祖父母であり、快く協力していただいた。また、学校菜園も、トラクターで年1回耕していただいている。



「平成・平成ち・朝ごはん」をつかい、健康な毎日を過ごしましょう！

食育通信（裏面）



(3) 地区懇談会

公民館主催で開催され、小中学校保護者、教職員、自治会役員、公民館職員、社会教育課職員などが参加し、各自治体毎に話し合いが持たれている。食育基本法が制定されてから、朝食をテーマに、平成19年度は「朝食欠食としつけについて」、20年度は、「朝食と学力の関係」について懇談を行った。講話（社会教育課）の後、小中学校の保護者と教職員に分かれて、学校や家庭での現状や問題などが提起された。

(4) 産業祭への参加

平成19年度より深谷市で行われている産業祭に参加している。19年度は参加費用を学校給食会の補助事業予算より出し、給食便りや献立表の掲示、地場産物を紹介した。掲示物の展示、地場産物を使った料理の試食、レシピの配布などを行った。

20年度は、市内全校の給食便りの掲示、埼玉県産の給食食材の展示（学校給食会・岩槻学校給食パン・米飯協同組合の協力）、「ねぎぬたのできるまで」の掲示資料展示、地場産物を使った料理の試食、レシピの配布等を行った。

参加の手続きは、教育委員会総務課栄養士が行い、展示や試食品作り、レシピの作成印刷などは市内の学校栄養士が行った。新たな市民への啓発の場となった。



(5) 特産物の日

深谷市で生産された新鮮な野菜を児童生徒に食べてもらい、地場産の野菜への理解を深めてもらう事業として、平成13年9月から「深谷市輸入野菜対策協議会」から「ねぎ、きゅうり、ほうれんそう、ブロッコリー、とうもろこし」が、全校に無料で1回使用分が提供されている。

各校の必要量は、教育委員会で児童生徒数に合わせて決定され、納入日及び納入業者（市場、農協、生産組合等）が指定されている。

また、郷土の偉人「渋沢栄一翁」の命日にあたる11月11日は、旧深谷市内の小中学校に「深谷市園芸協会」より、「ほうれんそう」が提供されている。

提供された野菜を取り入れた日を「特産物の日」として献立表、給食一口メモ、校内放送などで、児童生徒、家庭へ地産地消の啓発を図っている。

(6) 地場産物を活用したレシピ集の作成

学校給食会の「生きる力をはぐくむ食に関する指導モデル校等支援事業」より予算化し、地場産物を取り入れた学校給食レシピ集を作成し、各家庭に配布し、地産地消や郷土料理、学校給食への関心を高めた。



<実践事例5>研究委嘱地域の取組

研究主題

学校・家庭・地域が一体となった児童生徒の望ましい食習慣の育成を目指して

鳩ヶ谷市教育委員会

I 鳩ヶ谷市の概要

1 鳩ヶ谷市の概要

鳩ヶ谷市は、埼玉県の南部に位置し、川口市と東京都に囲まれた、市域が6.2平方キロメートルの蕨市に次ぐ日本で2番目に小さな市であり、現在は6万人を超える人口である。

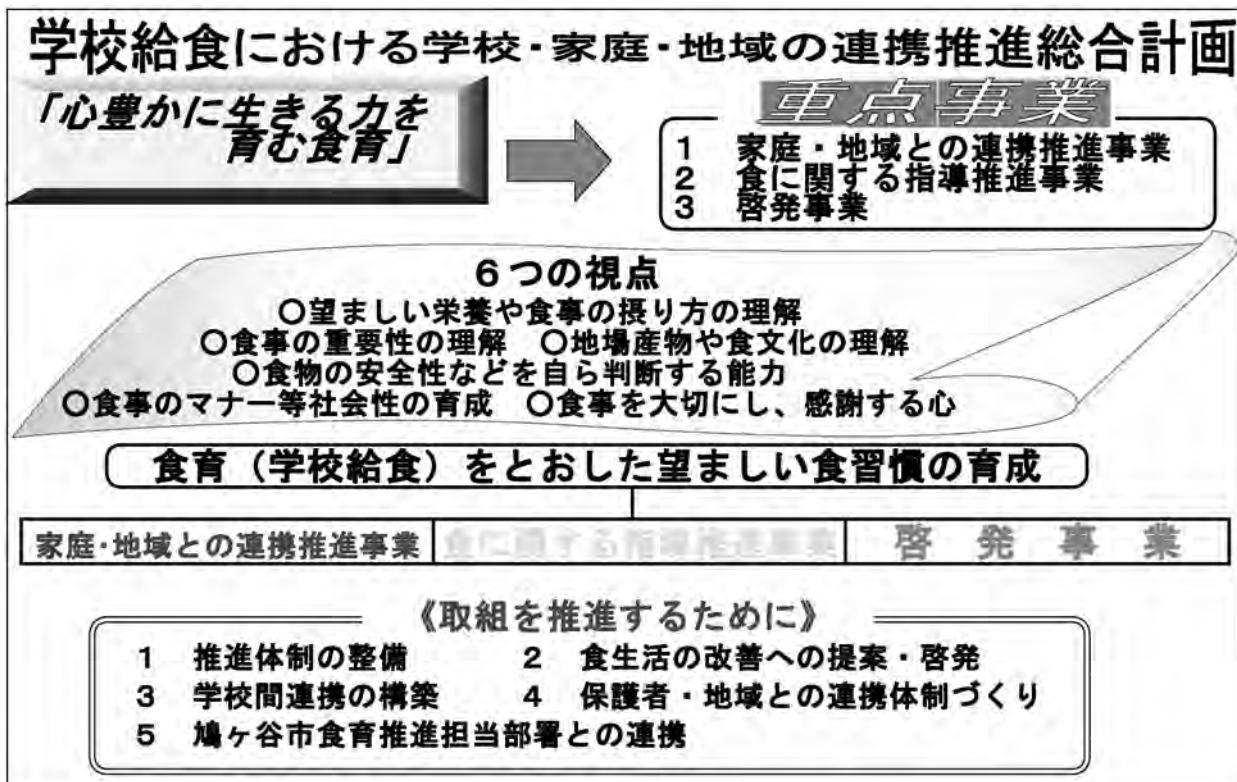
2 学校規模等 (平成21年5月現在)

○学校数	小学校	6校	中学校	3校
○児童生徒数	小学校	3,214名	中学校	1,355名
○教職員数	小学校	155名	中学校	80名

II 研究の概要

1 研究の構想

研究構想を以下に示す。



2 推進組織

「鳩ヶ谷市食育推進委員会」が市の食育を推進している。所属は、市内小・中学校、市PTA連合会、JA川口、学校教育課、生涯学習課、産業振興課、市保健センターが所属している。

III 実践事例

1 家庭・地域との連携事業

学校関係以外の諸団体等が市内児童生徒に対して食育に関する取組を行う実践である。

○安全・安心な学校給食の推進として（生産農家との連携をとおした地産地消の取組）

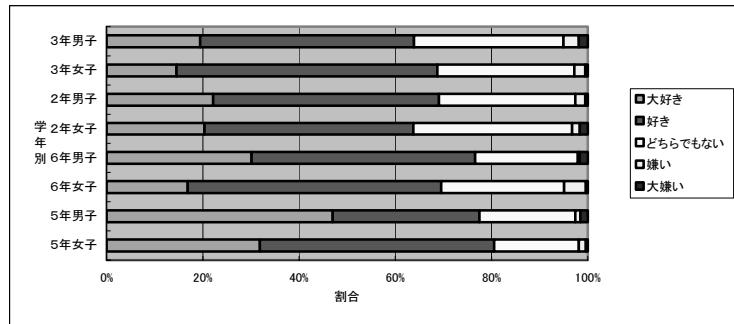
○家庭や地域の食生活の改善として

- ・食に関する調査研究
- ・給食試食会や学校保健委員会等、PTA活動としての取組

・市内農家の生産物を給食献立へ
・児童生徒が農家の畑で栽培活動

「食育に関する実態調査」調査結果（児童生徒・保護者・教員に実施）

問1 あなたは、給食が好きですか、きらいですか。



2 食に関する指導推進事業

食育の推進を図るために、辻小学校を中心に全体計画、年間指導計画の作成・実践、授業研究や食に関する学校行事等の充実を図っている。

- 食育に関する年間の学習計画の見直し
- 授業研究（各教科、領域等）
- 学校行事（交流給食、給食週間の取組等）の取組
- 栄養教諭、学校栄養士と先生による授業

3 啓発事業

本市の児童生徒はもちろん、児童生徒の保護者、地域及び市民への啓発を図り、食育に関する意識の向上を図っている。

○ 食育推進に関する情報発信

- ・ 学校だより、給食だより、PTA広報誌等

学校・家庭・地域と連携した食育



- ・ 食に関する講演会（教員、保護者、地域対象）
- ・ 食育に関するポスターコンクール、カレンダー等の作成、掲示

○ 食育推進に関する体験活動

- ・ 料理教室（朝食、親子、夏季休業中等）

IV 研究の成果と今後の課題

市内すべての小中学校が取り組むことで、各校の教員はもちろん、児童生徒、保護者、地域の方々の食育に関する意識の向上が図れた。

今後の課題は、各教科等の特質をふまえた食育指導のあり方と、家庭、地域との連携を深め、「教育に関する3つの達成目標」（規律ある態度）と関連させた実践をしていく必要がある。

これらの課題を解決し、市内小・中学校の児童生徒に食事のマナーや食事の取り方、感謝する心など、望ましい食習慣が身につくよう、研究の充実を図っていく。

*平成19年度は、児童生徒18問、保護者15問、教員5問を設定し、平成20年度は、その中から取組に関係したものについて調査を実施した。

ポスターコンクールを生かした食育カレンダー



市内小中学校の取り組み紹介（第一回）



市内小中学校の取り組み紹介（第一回）

<実践事例6>研究委嘱地域の取組

研究テーマ 子どもの健康を育む食育の推進 ～学校・家庭・地域の連携～

春日部市教育委員会

I 食育推進事業の概要

事業の趣旨

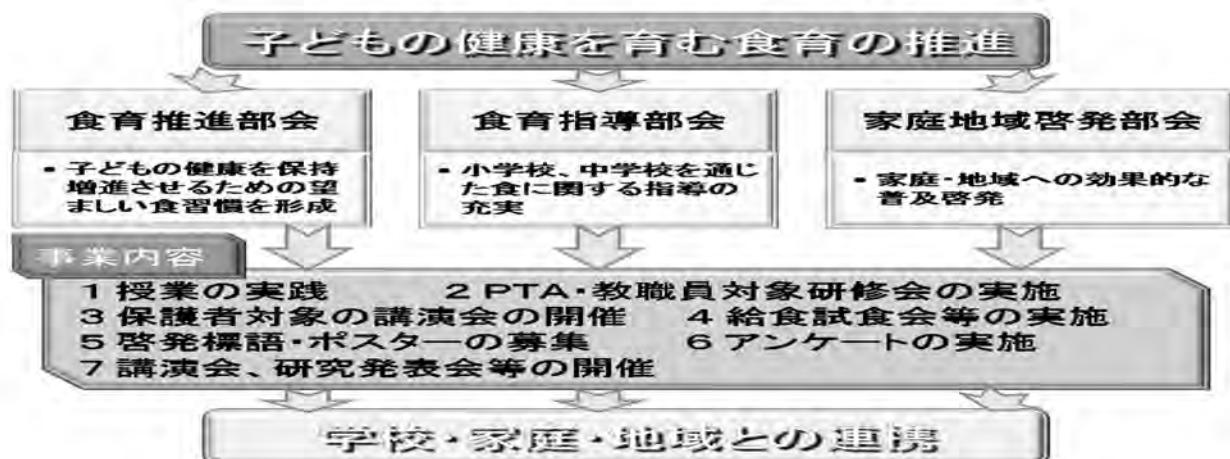
子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、「食」が重要である。従来、知育、德育及び体育の重要性が説かれてきたが、基本となるのは、食育であると考える。

具体的な活動や経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることが求められている。特に、成長期にあたる児童生徒にとって、食育は心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会の急激な変化に伴い、「食」に対する意識も大きく変化している。本市においても、栄養の偏り、不規則な食事、孤食、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦身志向などの問題が各学校から報告され、「食」のあり方を学ぶことが喫緊の課題となっている。これらのことから、「子どもの健康を育む食育の推進」を研究課題として設定した。

3つのテーマ①子どもの健康を保持増進させるための望ましい食習慣を形成する方策 ②小学校、中学校を通じた食に関する指導の充実 ③家庭・地域への効果的な普及啓発の方策を掲げ、栄養教諭を中心とした学校・家庭・地域の連携体制のもと子どもを取り巻く食環境の整備を図り、食育の推進に取り組んできた。

II 研究の概要



III 実践事例

1 「早寝・早起き・朝ごはん 実態調査」調査結果（市内全小・中学校各学年2クラス以上）

調査内容（例）「朝食を必ず食べますか？」



小学生・中学生ともに、朝食を毎日食べる割合、欠食する割合については2回の調査結果に変化は見られない。朝食を欠食せずに食べる習慣を身に付けていく必要性を知らせていくことが課題である。（他に6調査を実施）

2 食育通信（1～4号）の発行

食育通信1号 ☆夏ばて予防に効果のある栄養素・食材



子どもの健康を育む総合食育の推進

毎日園児や子供が成長する過程で必要な栄養を手に入れ、一年中健康の維持に努めています。今までも、園児たちの成長を助けるため、様々な取り組みを行ってきました。これまでの取り組みの中でも、夏の暑さによる夏バテの予防策について述べます。

「夏バテ」とは、季節とともに人気がある夏の病気。暑さと太陽の温熱によって「ミネラル」を奪うことで、汗と一緒に多くの水分を失うことによって、元気をなくして身体が弱くなる病気です。園児たちは、毎日しっかり運動で体力を保つことを心掛けていますが、それでも暑い日は、元気をなくしてお困りになることがあります。

夏バテ予防に効果がある栄養素・食材

ビタミンB1	タンパク質	ビタミンC
ビタミンA	香辛野菜	カルシウム
ネバネバ野菜	ケンネル	免疫作用、血管保護作用がある食材

夏バテ予防に効果がある栄養素・食材

食育通信3号

☆家庭で作ろうカンタンおせち料理

家族で作ろう！カンタンおせち料理

朝食から日本の伝統食「おせち料理」

おせち料理ってどんな料理？ ここぞごくぞくおせち

新潟の「鮭の西京味噌」	和歌山の「白身魚の味噌漬け」	福岡の「鰆の味噌漬け」
奈良の「白身魚の味噌漬け」	兵庫の「鰆の味噌漬け」	長崎の「鰆の味噌漬け」
おせち料理に込められた意味		

お国自慢のお雑煮



3 授業研究会



○栄養教諭がT1の授業

学級活動（小2）大きくなるからだ

「黄・赤・緑の食べ物について知ろう」

○栄養教諭がゲストティーチャーの授業

国語（小3）大事なことをたしかめよう

「食べ物はかせになろう」

○栄養教諭がT2の授業

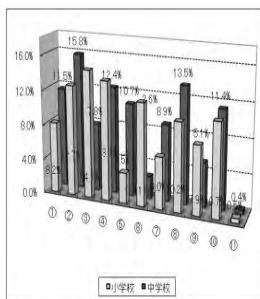
家庭科（小6）楽しい食事を工夫しよう 「ぼくもわたしも栄養士！」

4 食に関する調査

（市内小学5年生保護者・中学2年生保護者 対象）

（例）問2 お子さんと家庭での毎食時に、気をつけていること全てに○をつけてください。

- ① 食事前の手洗い
- ② 好き嫌いなく食べる
- ③ 朝食を必ず食べる
- ④ 食事のマナー（食べるときの姿勢、ひじをつかない・・・）
- ⑤ 食事中はテレビを見ないで食べる
- ⑥ 食器の使い方（はしの持ち方、お茶碗を持って食べる）
- ⑦ 食べる速さや、よくかんで食べる
- ⑧ 栄養のバランスについて
- ⑨ 食品の安全性（表示の確認・賞味期限・産地・添加物）
- ⑩ お子さんとの会話を多くしながら楽しい食事をしている
- ⑪ その他



5 親子料理教室（小3・4対象 夏季休業中実施）



【学校園「モリモリ畑」での収穫
と親子料理教室】

6 PTA・教職員研修会



IV 研究の成果と今後の課題

- ・数々の取組で児童生徒が食育に興味関心を持ち、食生活を見直し考える機会となった。
- ・調査を通じ、食育の必要性・重要性・「食育」の継続的な指導の必要性を再認識できた。
- ・児童生徒によりよい食習慣を身に付けさせるには、家庭との連携が重要である。
- ・食事のマナーや望ましい食習慣が身につくよう啓発の継続を図っていきたい。

2 学校給食の充実

学校給食は、成長期にある児童生徒等の健康の保持増進と体位の向上を図るとともに、栄養的にバランスのとれた豊かな食事を提供することにより、家庭における望ましい食生活のモデルとなるよう、絶えず改善に努めることが必要である。

また、児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進していくことを目指し、学校教育活動全体を通して、食に関する指導を効果的に進めるため、生きた教材として活用されるよう、食事内容の充実を図ることが重要である。

(1) 現状及び課題

文部科学省「平成20年度学校給食栄養報告」から把握できる課題は、下記のとおりである。

- ア 主食・主菜・副菜がそろっていない。
- イ 脂質・ナトリウム（食塩相当量）の過剰摂取。カルシウム・鉄・食物繊維の不足。
- ウ 残食が多い献立について、残食の量や内容を把握し、献立作成に活かしていない。

(2) 対策

- ア 多様な食品を組合せ、栄養的にバランスのとれた食事となるよう絶えず改善に努める。
- イ 献立を工夫し、残滓を減らすよう努める。
- ウ 残滓量を主食・主菜・副菜別に把握し、その内容について分析、検討した結果を献立作成に活かすように努める。
- エ 献立作成及び調理に当たっては、児童生徒の嗜好の偏りをなくし、食に関する指導の生きた教材として活用できるよう食品の組合せ、調理方法等を工夫する。
- オ 郷土食や地場産物の導入など、生きた教材としてより効果的に活用されるよう、地域の実情に応じた、魅力あるものとなるよう努める。
- カ 食物アレルギー等を持つ児童生徒等に対しては、できるだけ一人一人の児童生徒等の健康状態や個人差を把握しながら、個に応じて対応する。

評価

次の視点で学校給食を評価する。

- 多様な食品を組合せ、栄養バランスのとれた食事となっているか。
- 食に関する指導の生きた教材として活用するため、食品の組合せ、調理方法、地場産物の活用等について工夫した献立となっているか。
- 魅力ある美味しい給食となるよう献立を工夫し、残食を減らすよう努めているか。
- 残食量について、毎日確認し、分析結果を献立作成に生かしているか。
- 食物アレルギー等を持つ児童生徒等に対して、個に応じた対応を行っているか。
- 食に関する自己管理能力を養うため、選択できる給食の導入を図っているか。

食物アレルギーを持つ児童生徒に対する対応について
(平成20年5月1日現在) ※さいたま市含む

(1) 食物アレルギー該当児童生徒数について

	全学校		食物アレルギーの児童生徒のいる学校	
	学校数	人 数	学校数	人 数
小学校	819	397,646人	802 (97.9%)	12,569人 (3.2%)
中学校	424	187,811人	415 (97.8%)	6,381人 (3.4%)
小中合計	1,243	585,457人	1,217 (97.9%)	18,950人 (3.2%)
高等学校(定時制)	30	2,459人	21 (70.0%)	68人 (2.8%)
特別支援学校	27	4,576人	25 (92.6%)	114人 (2.5%)
総合計	1,300	592,492人	1,263 (97.2%)	19,132人 (3.2%)

(2) 児童生徒への対応について(複数回答)

(学校数)

	除去食	代替食	献立表配布	牛乳なし
小学校	278 (34.7%)	254 (31.7%)	600 (74.8%)	492 (61.3%)
中学校	89 (21.4%)	82 (19.8%)	288 (69.6%)	241 (58.1%)
小中合計	367 (30.2%)	336 (27.6%)	888 (73.0%)	733 (60.2%)
高等学校(定時制)	8 (38.1%)	9 (42.9%)	5 (23.8%)	2 (9.5%)
特別支援学校	19 (76.0%)	13 (52.0%)	5 (20.0%)	4 (16.0%)
総合計	394 (31.2%)	358 (28.3%)	898 (71.1%)	739 (58.5%)

	弁当持参	弁当毎回持参	対応なし
小学校	204 (25.4%)	111 (13.8%)	220 (27.4%)
中学校	42 (10.1%)	28 (6.7%)	113 (27.2%)
小中合計	246 (20.2%)	139 (11.4%)	333 (27.4%)
高等学校(定時制)	0 (0%)	0 (0%)	3 (14.3%)
特別支援学校	4 (16.0%)	0 (0%)	4 (16.0%)
総合計	250 (19.8%)	139 (11.0%)	340 (26.9%)

(3) 食品別該当児童生徒数(複数回答)

① 鶏卵	6,329人	⑧ かに	928人
② 牛乳	3,131人	⑨ さば	777人
③ そば	2,466人	⑩ 長芋・里芋	766人
④ キウイ	1,526人	⑪ 大豆・大豆製品	592人
⑤ えび	1,505人	⑫ 小麦粉	552人
⑥ ピーナッツ	1,425人	⑬ くるみ	540人
⑦ 魚卵	1,022人	⑭ メロン	529人

(1) 平成20年度彩の国ふるさと学校給食月間実施状況(市町村)

1. ふるさと学校給食月間実施の有無(市町村教育委員会の状況) (さいたま市を除く)

ア 実施した市町村数	69市町村 (100. 0%)
イ 実施しなかった市町村数	0市町村 (0. 0%)
ウ 市町村の合計数	69市町村 (100. 0%)

2. 具体的な取り組み内容(市町村教育委員会の状況)

項目	市町村数(割合) (複数回答)	市町村数(割合) (最重点)
ア 地元産、県内産食材を取り入れた給食の実施	59 (85. 5%)	43 (62. 3%)
イ 郷土食を取り入れた給食の実施	53 (76. 8%)	10 (14. 5%)
ウ 献立表等による地元産食材活用についての広報活動	53 (76. 8%)	4 (5. 8%)
エ 学校栄養職員を活用した「食」に関する指導の推進	40 (58. 0%)	6 (8. 7%)
オ 月間の趣旨に基づく指導資料の作成配布	23 (33. 3%)	0 (0. 0%)
カ 給食センター所長、学校栄養職員等による学校訪問指導	27 (39. 1%)	2 (2. 9%)
キ その他	18 (26. 1%)	2 (2. 9%)

3. ふるさと学校給食月間実施の有無(小・中学校の状況)

項目	小学校数(割合)	中学校数(割合)
ア 実施した	688 (96. 2%)	332 (90. 5%)
イ 実施しなかった	27 (3. 8%)	35 (9. 5%)
ウ 学校数合計数	715 (100. 0%)	367 (100. 0%)

4. 具体的な取組内容(小・中学校の状況) * 複数回答

項目	小学校数(割合)		中学校数(割合)	
	○印(複数回答)	◎印(最重点)	○印(複数回答)	◎印(最重点)
ア 地元産食材への理解を深める活動	525 (76. 3%)	255 (37. 1%)	240 (72. 3%)	168 (50. 6%)
イ 郷土食をはじめ、ふるさとへの理解を深める活動	406 (59. 0%)	78 (11. 3%)	184 (55. 4%)	48 (14. 5%)
ウ 感謝の心を深める活動	328 (47. 7%)	48 (7. 0%)	130 (39. 2%)	31 (9. 3%)
エ 学校栄養職員を活用した「食」に関する指導の推進	261 (37. 9%)	95 (13. 8%)	59 (17. 8%)	23 (6. 9%)
オ 交歓給食等食事方法の工夫	296 (43. 0%)	81 (11. 8%)	27 (8. 1%)	6 (1. 8%)
カ 地域の人々とのふれあいを深める活動	176 (25. 6%)	56 (8. 1%)	31 (9. 3%)	2 (0. 6%)
キ その他	88 (12. 8%)	40 (5. 8%)	61 (18. 4%)	23 (6. 9%)
キ その他(記述)	朝食の大切さ講演、試食会、保護者対象料理教室の実施、給食当番身じたく強化週間、マナーアップ、和食日本茶給食 児童生徒の献立づくり、児童集会で食に関する劇・クイズ発表会、給食だより・新聞の発行、学校農園の給食活用、残渣調査 校内放送・給食黒板での食材・栄養素紹介、地場産食材・郷土食の紹介、牛乳を残さず飲もう週間、授業で野菜作り 陶器で食事を、高校生との交流給食、ポスター作成、給食センター栄養士による指導、学校ファームでの食農体験、			

5. 市町村として代表する主な取組を1つご記入ください。

「食育」をテーマとした授業の実施、ポスター・標語・作文の募集展示、紙芝居による栄養指導、給食センター職員の学校訪問 親子交流給食、セレクト給食、お茶給食、ふれあい給食、ふるさと給食、生産量全国ベスト10さいたま農作物マップ作成 郷土料理の調理実習、地場産物利用献立募集、感謝の会、残さず食べようキャンペーン、生産者を招いての食材の講話 地域の人々とのふれあいを深める活動、ふるさと献立紹介、食農体験収穫食材の利用、「彩のかがやき」米使用、ジャム作り

6. 特色ある献立

[南部] 錫物汁、ねぎぬた、ゼリーフライ、彩の国おこわ、まゆ玉汁、黒豚の柚子香風味、小松菜のごま和え、くわいごはん、おつきりこみ、里芋入り手作りコロッケ、みそけんちん、ごぼうのゴマだれ丼、にんじんうどんのすまし汁、すいとんさきたまライスボール、煮ほうとう、チリカンコン、ベニ花かき揚げうどん
[東部] けんちんうどん汁、忍味噌のつみれ汁、味噌煮込みけんちんうどん、吳汁、さつまいもシチュー、赤米うどん、すいとんおかめうどん、古代米入り吹き寄せおこわ。、芋煮汁、黒米ごはん、大根とペーコンのきんぴら、宮代カレー、中華丼深谷ねぎの炒め物、煮ほうとう、笹かまの狭山茶揚げ、さつま芋ごはん、里芋のごま和え
[秩父] きのこけんちん汁、おつきりこみ、すいとん
[西部] 小江戸カレー、みぞれうどん、里芋ごはん、けんちん汁、柚入りすいとん、大根のゆず醤油漬け、ゆずまんじゅう、ひもかわうどん、グリーンサラダ、吳汁、やきとりご飯、根菜のごま汁、ときがわみそ汁、さいのくにねぎみそ包子さかど葉酸ブレッド、たまごとじうどん、かてめし、地粉うどん、さつまごはん
[北部] つみっこ、スピニッチャカレー、ありの実カレー、ブルーベリージャム、梨入りカレー、吳汁、煮ほうとう、トントロリンスープ

(2) 平成20年度彩の国ふるさと学校給食月間実施状況(県立学校)

1. ふるさと学校給食月間実施の有無

ア 実施した学校数	57校 (100.0%)
イ 実施しなかった学校数	0校 (0.0%)
ウ 学校給食実施校の合計数	57校 (100.0%)

2. 具体的な取組内容

項目	学校数(割合) (複数回答)	学校数(割合) (最重点)
ア 地元産食材への理解を深める活動	43 (75.4%)	24 (42.1%)
イ 郷土食をはじめ、ふるさとへの理解を深める活動	33 (57.9%)	19 (33.3%)
ウ 感謝の心を深める活動	17 (29.8%)	2 (3.5%)
エ 学校栄養職員を活用した「食」に関する指導の推進	5 (8.8%)	4 (7.0%)
オ 交歓給食等食事方法の工夫	6 (10.5%)	2 (3.5%)
カ 地域の人々とのふれあいを深める活動	5 (8.8%)	0 (0.0%)
キ その他	9 (15.8%)	4 (7.0%)
キ その他(記述)		
[定時制] 試食会、ポスター掲示、リクエスト給食、選択給食、アンケート実施、給食だより発行		
[特別支援] 教頭のふるさとの味発表、試食会の報告記事をPTA広報に記載、文化祭での発表		

3. 主な取組方法

アンケート実施後報告、ホワイトボードを使用したクイズ、給食だより配布、給食時各クラスにプリント発行
 給食メモの活用、エクササイズガイド2006の紹介、文化祭にて写真・掲示物・試食コーナーの紹介
 自宅用レシピの配布、食育授業の実施、旬の野菜の掲示

4. 特色ある献立

[郷土料理]

つみっこ(本庄)、铸物汁(川口)、くわいご飯(越谷)、みそボテト(秩父)、おつきりこみ(秩父)
 かてめし(秩父)、ねぎぬた(深谷)、ゼリーフライ(行田)、深谷ごはん(深谷)

[地元産食材]

彩の国カレーライス、小江戸川越カレー、さつまご飯、小松菜チャーハン、里芋のそぼろ煮、じぶ丼
 きんぴらごぼう、えだまめサラダ、けんちん汁、スペアリブの煮物、ほうれん草とチーズのケーキ、菜めし
 ふろふき大根、梨と柿のデザート、焼豚ごはん、大根ポークカレーライス、ブロッコリーのかにあんかけ
 みそけんちん汁、すいとん汁、鰯の彩花味噌焼き、里芋ゆずみそつくね、和梨タルト

3 衛生管理の徹底

(1) 現 状

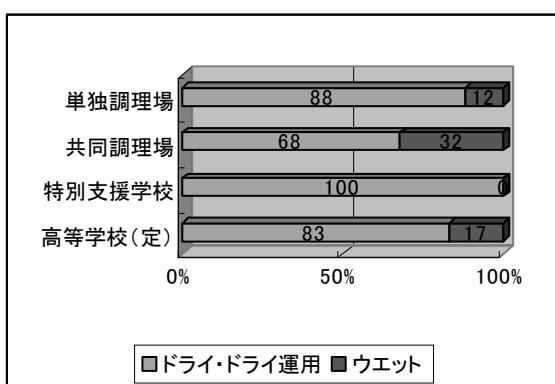
学校給食における食中毒発生防止のため、各調理場では、文部科学省「学校給食衛生管理の基準」に基づく施設改善と給食運営を行い、衛生管理の徹底を図っている。

しかし、その管理運営が十分でない調理場がいまだ見受けられる。例えば、手洗いが徹底されていない、ドライ運用が図られていないなど衛生管理の基本的な事項が守られておらず、二次汚染防止が実践できていない。また、関係諸帳簿について、その帳簿を作成する意図を理解しないまま、ただ機械的に記録しているだけになっている、などである。

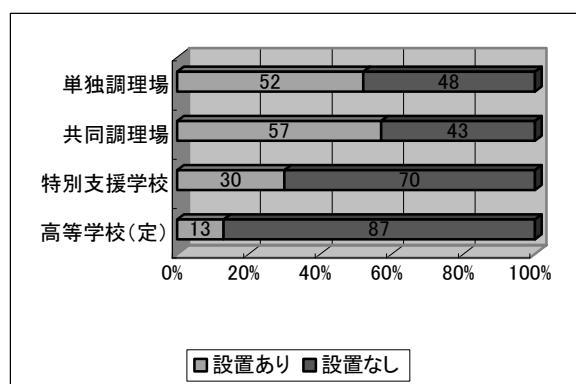
一方、積極的に衛生管理体制の整備を図り、食中毒予防対策に万全を期している調理場も見受けられ、衛生管理に対する意識が二極化傾向にある。

平成20年度の各調理場の状況については、以下のとおりである。

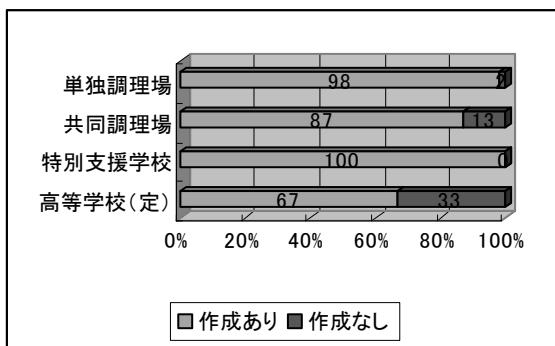
【調理場の整備状況】



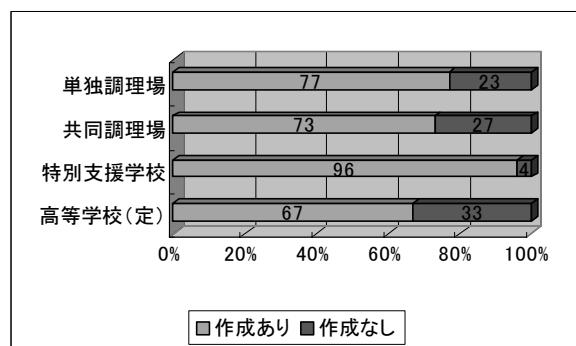
【物資選定委員会の設置】



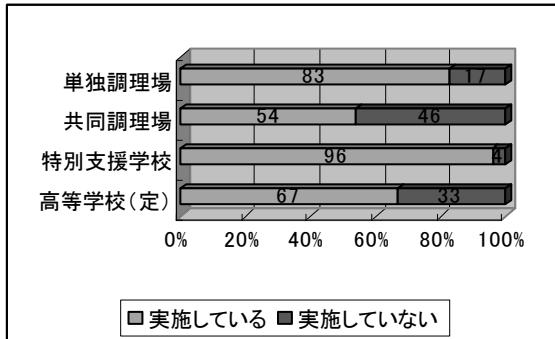
【作業工程表の作成】



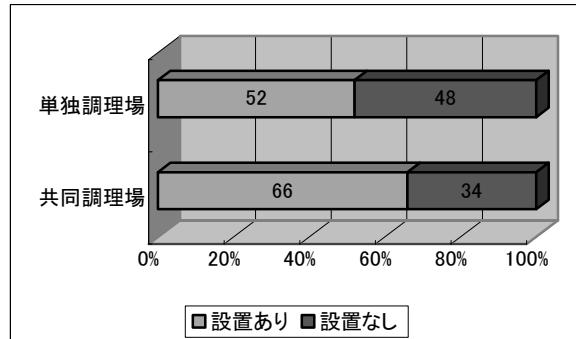
【作業動線図の作成】



【学校薬剤師等の協力による定期衛生検査の実施】



【温水に対応した手洗い設備】



【平成20年度学校給食実施状況調査から】

(2) 課題

ア 衛生管理に配慮した学校給食施設・設備の整備及び管理

- ウエットシステム調理場におけるドライ運用の実施
- 汚染作業区域・非汚染作業区域の明確な区分
- 器具等洗浄用シンクの単独設置
- 温水に対応した方式の学校給食従事者専用手洗い設備の設置
- 手指消毒設備（消毒用アルコール）の設置

イ 調理の過程等における確認の徹底

- 手洗いの徹底。
- 検査作業の確実な実施及び記録。
- 食品の適切な温度管理、記録。
- 作業工程表及び作業動線図の作成及び作業前確認。
- 検食時間の遵守及び記録の徹底。

ウ 衛生管理体制の構築

- 学校給食従事者及び配食を行う児童生徒・教職員の健康状態の確認及び記録。
- 学校薬剤師等の協力による定期的な衛生検査の実施。
- 食品選定のための委員会等の実施。
- 各学校給食調理場の実態に応じた衛生管理マニュアルの作成。
- 受配校も含め、学校関係者全体の「学校給食衛生管理の基準」に基づく衛生管理意識の向上。

(3) 対策

ア 衛生管理に配慮した学校給食施設・設備の整備及び管理

- 学校給食施設がウエットシステムである場合は、ドライ運用を徹底させる。

☆ ドライ運用のポイント

- ・調理機器や床に熱湯をかける作業をしないこと。
- ・ザル等に必ず水受けを使うこと。（水受け付き台車、ボール、トレイ等）
- ・野菜の洗浄は、水が跳ねないように丁寧に行うこと。
- ・野菜を切る際、シンクの端にまな板を載せて作業を行わないこと。
- ・調理機器の洗浄水は、床に流さないように工夫すること。

- 汚染作業区域・非汚染作業区域を明確に区分するため、施設設備の配置や作業動線等を工夫し、作業区分毎にエプロンや履き物を用意するなど、二次汚染の防止に努める。
- シンクが用途別に設置されていない場合は、使用順序や時間を考慮し、相互汚染にならないよう作業の流れを工夫する。
- 十分な手洗いを実施するため、計画を立て、温水設備を整備する。また、冷水を使用する場合は、手荒れにも留意する。
- 調理場内及び調理従事者専用便所の手洗い設備には、消毒用アルコールを整備する。

イ 調理の過程等における確認の徹底

- 文部科学省「学校給食調理場における手洗いマニュアル」に基づいた正しい手洗いを遵守する。

- 検収実施時には、品温測定、異物混入及び異臭の有無、箱や袋の汚れ、破れ缶詰の缶の状態等を確実に点検し、記録する。製造業者名及び所在地について、業者が固定している場合は一覧表にしておき、検収時に隨時照合する等工夫する。
- 加熱温度及び冷却温度を測定した場合は、速やかに記録しておく。
- 調理場の実態に応じた作業工程表及び作業動線図を作成し、作業前の打合せにおいて活用する。

☆ 作業工程表

「いつ」「だれが」「どこで」「どんな作業をするか」を明確にし、二次汚染の可能性が高いかけ持ち作業を行わないようにする。

☆ 作成のポイント

- ・作業工程とタイムスケジュールを料理ごとに明記すること。
- ・担当者ごとの役割分担が明確になるよう作成すること。
- ・調理及び衛生管理上、特に注意が必要な点を列記すること。
(例:野菜を洗う順番、使い捨て手袋の取扱いなど)
- ・実際の作業時間を確認、記録し、次の工程表作成に役立てること。

☆ 作業動線図

「どこで作業動線の交差が生じるか」が明確となり、二次汚染の防止ができる

☆ 作成のポイント

- ・食品別にわかりやすく示すこと。
- ・加熱調理の野菜等、動線が同じ食品については1本でまとめると図が見やすくなる。
- ・「二次汚染の危険性のある食品」「二次汚染させたくない食品」の動線を明記すること。
- ・作業動線の交差が生じる場所には、作業工程で時間をずらし交差を避ける等の工夫をすること。
- ・実際の作業動線を確認、記録し、次の動線図作成に役立てること。

- 検食責任者が不在等の場合でも確実に検食ができるよう、複数の検食担当者を定めておく。
- 児童生徒の摂食開始時間30分前までに実施できるよう、全ての料理の異常の有無を確認することに重点を置く。
場合によっては、検食結果を速やかに口頭で伝える等の配慮をする。

ウ 衛生管理体制の構築

- 納食当番及び教職員の健康観察記録表を作成する。
- 学校給食関係者のみならず受配校も含め、教職員にも衛生管理の徹底を図る。
- 各種委員会において、栄養教諭や学校栄養職員、保護者等の意見が十分尊重され、学校として衛生管理体制や食品の選定や衛生管理の徹底が図れる仕組みを整える。

《留意点》 上記対策の実施に当たっては、学校給食関係者の意見を十分に取り入れ、献立内容、調理工程、調理員の数等に配慮することが重要である。

評価

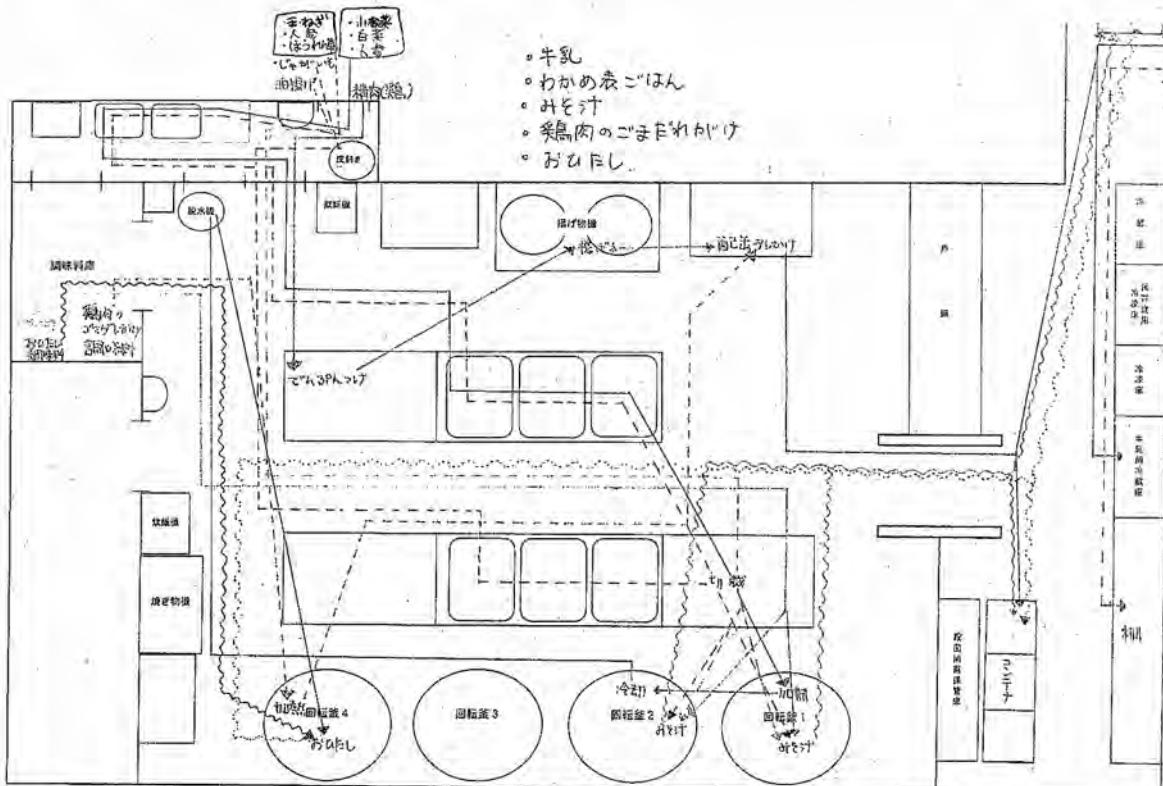
次の視点で衛生管理を評価する。

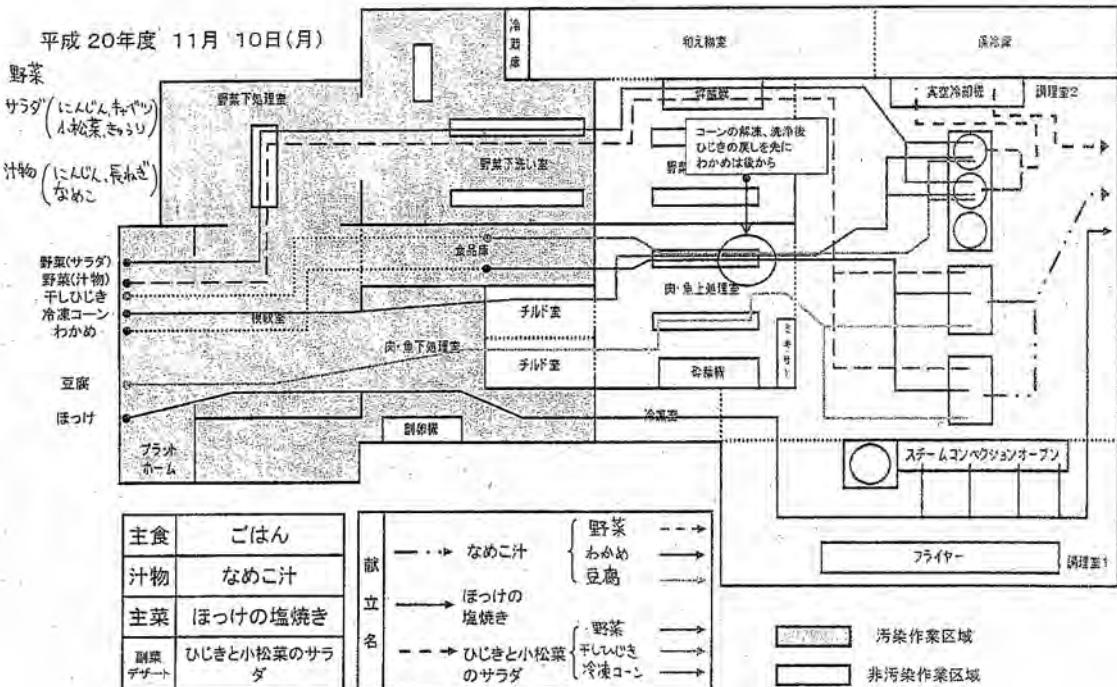
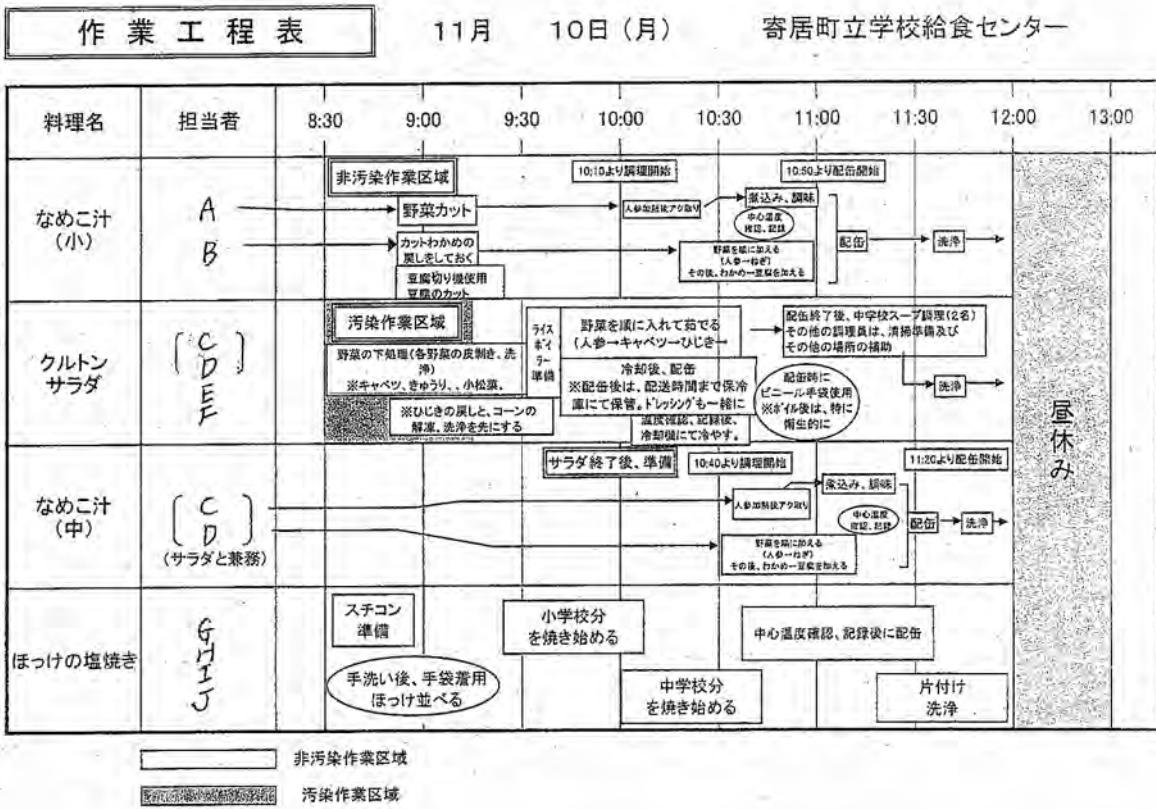
- 「学校給食衛生管理の基準」や「学校給食調理場における手洗いマニュアル」等を遵守しているか。
- ウエットシステム調理場においては、ドライ運用をしているか。
- 汚染作業区域・非汚染作業区域の明確な区別ができるか。
- 食品用と器具等の洗浄用シンクを共用していないか。
- 作業工程表、作業動線図を作成し、作業前に確認しているか。
- 検査時に品温や異物混入の有無等について十分に点検し、これを記録しているか。
- 配食を行う児童生徒や教職員の健康状態を把握し、個人別に記録しているか。
- 検食の結果を確認してから児童生徒が摂食しているか。
- 食品を選定等の委員会を実施し、保護者や衛生管理の専門家の意見等を取り入れるような仕組みを整えているか。

作業工程表

平成20年 11月 21日(金)
献立: 牛乳 わかめ麦ごはん(委託) みそ汁 鶏肉のごまだれがけ おひたし

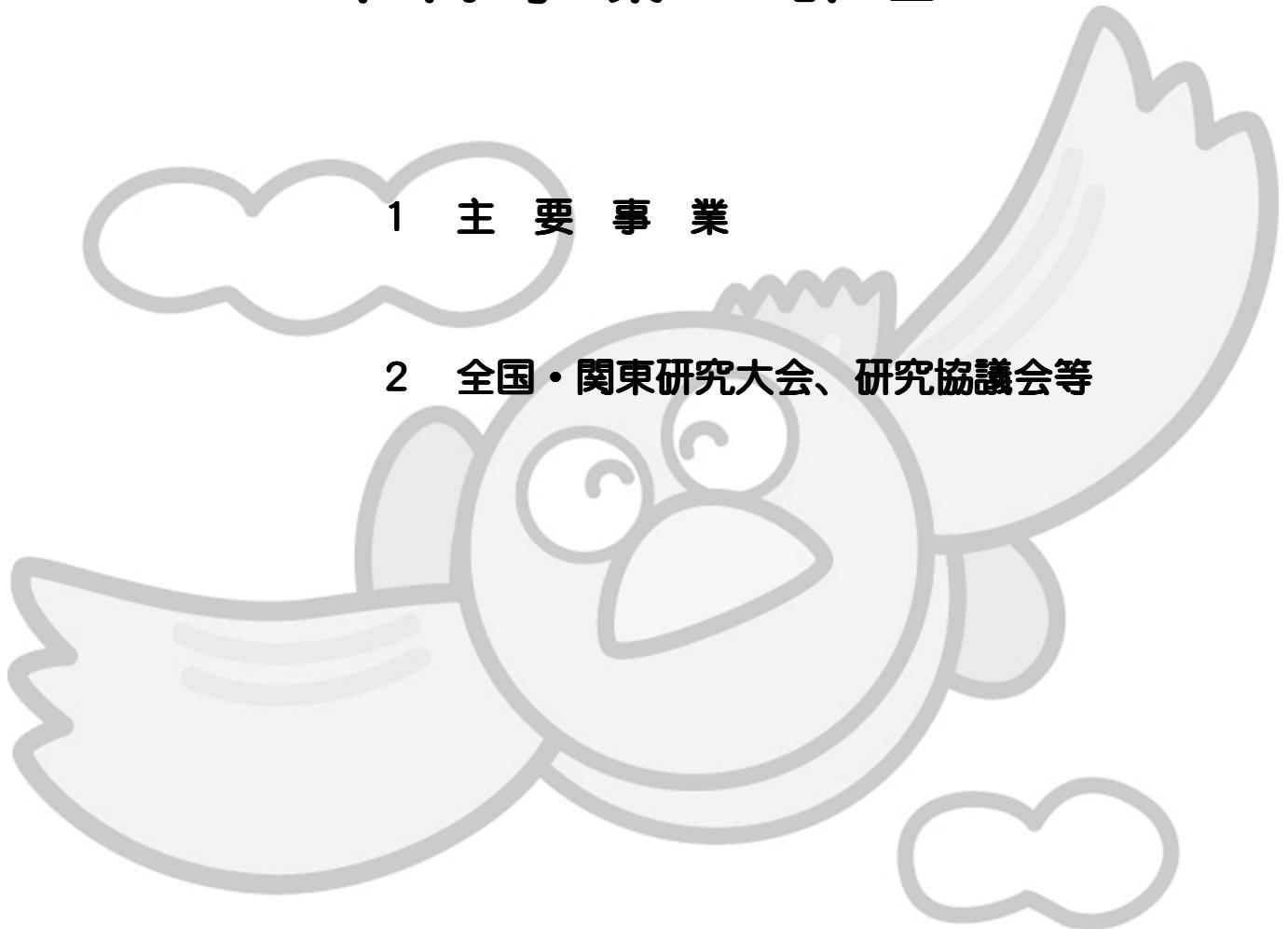
	牛乳・他	みそ汁	鶏肉のごまだれがけ	おひたし	備考	
	A	B	C	D	E	F
7:35		野菜検収 野菜下処理		出勤		
8:00		人参・小松菜・白菜 (ほうれい草・じゃがいも)	出勤	野菜洗浄・切裁(人参)	出勤	出勤
8:30	出勤	王ねぎ	野菜洗浄・切裁	肉にでんぶんをつける	ゴマダレを作る(97.5°C)	人参ボイル・冷却(91.5°C) → 朝礼
9:00	牛乳クラス分け	野菜洗浄・切裁			肉を煮げる (中心温度確認・記録) →配缶	小松菜 ボイル・冷却 ・脱水(92.8°C)
9:30	食器出し			揚げた肉を配缶		白菜 ボイル・冷却 ・脱水(93.7°C)
10:00		食缶出し 調味料準備		→タレをかける		和える(12.1°C)・ 配缶→終了 10:54
10:30	米飯検収・クラス分け (翌日使用物資検収)	器具洗浄 回転釜準備	器具洗浄 寸度 加熱調理(96.7°C)	揚げ物機・揚げ物用器具洗浄	器具洗浄	
11:00	器具洗浄	寸度 加熱調理(96.7°C)			手洗い	
11:30	配缶補助	→配缶→配缶終了(11:47)			配缶補助	カウンタ積込・配送
12:00			器具・設備洗浄			





第3章

年間事業の計画



1 主要事業

(1) 学校保健

事業名	内容	期日	対象
県立学校生徒等 健康管理	県立学校児童生徒の定期健康診断等を実施し、健康の保持増進を図る。 結核健康診断、潜在性疾患検査(尿・心臓検査)、その他(寄生虫卵検査)	4～6月	県立学校
薬物乱用防止教育 の推進	中・高校生に急速な広がりを見せる覚せい剤汚染に対処するため、薬物乱用防止教育を充実し覚せい剤被害の拡大を防ぐ。 1 薬物乱用防止教育研修会 2 薬物乱用防止教室	年間	公立学校教職員 児童生徒、保護者
県立学校学校医等 の配置	学校保健安全法に定められた学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を県立学校に配置し、児童生徒の健康管理を充実する。	年間	県立学校
県立学校等 レジオネラ菌対策	県立学校の児童生徒のレジオネラ菌感染による健康被害を防止するため、冷却塔(クリーリングタワー)の冷却水の適正な管理を行う。	7～9月	県立高等学校8校 県立特別支援学校8校

<研修会>

事業名	内容	期日	会場	対象
埼玉県学校歯科保健研究大会及び学校歯科保健指導者研修会	歯・口の健康に関する今日的課題を解決するために講演・講義や実践発表等を行い、歯科保健の充実を図る。(県歯科医師会と共に)	8月 6日(木)	国立女性教育会館ヌエック	西部教育事務所 管内小中学校教員 学校歯科医
埼玉県学校健康教育推進研修会	埼玉県学校健康教育指針の趣旨の実現を図るために、健康教育課題について研究協議・講義を行い、教職員の資質の向上を図る。 (県学校保健会と共に)	8月 5日(水)	県民健康センターさいたま市民会館うらわ他	小・中・高 特別支援学校教職員 地域関係者
学校・地域保健専門研修会	児童生徒の様々な心身の健康問題に対し、より適切な支援ができるよう専門的な研修を通じ養護教諭等の資質の向上を図る。	7月 31日(金)	県民活動総合センター(予定)	小・中・高 特別支援学校教職員 地域関係者
学校・地域保健連携推進研修会	児童生徒の心身の健康問題に対し学校地域保健等が連携を図り適切な支援ができるよう研修を通じ養護教諭の資質の向上を図る。	8月 17日(月)	埼玉会館大ホール	公立学校 養護教諭
薬物乱用防止教室研修会	薬物乱用防止教室の充実を図るために、中・高等学校における薬物乱用防止教室を参観し、外部講師(警察官や薬物乱用防止指導員)と教職員が効果的な教室の進め方について研修及び研究協議を行う。	7月 8日(水) 未定	川口市立南平文化センター 公立高校	小・中・高 特別支援学校教職員 外部講師 (警察官・指導員等)
薬物乱用防止教育研修会	薬物乱用防止教育の充実を図るために、講義及び研究協議を行い、教職員の資質の向上を図る。	2月 12日(金)	さいたま市民会館うらわ	小・中・高 特別支援学校教職員

性教育の指導に関する実践推進事業「性に関する教育」講演会	発達段階に応じた効果的な性教育を実践するために教職員の資質の向上を図る。	未定	未定	小・中・高特別支援学校教職員
性教育指導者研修会	「学校における性教育実践のための事例集：第Ⅱ集」を活用し、性教育の具体的な考え方や進め方について研修を行う。	5月12日(火)	さいたま市民会館おおみや	小・中・高特別支援学校教職員
全国連絡協議会伝達講習会	文部科学省が実施する全国連絡協議会に派遣した委員を講師として指導法の伝達講習または授業研究会を実施する。	11月～2月	本庄市内熊谷市内公立高校(3か所)	小・中・高特別支援学校教職員
学校保健主事研修会	児童生徒の心身の健康問題を解決するために、講義・講演等を行い、保健主事の資質の向上を図る。	6月24日(水)	埼玉会館	小・中・高特別支援学校教職員
養護教員研修会	養護教諭の専門性を生かした教育活動を一層推進するために、学校保健活動に必要な研修会を開催し、学校保健の充実を図る。	5月29日(金) 1月15日(金)	埼玉会館大ホール	小・中・高特別支援学校教職員
埼玉県学校健康教育推進大会	埼玉県学校健康教育指針に基づく健康教育の推進を図る。 ・健康教育に貢献した個人・団体の表彰・講演・実践発表 (さいたま市教育委員会・県学校保健会等と共に催)	1月22日(金)	埼玉会館大ホール	健康教育関係者及びPTA学校保健学校安全学校給食関係者
学校歯科保健コンクール表彰式	学校歯科保健活動に努力した学校を表彰し、歯科保健活動の充実を図る。 (さいたま市教育委員会・県学校保健会・県歯科医師会と共に催)	2月4日(木)	さいたま市民会館おおみや大ホール	表彰校関係者学校歯科医等
学校薬剤師研修会	学校薬剤師としての職務を執行する上で必要な知識の向上を図る。 (県薬剤師会及び県学校薬剤師会と共に催)	7月19日(日) 8月2日(日)	熊谷市立文化センター文化会館 さいたま市民会館おおみや小ホール	学校薬剤師
学校医研修会	学校医としての職務を執行する上で必要な知識の向上を図る。 (県医師会学校医会と共に催)	2月日曜 (日:未定)	埼玉県県民健康センター	学校医
学校歯科医研修会	学校歯科医としての職務を執行する上で必要な知識の向上を図る。 (県歯科医師会と共に催)	3月(日または木) (日:未定)	彩の国すこやかプラザ	学校歯科医

(2) 学校安全

事業名	内容	期日	対象
県立学校生徒等災害対策	学校管理下における児童生徒の災害事故に対して、被害者の救済を図るとともに、損害賠償等の県の財政負担の軽減を図る。 1 日本スポーツ振興センター災害共済掛金 設置者負担金	年間	県立学校の児童生徒

<研修会>

事業名	内容	期日	会場	対象
学校危機管理研修会	学校では、事故を未然に防ぐとともに、事故発生時には迅速かつ適切に対応することが重要である。そこで、管理職を中心とした学校危機管理体制を整備するため、研修会を通して危機管理能力の向上を図る。	6月17日(水)	さいたま市民会館うらわ	公立学校新任教頭
学校安全教育指導者研修会	児童生徒が生涯にわたって安全に生活するために必要な資質や能力を育成するため、研修会を通して、安全管理、生活安全、交通安全、防災教育に関する担当教員の指導力の向上を図る。	7月 3日(金)	さいたま市民会館おおみや	市町村立学校学校安全教育担当者
		7月 7日(火)	県民活動総合センター	県立学校学校安全教育担当者
高等学校二輪車マナーアップ講習会	二輪車通学を許可されている県立高等学校生徒のマナーアップを図るために、講習会を実施し、二輪車乗車に必要な技能や交通安全に対する望ましい態度を育成する。	7月19日(日)	県内自動車学校	二輪車通学を許可された県立高等学校の生徒

(3) 学校給食

事業名	内容	期日	対象
学校給食食中毒事故等の防止対策	学校給食設備の改善、学校給食用食材の細菌検査等を実施し、食中毒事故を未然に防ぐ。	年間	県立特別支援学校及び夜間給食実施県立定時制高等学校
	衛生管理講習会を開催し、学校給食従事者等の衛生管理意識の向上を図り、学校給食の食中毒防止に万全を期す。	6月	学校給食関係者

<研修会>

事業名	内容	期日	会場	対象
学校栄養士研修会	栄養教諭、学校栄養職員の専門的知識を深めるとともに資質の向上を図る。	5月 8日(金)	さいたま市民会館うらわ	栄養教諭
	(県学校栄養士研究会と共に)	7月30日(木) 7月31日(金)	埼玉会館	学校栄養職員
食育推進者育成研修会	学校における食育を推進する教職員の資質向上を図るため、実践事例の報告や、有識者による講義等を行う。	7月22日(水)	埼玉会館	栄養教諭
		8月27日(木)	埼玉会館小ホール	教諭
学校給食衛生管理研修会	食中毒や伝染病の発生を防止するため、学校給食関係者の衛生知識を深め、衛生管理の徹底を図る。	6月 5日(金)	埼玉会館小ホール	学校給食関係者

県立学校学校給食研修会	学校給食関係職員の資質や技能の向上を図るとともに、県立学校における学校給食の円滑な運営と内容の充実向上を図る。	8月11日(火)	県学校給食会	学校栄養職員・業務職員等
彩の国学校給食研究大会	地元産食材の活用促進を中心に、教材としての学校給食の在り方の実践発表と講演を行い、豊かで魅力ある学校給食の実現を目指す。	11月17日(火)	埼玉会館小ホール	学校給食関係者

(4) 会議・審査会・表彰式

ア 健康教育関係会議

会議名	内 容	期 日	会 場	対 象
市町村教育委員会健康教育主管課長会議	保健体育課の施策や事業概要及び学校保健・学校給食関係国庫補助事業等の説明、並びに健康教育に関する情報提供を行う。	5月27日(水)	埼玉県県民健康センター	市町村教育委員会 学校保健・学校安全 ・学校給食主管課長 教育事務所・教育センター 健康教育担当指導主事
教育事務所等健康教育担当指導主事会議	健康教育に関する事業等について連絡・協議を行う。	①4月6日(月) ②1月8日(金)	①職員会館 ②職員会館	教育事務所 ・教育センター 担当指導主事

※参考 市町村教育委員会指導事務主管課長等連絡協議会（義務教育指導課主催）

第1回	4月13日(月) 午後	県立総合教育センター深谷支所
第2回	11月9日(月) 全日	県立総合教育センター深谷支所
第3回	1月25日(月) 全日	県立総合教育センター深谷支所

イ 審査会・表彰式

審査会・表彰式	内 容	期 日	会 場	対 象
審 査 会	学校保健・学校安全・学校給食優良学校審査会	10月23日(金)	調整中	幼・小・中・高等学校 特別支援学校
	学校歯科保健コンクール 書類審査会 実地審査会 最終審査会	10月22日(木) 11月12日(木) 11月12日(木)	すこやかプラザ 該当小・中学校 すこやかプラザ	小・中学校 特別支援学校(小・中)
表 彰 式	学校保健・学校安全・学校給食優良学校表彰式	1月22日(金)	埼玉会館 大ホール	幼・小・中・高等学校 特別支援学校
	学校歯科保健コンクール表彰式	2月4日(木)	さいたま市民会館 おおみや大ホール	小・中学校 特別支援学校(小・中)

2 全国・関東研究大会、研究協議会等主要事業

○日程等については予定であり、開催案内等の通知・事務連絡等により確認する。

(1) 文部科学省主催行事

研究大会等行事名	期日等	開催場所
第1回健康教育行政担当者連絡協議会	6月1日(月)～6月2日(火)	青少年センター
第2回健康教育行政担当者連絡協議会	21年12月予定	未定
子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業全国連絡協議会	22年1月予定	未定
スクールヘルスリーダー派遣事業全国連絡協議会	22年1月予定	未定
性に関する教育普及推進事業全国連絡協議会	21年8月予定	未定
性教育指導講習会	全国6ヶ所程度で開催予定	調整中
薬物乱用防止教育シンポジウム	9月16日(水)	さいたま市文化センター
心のケアシンポジウム	未定	未定
食育推進交流シンポジウム	未定	未定

※青少年センターは「国立オリンピック記念青少年総合センター」(代々木)の略。

(2) 文部科学省と都道府県教育委員会との共催行事

事業名	期日等	開催場所
全国養護教諭研究大会	8月20日(木)～8月21日(金)	岐阜市
全国学校保健研究大会	11月10日(火)～11月11日(水)	広島市
全国学校歯科保健研究大会	10月29日(木)～10月30日(金)	京都
学校環境衛生・薬事衛生研究協議会	11月19日(木)～11月20日(金)	京都
全国栄養教諭・学校栄養職員研究大会	8月6日(木)～8月7日(金)	札幌市
全国学校給食研究協議会	11月26日(木)～11月27日(金)	大津市

(3) 独立行政法人教員研修センター主催行事

研修会名等	期日等	開催場所
平成21年度学校安全指導者養成研修	6月17日(水)～6月19日(金)	教員研修センター
食育指導者養成研修(食育推進コース)	7月14日(火)～7月17日(金)	教員研修センター
食育指導者養成研修(栄養教諭コース)	9月15日(火)～9月19日(金)	教員研修センター
健康教育指導者養成研修(東部地区)	12月14日(月)～12月18日(金)	教員研修センター
健康教育指導者養成研修(西部地区)	11月16日(月)～11月21日(金)	教員研修センター

(4) 関係行事

大会等名	期日等	開催場所
全国学校保健主事研究大会	8月6日(木)・8月7日(金)	千葉市
関東甲信越静学校保健大会	8月20日(木)	新潟市
全国養護教諭連絡協議会第15回研究協議会	(22年)2月26日(金)	メルパルク(浜松町)

※ 教員研修センターは「独立行政法人 教員研修センター」(つくば市)の略。

第4章

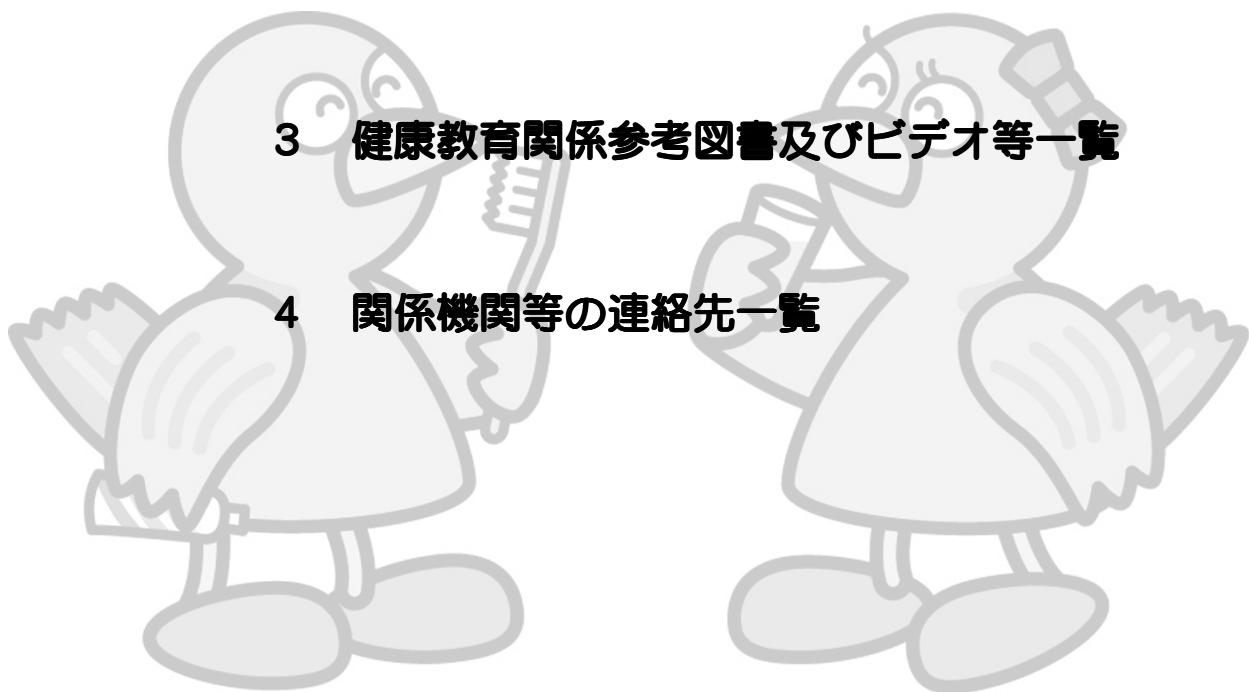
資料編

1 平成20年度学校健康教育実践状況調査結果

2 研究委嘱校・表彰校等一覧

3 健康教育関係参考図書及びビデオ等一覧

4 関係機関等の連絡先一覧



1 平成20年度学校健康教育実践状況調査結果について

対象期間：平成20年4月1日～平成21年3月31日（予定を含む）

<小学校 718校 中学校 368校（さいたま市を除く）>

<高校(全日制) 147校 高校(定時制) 32校 特別支援学校35校>

I 埼玉県学校健康教育指針について

(1) 指針の趣旨を生かす取組を行いましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		718	368	147	31	35
イ いいえ		0	0	0	1	0

(2) (1) でアの場合、具体的にはどのような内容ですか。（複数回答可）

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 教育目標		280	137	36	2	8
イ 学校保健安全全体計画		597	319	93	18	27
ウ 学校評価		165	80	24	2	4
エ 学校保健委員会		477	217	27	1	9
オ 児童生徒の指導		507	241	85	18	17
カ 家庭・地域との連携		352	121	20	6	10
キ 学年経営・学級経営		143	58	8	4	1
ク 生活指導・生徒指導		262	135	60	16	5
ケ 保健の授業・学級活動		286	117	21	5	4
コ その他		20	16	10	3	3

(3) 指針の趣旨について、家庭・地域等に啓発しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		718	368	142	27	32
イ いいえ		0	0	5	5	3

(4) (3) でアの場合、どのような方法で家庭地域等に啓発しましたか。（複数回答可）

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 保護者等向け広報		555	291	90	19	25
イ 保護者会等諸会議		298	128	58	10	8
ウ 自治会等諸会議		12	10	1	0	1
エ その他		55	32	5	4	7

II 学校健康教育必携について

(1) 学校健康教育必携を活用していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		718	368	140	31	33
イ いいえ		0	0	7	1	2

(2) (1) でアの場合、どのような時に活用しましたか。（複数回答可）

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 校内研修		97	51	6	1	3
イ 保健学習や保健指導		629	326	112	24	20
ウ 保護者会		67	33	7	1	3
エ その他		98	59	33	11	13

(3) (1) でアの場合、どの部分を活用しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 第1章 学校健康教育を推進・・		366	183	60	6	13
イ 第2章 I 学校保健の充実		589	280	95	21	24
ウ 第2章 II 安全教育の推進		286	125	49	7	12
エ 第2章 III 学校における食育の推進		327	135	23	6	7
オ 第3章 年間事業の計画		99	58	30	5	1
カ 第4章 資料編		109	80	35	6	8

(4) (1) でイの場合、活用していない理由は何ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 周知されていない		0	0	1	0	0
イ 活用場面がない		0	0	4	1	1
ウ その他		0	0	2	0	2

III 学校保健

1 年間指導計画・全体計画について

(1) 学校保健計画は作成していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		718	368	147	32	35
イ いいえ		0	0	0	0	0

(2) (1) でアの場合、学校保健計画は見直しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		714	359	138	29	34
イ いいえ		4	9	9	3	1

(3) 性教育(エイズ教育を含む)全体計画は作成していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		479	186	45	6	8
イ いいえ		239	182	102	26	27

(4) 性教育(エイズ教育を含む)年間指導計画は、作成していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		521	178	45	11	9
イ いいえ		197	190	102	21	26

2 学校保健委員会について

(1) 学校保健委員会を設置していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		718	368	147	32	35
イ いいえ		0	0	0	0	0

(2) (1) でアの場合、1年間何回開催しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 0回		0	0	78	17	4
イ 1回		157	182	57	13	12
ウ 2回		456	156	11	1	15
エ 3回		102	29	1	0	4
オ 4回以上		3	1	0	1	0

(3) 学校保健委員会ではどのような議題を取り上げましたか。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 学校保健に関すること		681	344	63	11	26
イ 学校安全に関すること		141	73	20	3	4
ウ 学校給食に関すること		340	132	2	1	11
エ その他		127	62	11	3	4

(4) (1) でイの場合、未設置の主な理由は何ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 教職員の共通理解が得られない。		0	0	0	0	0
イ 学校医やPTAとの連携が図れない。		0	0	0	0	0
ウ 時間がとれない。		0	0	0	0	0
エ その他		0	0	0	0	0

3 地域学校保健委員会について

(1) 地域学校保健委員会は設置されていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		61	35	3	0	2
イ いいえ		657	333	144	32	33

(2) (1) でイの場合、今後設置する予定がありますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 予定がある。		10	3	1	0	0
イ 検討する。		433	206	61	8	10
ウ 考えていない。		196	111	76	20	18
エ その他		18	13	6	4	5

4 薬物乱用防止教室について

(1) 薬物乱用防止教室を開催しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		718	368	147	32	9
イ いいえ		0	0	0	0	26

(2) (1) でアの場合、年何回開催しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 1回		665	325	138	27	9
イ 2回		44	32	8	4	0
ウ 3回		7	11	1	1	0
エ 4回以上		2	0	0	0	0

(3) (1) でアの場合、何月に開催しましたか。

項目 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 4月～6月	55	58	17	3	0
イ 7月	36	135	48	15	0
ウ 8月～11月	173	87	32	8	1
エ 12月	120	69	33	6	3
オ 1月～3月	371	60	23	4	5

(4) 薬物乱用防止教室で年間に参加した児童生徒の延べ人数を記入してください。

項目 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援校
延べ人数	73,562	139,238	96,318	4,556	1,230

(5) (1) でアの場合、薬物乱用防止教室で依頼した講師の種類は何ですか。 (複数回答可)

項目 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援校
ア 警察職員	332	203	52	8	1
イ 麻薬取締官OB	72	15	10	4	1
ウ 学校薬剤師・薬剤師等	174	55	12	2	1
エ 学校医・医師等	13	6	2	1	0
オ 保健所職員	40	15	3	1	1
カ 精神保健センター職員	7	9	2	2	0
キ 教育行政担当者	15	5	4	1	0
ク 大学教員等	4	3	3	1	1
ケ 自校の養護教諭や教員等	94	44	32	7	5
コ 他校の教員	8	13	14	2	1
サ その他	79	60	30	7	0

(6) 薬物乱用防止教室を実施する時間の教育課程上の扱いについて選んでください。 (複数回答可)

項目 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援校
ア 体育・保健体育	409	28	9	1	5
イ 特別活動(学級・ホームルーム活動)	298	133	20	3	1
ウ 特別活動(学校行事)	65	164	110	24	1
エ 特別活動(児童・生徒会活動)	3	13	3	0	1
オ 総合的な学習の時間	41	68	18	5	0
カ その他	12	13	11	1	3

(7) (1) でアの場合、薬物乱用防止教室の実施形態は、どれですか。 (複数回答可)

項目 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援校
ア クラス単位	116	40	13	1	2
イ 学年単位	615	87	29	1	1
ウ 全校単位	11	270	114	31	2
エ その他	29	5	4	0	4

(8) (1) でアの場合、薬物乱用防止教室の開催にあたって、保護者に参加を求めましたか。

項目 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援校
ア はい	448	233	49	9	1
イ いいえ	270	135	98	23	8

5 性教育(エイズ教育を含む)について

(1) 性教育(エイズ教育を含む)を行っていますか。

項目 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援校
ア はい	718	368	140	30	32
イ いいえ	0	0	7	2	3

(2) (1) でアの場合 性教育(エイズ教育を含む)を実施する時間の教育課程上の扱いについて選んでください。

(複数回答可)

項目 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 教科	556	251	115	23	20
イ 道徳	73	51	0	0	0
ウ 特別活動(学級活動・ホームルーム)	461	181	18	2	15
エ 特別活動(学校行事)	13	36	39	10	1
オ 総合的な学習の時間	30	79	15	4	8
カ その他	26	18	4	3	5

(3) (1) でアの場合、指導した内容は、何ですか。 (複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 体の変化(二次性徴)		677	296	100	12	28
イ 男女の人間関係		429	258	101	18	15
ウ 異性に対する理解		452	246	115	18	20
エ 生命尊重		569	268	111	20	19
オ 男女の役割		362	157	80	11	9
カ 性情報		181	174	91	16	9
キ 性被害		203	117	69	12	11
ク 性感染症		130	282	132	27	6
ケ その他		53	28	17	4	8

(4) (1) でアの場合、性教育に関する指導に外部の指導者の協力を得ましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		66	158	59	11	3
イ いいえ		642	210	81	19	29

(5) (1) でアの場合、保護者の理解・協力を得ましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		522	229	34	7	21
イ いいえ		186	139	106	23	11

(6) (5) でアの場合、どのような方法で協力を得ましたか。 (複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 学校だより、学級だより		306	115	5	0	10
イ 保健だより		228	140	14	5	4
ウ 講演会・研修会		26	60	11	1	2
エ 授業参観		205	33	3	1	1
オ PTA活動		15	21	3	0	0
カ その他		64	30	3	1	13

(7) 性教育(エイズ教育を含む)の指導にあたって学校全体で共通理解を図っていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		610	296	96	20	16
イ いいえ		108	72	51	12	19

(8) 発達段階を踏まえた性教育(エイズ教育を含む)を進めるために、指導内容や教材などについて学年会・委員会等で検討していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		564	239	66	6	24
イ いいえ		154	129	81	26	11

(9) 性教育(エイズ教育を含む)に関する校内研修を実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		112	60	9	1	3
イ いいえ		606	308	138	31	32

(10) 「学校における性教育実践のための事例集」を授業や研修会で活用しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		615	331	67	14	16
イ いいえ		103	37	80	18	19

(11) 性教育(エイズ教育を含む)の指導に関連して保護者等から苦情や問い合わせがありましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		17	4	1	0	2
イ いいえ		701	364	146	32	33

6 保健室経営計画(保健室経営案)の作成について

(1) 保健室経営計画(保健室経営案)を作成していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		606	332	112	17	16
イ いいえ		112	36	35	15	19

(2) 作成した保健室経営計画(保健室経営案)を職員会議等で、教職員の共通理解を図っていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		544	314	94	13	12
イ いいえ		174	54	18	4	4

7 定期健康診断の実施について

(1) 定期健康診断結果から課題を把握し、課題解決に向けて対応しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		718	368	147	32	35
イ いいえ		0	0	0	0	0

(2) (1) でアの場合、どんな場面で実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 学校保健委員会の議題		594	270	26	3	22
イ 保健部会・職員会議等		408	199	91	17	21
ウ 保健だより・学年だより		628	320	102	23	24
エ その他		22	23	19	8	3

8 保健室登校の有無について

(1) 保健室登校の児童生徒の事例がありましたか。 (H20.4.1～H20.10.31)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		151	56	24	7	3
イ いいえ		567	312	13	25	32

(2) 保健室登校の児童生徒への校内の支援体制の組織は整備されていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		539	235	55	10	7
イ いいえ		179	133	92	22	28

9 学校医による健康相談について

(1) 児童生徒の心身の健康問題解決のため学校医による健康相談を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		171	100	83	11	18
イ いいえ		547	268	64	21	17

(2) 健康相談を実施するための校内の体制が整備されていますか

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		408	197	112	14	23
イ いいえ		310	171	35	18	12

10 養護教諭による健康相談活動について

(1) 児童生徒の心身の健康問題解決のため、継続して支援している事例が、ありましたか。 (H20.4.1～H20.10.31)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		386	273	130	28	23
イ いいえ		332	95	17	4	12

(2) 心身の健康課題を抱える児童生徒への支援体制の組織は整備されていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		638	339	108	23	25
イ いいえ		80	29	39	9	10

(3) 児童生徒の心身の健康問題解決のため、地域の関係機関と連携を図りましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		407	230	91	18	23
イ いいえ		311	138	56	14	12

11 養護教諭の「保健授業」について

(1) 学級活動等で教員と養護教諭がチームを組んで保健の授業を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		498	124	7	1	13
イ いいえ		220	244	140	31	22

(2) 養護教諭が兼任発令を受けて、保健の授業を担任しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		23	7	3	0	0
イ いいえ		695	361	144	32	35

IV 学校環境衛生

1 学校環境衛生活動について

(1) 学校環境衛生活動実施計画は作成していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		455	211	103	24	22
イ いいえ		263	157	44	8	13

(2) (1) でアの場合、学校環境衛生活動実施計画の作成に当たって、学校医、学校薬剤師に助言、協力を得ていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		356	162	82	19	17
イ いいえ		99	49	21	5	5

2 教室等の空気について

(1) 机、椅子、コンピュータ等の新たな学校用備品の搬入、または、新築、改修等を行いましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		289	136	69	13	18
イ いいえ		429	232	78	19	17

(2) (1) でアの場合、教室等のホルムアルデヒド等の濃度が基準値以下であることを確認しましたか。(回答時点で回答)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		147	58	35	8	12
イ 予定している		56	34	7	2	2
ウ いいえ		86	44	27	3	4

(3) 二酸化炭素の検査を実施しましたか。(調査時点で回答)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		206	69	25	9	8
イ 予定している		400	237	85	11	12
ウ いいえ		112	62	37	12	15

(4) (3) でアの場合、検査の結果、基準値を超えていましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		22	6	8	1	0
イ いいえ		184	63	17	8	8

(5) (4) でアの場合、換気の強化を行いましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		22	5	8	1	0
イ いいえ		0	1	0	0	0

(6) 教室に開放型の暖房器具(排気が室内に放出される)を使用していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		306	174	26	3	5
イ いいえ		412	194	121	28	30

(7) (6) でアの場合、二酸化窒素の検査は、教室で開放型の暖房器具をしている時に測定していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		234	127	22	1	2
イ いいえ		72	47	4	2	3

3 飲料水の管理について

(1) 夏季休業中、給水栓水の残留塩素測定しましたか。(教職員、児童生徒のいない日を除く)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		700	362	141	27	33
イ いいえ		18	6	6	5	2

(2) (1) でアの場合、測定した記録はとっていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		697	362	139	26	31
イ いいえ		3	0	2	1	2

(3) 受水槽(高置水槽を含む)はありますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		695	362	146	32	34
イ いいえ		23	6	1	0	1

(4) 受水槽(高置水槽を含む)を清掃しましたか。(調査時点での回答)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 清掃済み		676	340	132	30	32
イ 予定している		14	18	14	2	2
ウ していない(予定なし)		5	4	1	0	1

(5) (4)でアの場合、清掃時期はいつでしたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 夏季休業中		624	311	95	23	23
イ その他		52	29	37	7	9

(6) 校内に冷水器はありますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		145	133	53	12	1
イ いいえ		573	235	94	20	34

(7) (6)でアの場合、冷水器の水の水質検査(残留塩素、外観、臭気、味等)を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		126	114	37	8	1
イ いいえ		19	19	16	4	0

4 ねずみ、衛生害虫について

(1) ねずみ、衛生害虫の生息調査を毎学年2回実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		423	182	76	19	18
イ いいえ		295	186	71	13	17

(2) 生息調査を実施した記録をとっていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		298	124	54	13	16
イ いいえ		377	226	85	16	16

(3) (1)でアの場合、ねずみ、衛生害虫が発生していましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		222	96	44	13	12
イ いいえ		201	86	32	6	6

(4) (3)でアの場合、ねずみ、衛生害虫が発生していた場合、どのように駆除していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 専門業者委託・薬剤使用		87	32	2	1	1
イ 専門業者委託・薬剤なし		17	5	1	1	0
ウ 学校職員駆除・薬剤使用		48	21	13	5	5
エ 学校職員・薬剤なし		69	36	28	5	5
オ 駆除していない。		0	2	0	0	0
カ その他		1	0	0	1	1

(5) (1)でイの場合、生息調査を実施しない場合、どのように衛生害虫の駆除をしていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 専門業者委託・薬剤使用		75	46	4	1	0
イ 専門業者委託・薬剤なし		6	3	2	0	0
ウ 学校職員駆除・薬剤使用		76	51	19	5	7
エ 学校職員・薬剤なし		103	67	33	6	6
オ 駆除していない。		28	11	9	1	3
カ その他		7	8	4	0	1

5 樹木等の管理について

(1) 樹木の殺虫や雑草の除草は、どのような方法で行っていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 周知後農薬使用		382	173	40	5	6
イ 周知せず農薬使用		30	22	19	2	2
ウ 農薬不使用		291	162	81	24	21
エ 特に何もしていない。		4	1	1	1	0
オ その他		11	10	6	0	6

(2) 樹木の殺虫や雑草の除草に農薬を使用することについて、児童生徒、その保護者または、地域の住民から苦情や要望がありましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		31	15	9	4	0
イ いいえ		687	353	138	28	35

6 光化学スモッグについて

(1) 光化学スモッグ予報等が発令された場合、学校内において全教職員がそれを知る方法は、確立されていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		717	367	142	29	35
イ いいえ		1	1	5	3	0

(2) 光化学スモッグ発令を受けて学校で対応する内容について全職員が知っていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		718	368	131	28	33
イ いいえ		0	0	16	4	2

V 学校安全

1 学校安全年間計画について

(1) 学校安全年間計画の見直しをしましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		718	368	147	32	35
イ いいえ		0	0	0	0	0

2 危機管理マニュアルについて

《防災の内容》

(1) 防災マニュアルの見直しをしましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		718	368	147	32	35
イ いいえ		0	0	0	0	0

(2) 防災マニュアルには避難所(避難場所)として学校の対応が記載されていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		602	303	128	30	30
イ いいえ		116	65	19	2	5

(3) 市町村の防災担当者と年1回以上連絡をとっていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		518	267	109	23	24
イ いいえ		200	101	38	9	11

《防犯の内容》

(4) 不審者対応(防犯)マニュアルの見直しをしましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		718	368	147	32	35
イ いいえ		0	0	0	0	0

3 交通安全指導について

(1) 朝の会・帰りの会・S.H.R等で指導を行っていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		718	368	147	32	35
イ いいえ		0	0	0	0	0

(2) 学級活動・L.H.Rでの平均年間指導時数は何時間ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 0時間		10	18	22	2	2
イ 1~2時間		311	225	85	24	20
ウ 3~4時間		306	108	32	5	11
エ 5時間以上		91	17	8	1	2

(3) 学年行事・学校行事での年間の指導回数は何回ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 1回		183	108	66	16	18
イ 2回		123	78	16	9	4
ウ 3回以上		412	182	65	7	13

(4) 交通安全指導の中で自転車の乗り方についての指導時間を確保していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		710	272	107	11	17
イ いいえ		8	96	40	21	18

(5) (4)でアの場合、どのように指導していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 毎年全ての学年で実施		137	190	91	7	7
イ 每年特定の学年で実施		568	47	6	0	3
ウ 隔年で実施		5	2	0	1	1
エ その他		0	33	10	3	6

(6) 児童生徒にヘルメットを着用させていますか。(小学校のみ回答)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 着用させている。		111	*	*	*	*
イ 自転車通学者の着用		6	*	*	*	*
ウ 着用させていない。		601	*	*	*	*

4 防災指導について

(1) 避難訓練の実施回数は、何回ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 1回		18	37	92	27	2
イ 2回		155	163	49	5	21
ウ 3回以上		545	168	6	0	12

(2) 避難訓練で実施している内容を全て選択してください。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 避難		709	364	146	29	34
イ 救助袋等の降下訓練		154	45	106	1	5
ウ 消火訓練		337	160	128	16	21
エ 救命訓練(講習)		218	59	33	6	12
オ 講話		544	292	123	27	26
カ その他		108	32	31	5	8

(3) 避難訓練で、消防署の協力を得ていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		526	246	142	25	33
イ いいえ		192	122	5	7	2

(4) 防災(地震・火災)について、どんな機会に指導していますか。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 避難訓練の前後		710	359	142	28	33
イ 教科の中で		187	64	17	0	0
ウ H.R活動		402	174	26	11	8
エ その他		31	11	5	3	4

(5) 防災(地震・火災)に関する指導時間は、年間何時間ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 1時間		6	21	27	10	2
イ 2~3時間		407	268	106	19	24
ウ 4時間以上		305	79	14	3	9

(6) 防災に関する指導で、教材としてどのようなものを使用しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 埼玉県作成中学生用教材		17	130	3	4	0
イ 埼玉県教育委員会作成資料		183	31	13	0	1
ウ インターネット配信		100	79	17	1	4
エ その他		479	194	118	29	27

(7) (6)でアの場合 教材を使用するのは本年度が初めてですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		10	60	1	1	0
イ いいえ		7	70	2	3	0

(8) 保護者への引き渡し訓練を実施していますか。(小学校・特別支援学校のみ回答)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		639	*	*	*	*
イ いいえ		79	*	*	*	*

5 防犯教育について

(1) 不審者対応をねらいとした避難訓練を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		556	128	10	1	19
イ いいえ		162	240	137	31	16

(2) 児童・生徒の防犯意識の向上のため、児童生徒の防犯教室（校長、教職員による講話、担任指導、実技的な防犯訓練を含む）を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		718	368	147	32	35
イ いいえ		0	0	0	0	0

(3) (2) でアの場合、防犯教室の指導者は誰ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 教職員		238	225	110	27	21
イ 警察官		212	85	22	4	2
ウ 教職員と警察官		216	42	13	1	12
エ その他		48	16	2	0	0

(4) 教職員の防犯意識の向上のため、教職員の防犯に関する研修を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		501	223	38	6	27
イ いいえ		217	145	109	26	8

(5) (4) でアの場合、防犯研修の指導者は、だれですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 教職員		216	143	30	6	6
イ 警察官		221	53	6	0	17
ウ 教職員と警察官		45	21	0	0	4
エ その他		24	11	2	1	0

(6) 地域安全マップの作成・見直しをしましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 既に作成・見直し		584	241	15	1	1
イ 新たに作成		30	51	2	0	1
ウ 既に作成・見直しなし		104	76	11	3	4
エ 作成していない		0	0	119	28	29

(7) (6) でアの場合、作成・見直しをしたのは、誰ですか。（複数回答可）

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 児童		386	5	0	0	0
イ 生徒		13	141	2	0	0
ウ 教職員		639	298	27	4	4
エ 保護者		343	128	0	0	2
オ スクールガード・リーダー、スクールガード		100	7	0	0	0
カ その他		14	12	3	0	1

(8) (6) でア・イ・ウの場合、地域安全マップの内容は、どれですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 防犯のみ（子ども110番の家マップ含む）		72	63	1	2	1
イ 交通安全のみ		13	46	5	2	0
ウ 防災のみ		7	3	0	0	0
エ 防犯と交通安全		495	203	15	0	4
オ 防犯と防災		8	9	0	0	0
カ 交通安全と防災		18	18	4	0	1
キ 防犯・交通安全・防災		105	26	3	0	0

(9) 県教育局制作防犯教育用ビデオ「あんしん登下校」（平成18年度全小学校に配布）を視聴して、防犯教室・防犯指導を実施しましたか。（小学校のみ回答）

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		337	*	*	*	*
イ いいえ		381	*	*	*	*

6 通学路について（小・中学校のみ回答）

(1) 通学路を指定していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		718	333	*	*	*
イ いいえ		0	35	*	*	*

(2) (1) でアの場合、通学路の安全点検を実施していますか。	項目 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		7 1 8	3 3 3	*	*	*
イ いいえ		0	0	*	*	*
(3) (1) でアの場合、通学路パトロールを実施していますか。	項目 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		7 0 8	3 0 0	*	*	*
イ いいえ		1 0	3 3	*	*	*
(4) (3) でアの場合、校舎内に学校安全ボランティア(スクールガード)の待機場所がありますか。	項目 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		2 9 9	3 8	*	*	*
イ いいえ		4 0 9	2 6 2	*	*	*
(5) 通学班登校を実施していますか。	項目 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		7 0 4	2	*	*	*
イ いいえ		1 4	3 6 6	*	*	*
(6) 登下校でスクールバス等を利用(一部利用も含む)していますか。	項目 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		4 1	1 0	*	*	*
イ いいえ		6 7 7	3 5 8	*	*	*

7 子ども110番の家について(小・中学校のみ回答)

(1) 設置されていますか。(県立中学校 回答なし)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		7 1 7	3 3 7	*	*	*
イ いいえ		1	3 1	*	*	*

(2) (1) でアの場合、学区内に何所設置されていますか。

小学校	5 8, 0 9 6か所	中学校	4 0, 3 5 3か所
-----	--------------	-----	--------------

(3) (1) でアの場合、地域の「子ども110番の家」と連携をしていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		6 8 5	2 3 0	*	*	*
イ いいえ		3 2	1 0 7	*	*	*

(4) (1) でアの場合、「子ども110番の家」はどこから依頼していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 学校		3 6 3	1 0 2	*	*	*
イ 市町村または市町村教委		2 0 9	1 7 2	*	*	*
ウ その他		1 4 5	6 5	*	*	*

8 学校安全管理について

(1) 安全点検は法令(学校保健法施行規則)では、安全点検を毎学期1回以上行うことが定められていますが、どのように実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 学期1回実施		1 2	3 1	1 2 7	2 5	7
イ 月1回実施		6 4 7	3 1 7	1 8	6	2 8
ウ 月1回以上		5 9	2 0	2	1	0

(2) 法(学校保健法施行規則)に則り、必要に応じて(台風や学校行事等)臨時安全点検を実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		7 1 8	3 6 8	1 4 7	3 2	3 5
イ いいえ		0	0	0	0	0

(3) 児童生徒に防火シャッター等の安全指導を行っていますか。<シャッターなし1>

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		6 8 8	3 4 2	6 6	1 3	1 1
イ いいえ		3 0	2 6	8 1	1 9	2 4

(4) 防犯の観点から安全点検を実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		6 6 7	3 3 4	1 2 5	2 6	2 6
イ いいえ		5 1	3 4	2 2	6	9

(5) 防犯のための警備員が配置されていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		6 8	1 9	2	0	2
イ いいえ		6 5 0	3 4 9	1 4 5	3 2	3 3

(6) (5) でアの場合、どのような警備員ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 専門の警備員		52	12	2	0	2
イ ボランティアの警備員		8	2	0	0	0
ウ その他		8	5	0	0	0

(7) 学校にAEDが設置されていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		714	367	147	32	35
設置台数		729	374	211	45	40
イ いいえ		4	1	0	0	0

(8) (7) でアの場合、AEDの講習会を学校で実施しましたか。 (設置時の業者による説明は除く。)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		696	332	147	32	35
イ いいえ		18	35	0	0	0

(9) (8) でアの場合、対象は誰ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 教職員		683	264	71	22	34
イ 生徒		1	4	6	1	0
ウ 教職員及び生徒		12	64	70	9	1

(10) (8) でアの場合、講師を依頼したのは、どこですか。 (複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 消防署		565	251	101	15	26
イ 日本赤十字社		29	12	21	3	10
ウ その他		115	75	31	13	2

(11) 保健の授業でAEDについての指導をしましたか。 (高等学校のみ回答)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		*	*	117	18	1
イ いいえ		*	*	30	14	4

VII 学校給食 (高等学校については学校給食実施校のみ回答)

<給食実施関係 県立伊奈学園中学校は実施なし>

1 食に関する指導(食育)全体計画を作成していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		513	208	*	9	3
イ いいえ		205	160	*	21	26

2 学校給食全体計画(健康教育の全体計画としての作成を含む)を作成していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		591	284	*	10	7
イ いいえ		127	84	*	20	22

3 学校給食年間指導計画を作成していますか。 (除 県立伊奈学園中)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		578	274	*	11	20
イ いいえ		140	93	*	19	9

4 学校給食や交流給食などの給食活動について

(1)行事給食を実施しましたか。 (除 県立伊奈学園中)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		466	153	*	26	23
年間実施回数		2,890	1,067	*	88	205
イ いいえ		252	214	*	4	6

(2)交流給食を実施しましたか。 (除 県立伊奈学園中)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		557	45	*	9	12
年間実施回数		2,832	381	*	182	36
イ いいえ		161	322	*	21	17

(3)児童生徒が選択できる給食（バイキング給食、セレクト給食等）を実施しましたか。（除 県立伊奈学園中）

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい		454	164	*	17	14
年間実施回数		1,140	316	*	306	33
イ いいえ		264	203	*	13	15

5 地場産物（地域、県内産農産物）を活用した献立による給食を週平均何回実施していますか。（除 県立伊奈学園中）

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア 毎回		365	200	*	14	9
イ 週3～4回		222	98	*	8	11
ウ 週1～2回		131	69	*	5	8
エ 週1回未満		0	0	*	3	1

6 家庭・地域と連携した学校給食の実施について（複数回答可）

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア 親子給食		118	1	*	3	1
イ 招待給食		180	11	*	5	0
ウ 試食会		627	148	*	12	27
エ 調理講習会		80	29	*	0	1
オ 給食だより等情報提供		498	289	*	17	25
カ その他		23	38	*	2	3

7 学級活動または自立活動（給食の時間の指導は含めない）における「学校給食に関する題材」の年間指導時数は平均何時間ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア 0時間		40	121	*	19	14
イ 1～2時間		542	224	*	10	15
ウ 3～4時間		118	19	*	0	0
エ 5～6時間		12	3	*	1	0
オ 7時間以上		6	1	*	0	0

8 家庭科や体育科、学級活動など、各教科の分野、領域における食に関する指導（食育）を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい		694	354	*	21	20
イ いいえ		24	14	*	9	9

9 総合的な学習の時間における食に関する指導（食育）を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい		518	136	*	7	10
イ いいえ		200	232	*	23	19

10 食に関する指導と関連して、野菜づくりなどの農業体験を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい		642	143	*	1	20
イ いいえ		76	225	*	29	9

11 学級活動や教科等で、教員と栄養教諭・学校栄養職員がチームを組んで食に関する授業を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい		434	83	*	2	12
イ いいえ		284	285	*	28	17

12 学級活動や教科等で、教員と養護教諭がチームを組んで食に関する授業を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい		209	30	*	2	5
イ いいえ		509	338	*	28	24

13 学校栄養職員を特別非常勤制度により活用しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		128	40	*	1	2
イ いいえ		590	328	*	29	27

14 食に関する内容(食育)で、校内研修を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		157	61	*	2	1
イ いいえ		561	307	*	28	28

15 朝食の大切さについて、保護者会等で保護者に説明しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
はい		692	309	*	10	12
いいえ		26	59	*	20	17

16 食育の啓発ルームや食育相談室、啓発掲示コーナーを設けて児童生徒や保護者に食の大切さ等を啓発しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
はい		551	251	*	14	21
いいえ		167	117	*	16	8

17 (16) でアの場合、どのような啓発方法ですか。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 啓発ルーム		28	6	*	0	0
イ 食育相談室		9	1	*	0	1
ウ 掲示コーナー		488	218	*	11	19
エ 各種おたよりの発行		357	165	*	10	13
オ その他		43	13	*	1	1

18 養護教諭や栄養教諭・学校栄養職員が、児童生徒と食に関する個別相談活動を実施しましたか。(肥満やアレルギー等のほか、好き嫌いのなくし方や魚の上手な食べ方など身近な問題を含む。)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		386	160	*	21	23
イ いいえ		332	208	*	9	6

19 (18) でアの場合、週平均何回実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 1回未満～2回		358	154	*	21	22
イ 3～4回		19	4	*	0	1
ウ 5～6回		7	2	*	0	0
エ 7回以上		2	0	*	0	0

20 養護教諭や栄養教諭・学校栄養職員が、食物アレルギーや肥満傾向などのある児童生徒の保護者と食に関する個別相談活動を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		450	144	*	11	20
イ いいえ		268	224	*	19	9

21 県が作成した「小学校中学年用食育学習教材」を授業等で活用しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		366	*	*	*	3
イ いいえ		352	*	*	*	4

22 学校給食において「弁当の日」を実施しましたか。(除 県立伊奈学園中)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		143	56	*	1	1
イ いいえ		575	311	*	29	28

2 研究委嘱校・表彰校等一覧

(1) 研究委嘱校・地域等一覧

ア 埼玉県教育委員会研究委嘱地域（埼玉県学校健康教育指針作成以降）

(ア) 健康教育モデル地域

委嘱年度	教育委員会名	委嘱地域(校)	研究テーマ・研究内容
平成14～15年度	鳩ヶ谷市教育委員会	鳩ヶ谷小学校	－心の健康つくり－ 「心豊かに たくましく 生きる力を育む」
	大利根町教育委員会	元和小学校	「地域連携を基盤にした生活習慣の定着を図る童謡のふる里おとねの健康教育」 “自ら学び、考え、健康づくりのできる元和っ子” －健康的な生活習慣の定着を目指して－
平成15～16年度	加須市教育委員会	加須小学校 昭和中学校 不動岡高等学校他	「学び、考え、正しく行動できる力の育成」 －学校・家庭・地域社会が連携したエイズ教育（性教育）－
	新座市教育委員会	東野小学校 第二中学校	「豊かな心と健康な体をもち、自ら進んで活動する子どもをめざして」 －食に関する指導－
平成16～17年度	鳩山町教育委員会	鳩丘小学校 松栄小学校	「食の改善を通して歯と口の健康増進を実践できる児童生徒の育成」 －学校・家庭・地域・関係機関の連携による地域食材の活用をとおして－
平成17～18年度	神泉村教育委員会	神泉小学校 神泉中学校	「元気で自他を大切にする子どもの育成」 －教育に関する3つの達成目標の健康教育に関わる内容を中心にして－
	幸手市教育委員会	長倉小学校	「心身ともに健康な体をつくる食育教育」
平成18～19年度	秩父市教育委員会	大滝小学校 大滝中学校	「心身ともに健康で安全な生活を主体的に営むことができる児童生徒の育成」
	ふじみ野市教育委員会	亀久保小学校	「自他の生命を尊重し、安全な生活を主体的に営むことができる児童生徒の育成」

(イ) 食育推進地域

委嘱年度	教育委員会名	委嘱地域(校)	研究テーマ・研究内容
平成17～18年度	伊奈町教育委員会	小室小学校 伊奈中学校	知育・德育・体育を支える食育の推進 －朝食からはじめる健康づくり－
	八潮市教育委員会	八條中学校	知育・德育・体育を支える食育の推進 －朝食からはじめる健康づくり－
平成19～20年度	鳩ヶ谷市教育委員会	鳩ヶ谷市内全小・中学校	心豊かに生きる力を育む教育 －学校・家庭・地域が一体となった児童生徒の望ましい食習慣の育成を目指して－
平成20年度	春日部市教育委員会	八木崎小学校 上沖小学校 立野小学校 大沼中学校 中野中学校	子どもの健康を育み、学校・家庭・地域の連携を図る総合食育の推進

(ウ) 交通安全推進事業

委嘱年度	委嘱学校名	
平成19年度	県立皆野高等学校	県立本庄北高等学校

(エ) 子どもあんしん登下校推進事業委嘱校

委嘱年度	委嘱学校名	
平成19年度	県立川越西高等学校	県立八潮高等学校

イ 埼玉県教育委員会研究委嘱校研究テーマ一覧

研究領域	学 校 名	研 究 主 題 等	年 度
学校保健研究校	三郷市立後谷小学校	学校生活が豊かにできる児童の育成	平成8~9年度
	寄居町立城南中学校	豊かな心と健やかな体を育てる健康教育	平成8~9年度
	春日部市立宮川小学校	心豊かでたくましい子の育成	平成10~11年度
	北本市立北本中学校	将来に生きてはたらく健康教育の推進	平成10~11年度
	さいたま市立仲本小学校	すこやかな今日・明日・未来を拓く健康教育	平成12~13年度
	上里町立上里北中学校	自他共に心身の健康を図る生き方の推進	平成12~13年度
学校安全研究校	滑川町立滑川幼稚園	安全な生活を送り、生き生きと活動する幼児の育成	平成9~10年度
	長瀬町立長瀬第二小学校	安全への自覚を持ち、自ら安全な行動のできる子の育成	平成9~10年度
	菖蒲町立菖蒲南中学校	自他の生命を尊重し、的確な判断の下に安全に行動できる生徒の育成	平成9~10年度
	深谷市立上柴西幼稚園	幼稚園における交通安全教育	平成11~12年度
	吉川市立吉川小学校	進んで安全に心がけ、主体的に行動できる児童の育成	平成11~12年度
	小川町立上野台中学校	安全について自ら正しく判断し、行動できる生徒の育成	平成11~12年度
	杉戸町立西幼稚園	日常生活の中での健康・安全教育について考える	平成13~14年度
	神川町立渡瀬小学校	くらしの中で、安全を考え、主体的に行動できる	平成13~14年度
学校給食研究校	白岡町立白岡中学校	生涯にわたり自ら安全な生活が実践できる生徒の育成	平成13~14年度
	所沢市立清進小学校	自ら進んで望ましい食生活を実践していく子の育成	平成9~10年度
	鶴ヶ島市立藤中学校	豊かな心と体を育む学校給食	平成9~10年度
	熊谷市立佐谷田小学校	豊かな心と丈夫な体を育てる給食指導	平成11~12年度
	庄和町立葛飾中学校	自ら学び進んで健康づくり	平成11~12年度
	秩父市立影森小学校	豊かな心と健康な体を育てる給食指導	平成13~14年度
高等学校交通安全	川島町立川島中学校	豊かな心と体を育む学校給食	平成13~14年度
	埼玉県立三郷高等学校	地域に根ざした交通安全指導について	平成9年度
	埼玉県立幸手商業高等学校	生徒の自主性を促す交通安全指導	平成9年度
	埼玉県立吉川高等学校	本校における交通安全指導	平成9年度
	埼玉県立岩槻北陵高等学校	自転車通学のマナーと雨天時を中心とした交通安全指導	平成9年度
	埼玉県立所沢商業高等学校	通学路における交通安全指導について	平成9年度
	埼玉県立岩槻北陵高等学校	地域に根ざした交通安全指導について	平成10年度
	埼玉県立日高高等学校	自転車利用と地域に根ざした交通安全指導	平成10年度
	埼玉県立上尾橘高等学校	保護者と連携し、生徒の自主性を促す交通安全指導	平成10年度
	埼玉県立小鹿野高等学校	原動機付自転車通学における交通安全指導の充実	平成10年度
	埼玉県立小鹿野高等学校	原動機付自転車通学における交通安全指導の充実	平成11年度
	埼玉県立坂戸西高等学校	正しい交通マナーの育成と事故防止について	平成11年度
	埼玉県立妻沼高等学校	交通安全に対する生徒の意識の高揚と交通マナーの徹底	平成11年度
	埼玉県立草加西高等学校	自転車通学におけるマナーと交通安全指導	平成11年度
	埼玉県立幸手高等学校	自転車運転マナー向上と交通安全指導	平成12年度
	埼玉県立越谷総合技術高等学校	自転車通学におけるマナーの育成と交通安全指導の充実	平成12年度
	埼玉県立妻沼高等学校	地域と共に育む交通安全意識	平成12年度
	埼玉県立児玉白楊高等学校	地域に根ざした交通安全指導	平成12年度
	埼玉立三郷北高等学校	雨天時交通安全指導について	平成13年度
	埼玉県立幸手高等学校	①生徒一人一人の交通ルールマナーの意識向上 ②地域に貢献する交通ルール推進運動について	平成13年度
	埼玉県立越谷東高等学校	地域に根ざした交通安全指導について	平成13年度
	埼玉県立上尾南高等学校	地域と連携した交通安全指導と交通マナーの向上を目指して	平成13年度
高等学校等防災教育推進校	埼玉県立所沢商業高等学校	地域と連携した防災拠点校の役割について	平成10年度
	埼玉県立川口養護学校	大震災を想定したスクールバス下校時における避難訓練について	平成10年度
	埼玉県立所沢商業高等学校	学校、家庭及び地域と連携した防災教育や防災計画のあり方	平成11年度
	埼玉県立和光養護学校	地震発生時における緊急下校訓練について	平成11年度
	埼玉県立玉川工業高等学校	地域と連携した防災教育の推進	平成12年度
	埼玉県立所沢養護学校	大地震を想定した非常時対策について	平成12年度
	埼玉県立岩槻商業高等学校	家庭・地域社会と連携した防災意識の高揚	平成12年度
	埼玉県立蓮田養護学校	学校防災マニュアルの見直しについて	平成13年度

ウ 文部科学省等研究指定等

研究領域	地域・学校名	研究主題等	年 度
エイズ教育 (性教育)	日高市	ともに学びともに生きる -地域に広げるエイズ教育(性教育)をめざして-	平成11～13年度
	加須市	「学び 考え 正しく行動できる力の育成」 -学校・家庭・地域社会が連携したエイズ教育(性教育)-	平成14～16年度
健 康 教 育 総 合 推 進 モ デ ル 事 業	鶴ヶ島市	学校・地域・家庭が一体となった防災教育の推進	平成10～12年度
	鳩ヶ谷市	心の健康つくり -心豊かにたくましく生きる力を育む-	平成13～15年度
	大利根町	地域連携を基盤にした生活習慣の定着を図る 童謡のふる里おおとねの健康教育	平成13～15年度
歯・口の 健 康 つ く り	羽生市立岩瀬小学校	心も体もすくすく成長し、生き生き活動する 岩瀬の子の育成 -しっかり食べしっかり磨く健康な生活をめざして-	平成11～12年度
	越生町立越生小学校	健康の大切さに気づき、進んで活躍する越生っ子の育成 -歯・口の健康つくりではつらつパワーを!-	平成13～14年度
	越谷市立大袋小学校	心身ともに健康でたくましい子の育成 -歯・口の健康つくりを通して、生きる力をはぐくむ子	平成15～16年度
	川口市立小谷場中学校	「歯・口の健康つくり」を中心とした健康への関心を高め、進んで健康つくりに取り組む生徒の育成	平成17～18年度
	本庄市立本庄南中学校	自ら進んで健康つくりができる生徒の育成 -歯と口の健康つくりを通して-	平成19～20年度
児童生徒の生活習慣と 健康等に関する実践調査 研 究 事 業	川口市教育委員会 川口市立戸塚南小学校	心身ともに健康な子どもの育成 -基本的生活習慣の理解と実践-	平成18年度
子どもの健康を守る地 域専門家総合連携事業 モ デ ル 指 定 地 域	日高市教育委員会 日高市立武藏台小学校	心身ともに健康な子どもの育成 一心の健康づくりを中心に-	平成20年度
	北川辺町教育委員会 北川辺町北川辺保育所 北川辺町北川辺幼稚園 北川辺町立西小学校 北川辺町立東小学校 北川辺町立北川辺中学校	規則正しい生活を送り、健やかな体をつくる子ども ～肥満対策と歯と口の健康づくりを中心に～	平成20年度
	県立児玉自揚高等学校	自転車の乗車に必要な交通ルールや交通マナーの習得のための学校と地域の連携の在り方	平成12～13年度
交 通 安 全 教 育 実 践 地 域 事 業	県立幸手高等学校	生徒の生きる力、自主性、考える力を伸張し地域に根ざした交通安全マナーの向上を目指して	平成14～15年度
	県立富士見高等学校	生命を守る心を地域とともに育てる交通安全教育	平成16～17年度
	県立小鹿野高等学校	地域関係諸機関・PTAと連携した交通安全教育の充実	平成18～19年度
	県立蓮田高等学校	道路交通法の改正に伴う 今後における自転車の安全指導の進め方	平成20年度
	神川町教育委員会 玉川村教育委員会	交通安全教育推進地域	平成13～14年度 平成15～16年度
学 校 安 全 研 究 推 進 事 業	県立所沢商業高等学校	地域と連携した防災教育の進め方	平成11～12年度
	滑川町立滑川幼稚園	安全意識が芽生え生き生きと活動できる幼児の育成	平成17～18年度
地 域 ぐ る み の モ デ ル 事 業	さいたま市 さいたま市立大谷場小学校	輝く ひとみあふれる地域ぐるみの学校安全	平成14年度
	小川町立八和田小学校 小川町立東小川小学校	学校・家庭・地域でつくる健やかネットワーク	平成15年度
	八潮市立八幡小学校	地域ではぐくむ学校安全教育	平成16年度
	熊谷市教育委員会	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業モデル地域	平成17年度
	鴻巣市教育委員会	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業モデル地域	平成18年度
	三郷市教育委員会	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業モデル地域	平成19年度
	鶴ヶ島市教育委員会	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業モデル地域	平成20年度
	鷺宮町教育委員会	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業モデル地域(IT)	平成20年度

学 校 給 食	東松山市教育委員会	効果的な衛生管理体制の在り方についての実践的な調査研究	平成 9 ~ 11 年度
	庄和町教育委員会	自ら学び進んで健康づくりに努める児童生徒の育成	平成 12 ~ 13 年度
安 全 か つ 安 心 な 学 校 給 食 推 進 事 業	伊奈町教育委員会	安全かつ安心な学校給食体制をつくるために~安全な食品の確保と安全喫食を中心~	平成 15 年度
	所沢市教育委員会	安全かつ安心な学校給食の提供 ~生産者の顔の見える食材をおいしく安全に調理して~	平成 16 年度
	羽生市教育委員会	安全かつ安心な学校給食の提供 ~安全な食材を確保するための体制づくりをめざして~	平成 17 年度
	新座市教育委員会	豊かな心と健康な体をもち、自ら進んで活動する子どもをめざして	平成 15 ~ 16 年度
学校給食における 学校・家庭・地域の 連携推進事業	幸手市教育委員会	心身ともに健康な体をつくる食育教育	平成 17 ~ 18 年度
	鳩ヶ谷市教育委員会	心豊かに生きる力を育む食育	平成 19 ~ 20 年
	伊奈町教育委員会 伊奈町立小室小学校 伊奈町立伊奈中学校	「食育を通して豊かな心をはぐくみ、地域とともに生きる子どもの育成」	平成 16 ~ 18 年度
学 校 を 中 心 と し た 食 育 推 進	越谷市教育委員会 越谷市立越ヶ谷小学校	自ら学び心豊かに生きる子の育成 ~自分の健康を考え、望ましい食生活を目指す子を育てる食育の推進~	平成 17 ~ 18 年度
	春日部市教育委員会 春日部市立八木崎小学校 春日部市立上沖小学校 春日部市立立野小学校 春日部市立大沼中学校 春日部市立中野中学校	子どもの健康を育み、学校・家庭・地域の連携を図る総合食育の推進	平成 20 年度
栄養教諭を中心とした 食 育 推 進 事 業	上尾市教育委員会	食で育てよう 豊かな人間性	平成 21 年度
	鳩ヶ谷市教育委員会	心豊かに生きる力を育む食育	
	所沢市教育委員会	学校とともに地域ぐるみで食の楽しさ、大切さ、感心をもつ子どもの育成	

工 薬物乱用防止教育支援体制整備・活用モデル推進事業

研 究 主 题	地 域	実 践 発 表 校 等	年 度
薬物乱用防止教育に学校・家庭・地域が一体となって取り組み、学校における薬物乱用防止に関する指導の充実を図る	熊 谷 市	熊谷西小学校 熊谷市立富士見中学校45 熊谷市立女子高等学校	平成 13 年度
	坂 戸 市	坂戸市立千代田小学校 坂戸市立北坂戸中学校 埼玉県立坂戸西高等学校 川越市立広谷小学校	平成 14 年度
	川 口 市	川口市立幸町小学校 川口市立芝東中学校 川口市立県陽高等学校	平成 15 年度
	上 尾 市	上尾中学校区 上尾市立上尾小学校 上尾市立上尾中学校	平成 16 年度
	入 間 市	入 間 市 教 育 委 員 会	平成 17 年度
	草 加 市	草加中学校区 草加市立草加小学校 草加市立西町小学校 草加市立草加中学校	
	鳩 山 町	鳩 山 町 教 育 委 員 会	平成 18 年度
	越 谷 市	越 谷 市 教 育 委 員 会	
	越 県 立 学 校 内 校	越ヶ谷高等学校 越谷北高等学校 越谷総合技術高等学校 越谷西高等学校 越谷東高等学校 越谷南高等学校 越ヶ谷高等学校(定時制) 越谷養護学校 越谷西養護学校	

才 県立学校「防災拠点校」一覧 合計38校

東 部 地 区	西 部 地 区	南 部 地 域	北 部 地 区
県 立 草 加 高 等 学 校	県 立 所 沢 商 業 高 等 学 校	県 立 浦 和 西 高 等 学 校	県 立 本 庄 高 等 学 校
県 立 越 谷 北 高 等 学 校	県 立 松 山 女 子 高 等 学 校	県 立 川 口 工 業 高 等 学 校	県 立 鴻 巢 女 子 高 等 学 校
県 立 久 喜 工 業 高 等 学 校	県 立 玉 川 工 業 高 等 学 校	県 立 川 口 高 等 学 校	県 立 熊 谷 西 高 等 学 校
県 立 幸 手 商 業 高 等 学 校	県 立 豊 岡 高 等 学 校	県 立 大 宮 高 等 学 校	県 立 進 修 館 高 等 学 校
県 立 羽 生 実 業 高 等 学 校	県 立 和 光 高 等 学 校	県 立 南 稜 高 等 学 校	県 立 深 谷 商 業 高 等 学 校
県 立 杉 戸 高 等 学 校	県 立 越 工 業 高 等 学 校	県 立 浦 和 北 高 等 学 校	
県 立 春 日 部 高 等 学 校	県 立 飯 能 高 等 学 校	県 立 い づ み 高 等 学 校	
県 立 越 ケ 谷 高 等 学 校	県 立 川 越 高 等 学 校	県 立 浦 和 第 一 女 子 高 等 学 校	
県 立 春 日 部 女 子 高 等 学 校	県 立 朝 霞 高 等 学 校	県 立 上 尾 高 等 学 校	
県 立 蓼 田 高 等 学 校	県 立 坂 戸 高 等 学 校	県 立 蕨 高 等 学 校	
	県 立 新 座 柳 瀬 高 等 学 校	県 立 岩 樹 商 業 高 等 学 校	
	県 立 狹 山 経 済 高 等 学 校		

(2) 全国・埼玉県表彰校一覧

表彰類別			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
全 国 表 彰	全 日 本 学 校 歯 科 保 健	優 秀 校	文部科学大臣賞 熊谷市立成田小学校 (最優秀校・文部科学大臣賞)	羽生市立手子林小学校 (最優秀校・文部科学大臣賞)	該当校なし	羽生市立羽生北小学校 (最優秀賞・文部科学大臣賞)
			日本歯科医師会会長賞 羽生市立羽生北小学校 (特別賞・日本歯科医師会会长賞)	さいたま市立桜木小学校 (特別賞・日本歯科医師会会长賞)	川口市立並木小学校 (特別賞・日本歯科医師会会长賞)	羽生市立羽生南小学校 (特別賞・日本歯科医師会会长賞)
		優良校等	鳩山町立鳩丘小学校 宮代町立百間小学校	羽生市立羽生南小学校 さいたま市立木崎小学校 さいたま市立岸町小学校	羽生市立新郷第一小学校 羽生市立岩瀬小学校 さいたま市立高砂小学校 さいたま市立大宮小学校	羽生市立手小林小学校 さいたま市立桜木小学校 さいたま市立針ヶ谷小学校
	健 康 教 育 推 進 校 (日学保)	学校給食優良学校	文部科学大臣賞 川口市立原町小学校	さいたま市立美園中学校 川越市立菅間学校給食センター	全国農業協同組合連合会埼玉県本部	該当校なし
		最優秀校	川口市立青木中央小学校	川口市立領家小学校	川口市立並木小学校	該当校なし
		優秀校	越谷市立大沢北小学校	該当校なし	川口市立東領家小学校 川口市立十二月田中学校	川口市立新郷小学校
		優良校	熊谷市立熊谷南小学校 さいたま市立尾間木小学校	羽生市立川俣小学校 越谷市立大袋北小学校 さいたま市立岸町小学校 さいたま市立植水中学校	さいたま市立田島中学校	さいたま市立岸町小学校 久喜市立太東中学校 川口市立領家中学校
	全日本交通安全	優良学校	県立富士見高等学校	県立大宮南高等学校	県立川越南高等学校	県立川越工業高等学校
県 表 彰	学校保健	優良学校	羽生市立川俣小学校 久喜市立久喜小学校 越谷市立大袋北小学校 杉戸町立西小学校 鳩山町立松栄小学校 川口市立朝日東小学校 さいたま市立常磐小学校 さいたま市立浦和大里小学校 さいたま市立沼影小学校 川口市立西中学校	さいたま市立大宮小学校 川口市立並木小学校 川口市立東領家小学校 越谷市立大相模小学校 鳩山町立鳩丘小学校 川口市立十二月田中学校 杉戸町立杉戸中学校	川口市立新郷小学校 川口市立戸塚北小学校 さいたま市立常盤小学校 羽生市立羽生南小学校 川口市立西中学校 川口市立領家中学校 久喜市立太東中学校	上尾市立平方北小学校 川口市立原町小学校 川口市立東領家小学校 川口市立並木小学校 久喜市立青毛小学校 さいたま市立栄和小学校 さいたま市立常盤小学校 川口市立芝西中学校 川口市立十二月田中学校 戸田市立戸田東中学校
			八潮市立八幡小学校 春日部市立八木崎小学校 川口市立神根小学校 川口市立領家小学校 県立富士見高等学校	川口市立舟戸幼稚園 川口市立芝西小学校 川口市立芝中学校 さいたま市立植水中学校 県立菖蒲高等学校	川口市立芝園小学校 川口市立領家小学校 さいたま市立北浦小学校 川口市立十二月田中学校 さいたま市立田島中学校	川口市立舟戸幼稚園 川口市立神根小学校 川口市立戸塚北小学校 久喜市立久喜北小学校 さいたま市立八王子中学校
	学校給食	優良学校	川口市立並木小学校 川口市立戸塚南小学校 さいたま市立美園中学校	川口市立前川小学校 川口市立新郷小学校 川口市立芝園小学校 春日部市立武里南小学校 県立川島ひばりが丘養護学校	川口市立青木中央小学校 川口市立並木小学校 川口市立前川東小学校 春日部市立立野小学校 越谷市立越ヶ谷小学校 さいたま市立宮前小学校	川口市立芝富士小学校 川口市立戸塚南小学校 川口市立本町小学校 春日部市立八木崎小学校 さいたま市立尾間木小学校 鳩ヶ谷市立辻小学校 さいたま市立田島中学校
			特別表彰校	羽生市立羽生南小学校 羽生市立羽生北小学校 羽生市立西中学校 羽生市立南中学校 川口市立幸並中学校	羽生市立羽生北小学校 羽生市立羽生南小学校 羽生市立西中学校 羽生市立南中学校 川口市立幸並中学校	羽生市立羽生北小学校 さいたま市立高砂小学校 羽生市立西中学校 羽生市立南中学校 川口市立幸並中学校 加須市立加須西中学校 さいたま市立原山中学校
	最優秀校	小規模校 〃 中規模校 〃 大規模校 〃	さいたま市立桜木小学校 川口市立安行東中学校 羽生市立手子林小学校 加須市立加須西中学校 さいたま市立高砂小学校 さいたま市立原山中学校	羽生市立岩瀬小学校 宮代町立前原中学校 羽生市立手子林小学校 加須市立加須西中学校 さいたま市立高砂小学校 さいたま市立原山中学校	羽生市立新郷第一小学校 宮代町立前原中学校 熊谷市立成田小学校 加須市立加須西中学校 川口市立並木小学校 杉戸町立杉戸中学校	羽生市立新郷第一小学校 上尾市立大谷中学校 羽生市立手子林小学校 羽生市立東中学校 川口市立並木小学校 川口市立南中学校
			小規模校 〃 中規模校 〃 大規模校 〃	鳩山町立鳩丘小学校 羽生市立新郷第一小学校 宮代町立前原中学校 深谷市立花園中学校 さいたま市立岸町小学校 さいたま市立仲町小学校 三郷市立瑞穂中学校 川口市立東中学校 さいたま市立木崎小学校 さいたま市立常盤小学校 杉戸町立杉戸中学校 騎西町立騎西中学校	さいたま市立桜木小学校 羽生市立新郷第一小学校 川口市立安行東中学校 川口市立仲町中学校 さいたま市立大宮小学校 さいたま市立岸町小学校 三郷市立瑞穂中学校 さいたま市立上大久保中学校 川口市立並木小学校 さいたま市立常盤小学校 杉戸町立杉戸中学校 騎西町立騎西中学校	さいたま市立桜木小学校 羽生市立岩瀬小学校 川口市立領家中学校 寄居町立城南中学校 羽生市立手子林小学校 さいたま市立北浦小学校 川口市立南中学校 寄居町立寄居中学校 さいたま市立針ヶ谷小学校 さいたま市立常盤小学校 さいたま市立大久保中学校 さいたま市立土合中学校

3 健康教育関係参考図書及びビデオ等一覧

(1) 参考図書一覧 <学校保健>

名 称	発 行	発行年月
みんなでつくる子どもの健康 －学校保健委員会運営に関する手引き－	埼玉県教育委員会 埼玉県学校保健会	平成11年3月
学校における水泳プールの保健衛生管理	(財) 日本学校保健会	平成11年3月
学校における性教育の考え方進め方	文 部 省	平成11年3月
心の健康問題の理解と対応	(財) 日本学校保健会	平成12年2月
学校保健委員会マニュアル	(財) 日本学校保健会	平成12年2月
新しい保健学習のモデル	(財) 日本学校保健会	平成12年2月
薬物相談機関ガイドブック	埼 玉 県	平成12年3月
学校における結核管理マニュアル	(財) 日本学校保健会	平成12年5月
3・4年生から始める小学校保健学習のプラン －新学習指導要領に基づく授業の展開－	(財) 日本学校保健会	平成13年2月
生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり	(財) 日本学校保健会	平成13年2月
薬物乱用防止教育指導事例集	埼玉県教育委員会	平成13年3月
養護教諭が行う健康相談活動の進め方	(財) 日本学校保健会	平成13年3月
養護教諭の特性を生かした保健学習、保健指導の基本と実際	(財) 日本学校保健会	平成13年3月
みんなでいきるために－エイズ教育参考資料－	(財) 日本学校保健会	平成13年3月
実践力を育てる中学校保健学習のプラン －新学習指導要領に基づく授業の展開－	(財) 日本学校保健会	平成13年9月
意志決定・行動選択の力を育てる高等学校保健学習のプラン －新学習指導要領に基づく授業の展開－	(財) 日本学校保健会	平成13年9月
性感染症予防に関する指導マニュアル	文 部 科 学 省	平成14年4月
養護教諭が行う心と体への健康相談活動実践のためのQ&A	埼玉県教育委員会	平成15年3月
学校保健活動推進マニュアル	(財) 日本学校保健会	平成15年2月
定期健康診断における 結核検診マニュアル	(財) 日本学校保健会	平成15年2月
小学校保健学習の指導と評価 －目標に準拠した評価が分かる具体的な展開例－	(財) 日本学校保健会	平成15年2月
中学校保健学習の指導と評価 －授業計画の作成から評価までの実際－	(財) 日本学校保健会	平成15年2月
高等学校保健学習の指導と評価 －生徒・授業を変える評価への転換－	(財) 日本学校保健会	平成15年2月
保健主事の手引き<三訂版>	(財) 日本学校保健会	平成16年2月
学校保健ハンドブック	埼玉県教育委員会 埼玉県学校保健会	平成16年3月
喫煙飲酒薬物乱用防止に関する指導参考資料（中学校編）	(財) 日本学校保健会	平成16年3月
喫煙飲酒薬物乱用防止に関する指導参考資料（高校編）	(財) 日本学校保健会	平成16年8月
喫煙飲酒薬物乱用防止に関する指導参考資料（小学校編）	(財) 日本学校保健会	平成17年2月
養護教諭の専門性と保健室の機能を生かした保健室経営の進め方	(財) 日本学校保健会	平成16年3月
健康相談活動実践事例集 かたりすと	埼玉県教育委員会	平成16年3月
学校における薬物相談マニュアル	埼玉県教育委員会	平成16年7月
学校における感染症発生時の対応	埼玉県教育委員会 埼玉県学校保健会	平成17年3月
学校薬剤師の薬物乱用防止講演資料集	埼玉県教育委員会 埼玉県学校薬剤師会	平成17年11月
喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導参考資料	埼玉県教育委員会	平成17年11月
「児童生徒の心身の健康課題に関する実態調査」報告書	埼玉県教育委員会	平成17年2月
ゆたかな身体と心を育むための「望ましい生活習慣づくり」改訂版	(財) 日本学校保健会	平成17年2月
学校歯科保健参考資料 「生きる力をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」	文 部 科 学 省	平成17年3月
児童生徒の健康診断マニュアル（改訂版）	(財) 日本学校保健会	平成18年11月
なるほど保健学習	埼玉県教育委員会 埼玉県学校保健会	平成18年11月
子どものメンタルヘルスの理解とその対応	(財) 日本学校保健会	平成19年2月
学校における性教育実践のための事例集	埼玉県教育委員会	平成19年3月
IT機器の使用が子どもの心に及ぼす影響について	埼玉県学校保健会	平成19年6月
教育機関における特定建築物の環境衛生維持管理マニュアル	埼玉県教育委員会	平成20年3月
薬物乱用防止教室マニュアル<改訂>	(財) 日本学校保健会	平成20年4月
「新学習指導要領に基づく」これからの小学校保健学習	(財) 日本学校保健会	平成21年2月
「新学習指導要領に基づく」これからの中学校保健学習	(財) 日本学校保健会	平成21年2月
「新学習指導要領に基づく」これからの高等学校保健学習	(財) 日本学校保健会	平成21年4月

<学校安全>

名 称	発 行	発行年月
「学校防災マニュアル」作成のために 一小・中学校編一	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成11年3月
学校におけるこれからの交通安全教育の進め方	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成12年3月
組織活動を生かした学校安全 －家庭や地域社会との連携の在り方－	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成13年3月
地域と結ぶ学校防災推進事業実施報告書	埼玉県教育委員会	平成13年3月
「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育	文 部 科 学 省	平成13年10月
幼稚児童生徒の安全確保に対する緊急対応マニュアル －不審者による事故発生時における対応事例－	埼玉県教育委員会	平成13年7月
幼稚児童生徒の安全確保に係る措置事例集 －より安全な学校（園）とするために－	埼玉県教育委員会	平成13年7月
改訂版 学校安全Q&A －生活安全編－	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成14年3月
学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル	文 部 科 学 省	平成15年2月
新学習指導要領にもとづいた学級における安全指導の展開	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成15年3月
学校の安全管理に関する取組事例集	文 部 科 学 省	平成15年10月
不審者から子どもを守る対応マニュアル	埼玉県教育委員会	平成15年12月
小・中学校安全点検要領（新訂版）	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成16年3月
高校生のための交通安全教育指導案集	埼玉県教育委員会 埼玉県高等学校安全教育研究会	平成18年3月
地域安全マップ作製マニュアル	埼玉県教育委員会	平成18年5月
学校における交通安全教育の推進	埼玉県教育委員会 埼玉県高等学校安全教育研究会	平成19年3月
危機管理・防災に関する教材及び指導展開例（中学生用）	埼玉県	平成19年3月
防犯教育実践事例集－地域安全マップ集－	埼玉県教育委員会	平成19年3月
地域・関係諸機関と連携した安全教育の推進	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成20年3月

<学校給食>

名 称	発 行	発行年月
学校給食の手引 納食主任必携	埼玉県教育委員会	平成10年3月
学校におけるごみ処理等参考資料	文 部 科 学 省	平成11年3月
食に関する指導の実践事例集	文 部 科 学 省	平成12年1月
食に関する指導参考資料	文 部 科 学 省	平成12年3月
平成12年度学校給食〈関係資料〉	日本体育・学校健康センター	平成13年1月
要保護及準要保護児童生徒援助費補助金 (医療費・学校給食費) 事務手引	埼玉県教育委員会	平成13年2月
食中毒防止のための学校給食調理環境事例集	日本体育・学校健康センター	平成14年3月
食中毒防止のための学校給食調理環境改善事例集2集	日本体育・学校健康センター	平成15年3月
食中毒防止のための学校給食調理環境改善事例集3集	日本スポーツ振興センター	平成16年3月
学校給食要覧 平成17年版	日本スポーツ振興センター	平成18年3月
改訂 学校給食の手引き－管理運営編－	埼玉県教育委員会	平成17年3月
学校における食育推進指針モデル「進めよう食育」	埼玉県教育委員会	平成19年3月
食に関する指導の手引	文 部 科 学 省	平成19年3月
小学校中学年用食育学習教材「楽しく食べてけんこうな生活」	埼玉県教育委員会	平成20年3月

(2) ビデオ等
<学校保健>

名 称	発 行
薬物乱用防止教材ビデオ NO ! 脳からの警告 中学校用 24分 VHS	文部省
ストップ・ザ・薬物 ~自分をだいじにしよう~ 薬物乱用防止教育ビデオ (小学校用) 28分 VHS	日本学校保健会
育てたい生きる力 喫煙・飲酒・薬物乱用防止のために 薬物乱用防止教育指導者用ビデオ 58分 VHS	日本学校保健会
DRUG (研修用) 文部科学省選定作品 2001年度作品 113分 VHS	青少年育成国民会議
暗雲を吹き払う風 (高校生用) 薬物乱用防止教育教材 CD-ROM	文部科学省
薬物乱用防止教室 効果的な指導のために	文部科学省
まさかの未来 (小・中・高等学校用) 30分 VHS	財団法人日本交通管理技術協会
ダメ。ゼッタイ。「薬物乱用SOS!」 VHS	財団法人麻薬・覚せい剤乱用 防止センター
ドラッグの真実 DVD	東京都福祉保健局
夜回り先生 (水谷修のメッセージ) 約90分 VHS	NHKソフトウェア
T r a p 「罠」 (高校生対象) 約25分 DVD	警視庁刑事局組織犯罪対策部 薬物銃器対策課 監修

<学校安全>

あんしん登下校 (小学生用) 18分 VHS	埼玉県教育委員会
ビジュアル版 幸せ運ぼう～阪神・淡路大震災から学ぶ～	「ビジュアル版 幸せ運ぼう」 制作委員会

<学校給食>

名 称	発 行
学校給食中毒防止ビデオ 食中毒を根絶する (21分)	日本体育・学校健康センター
〃 常温放置を追放する (21分)	日本体育・学校健康センター
〃 水を制御する (21分)	日本体育・学校健康センター
〃 汚染を広げない (21分)	日本体育・学校健康センター
〃 これで安心学校給食 (21分)	日本体育・学校健康センター
〃 ドライ運用のカギは人 (21分)	日本体育・学校健康センター
〃 ノロウィルス食中毒への対策 (21分)	日本スポーツ振興センター
〃 安全でより豊かな学校給食のために (21分)	日本スポーツ振興センター

4 関係機関等の連絡先一覧 (平成21年4月1日)

名 称 所 在 地	電話番号	FAX
埼玉県教育局県立学校部保健体育課 330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	(総務担当) 048-830-6965 (健康教育担当) 保健・安全 048-830-6963 (食育・学校給食担当) 048-830-6968	048-830-4971
独立行政法人日本スポーツ振興センター東京支所 160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	03-5410-9165	03-5410-9136
(財) 埼玉県学校給食会 364-0011 北本市朝日2-288	048-592-2115	048-592-2496
埼玉県環境部青空再生課 (大気監視担当) 330-9301 さいたま市桜区上大久保639-1	048-855-1866	048-852-5982
埼玉県保健医療部 疾患対策課 (感染症対策担当) 食品安全課 (監視・食中毒担当) 薬務課 (薬物対策担当) 薬務課 (薬事計画・AED推進担当) 健康づくり支援課 (食育・歯科)	048-830-3557 048-830-3611 048-830-3633 048-830-3624 048-830-3581	048-830-4809 048-824-2194 048-830-4806 048-830-4806 048-830-4804
330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号		

実践事例等資料協力校等一覧

<学校保健> 川口市立並木小学校

熊谷市立玉井中学校

上尾市立上尾中学校

<学校安全> 鶴ヶ島市教育委員会

所沢市立和田小学校

熊谷市立妻沼小学校

小鹿野町立長若中学校

埼玉県危機管理防災部危機管理課

<学校給食> 鳩ヶ谷市教育委員会
秩父市教育委員会

春日部市教育委員会
寄居町教育委員会

春日部市立八木崎小学校
深谷市立深谷小学校

鳩ヶ谷市立辻小学校

新座市立第六中学校

秩父市立影森小学校共同調理場 寄居町立学校給食センター

平成21年度 埼玉県学校健康教育必携第9号

平成21年3月発行

編集発行 埼玉県教育局県立学校部保健体育課

所在地 〒336-8501 さいたま市浦和区高砂3-15-1

総務担当 048-830-6965 (直通)

健康教育担当 048-830-6963 (直通)

学校給食担当 048-830-6968 (直通)

FAX(全担当共通) 048-830-4971

保健体育課ホームページ

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/A20/BC00/core.html>)



古紙配合率70%再生紙を使用しています

